

| 種類  | 品種    | 大正五年 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|-------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|     |       | 月    | 日 | 月 | 日 | 月 | 日 | 月 | 日 | 月 | 日 | 月 | 日 |
| 大麥  | ゴールデン | 八    | 二 | 八 | 三 | 八 | 三 | 八 | 一 | 八 | 二 | 八 | 三 |
| 小麥  | 在來種   | 八    | 七 | 九 | 七 | 八 | 三 | 八 | 三 | 八 | 二 | 八 | 三 |
| 裸麥  | 丸實    | 八    | 一 | 八 | 三 | 八 | 三 | 八 | 二 | 八 | 三 | 八 | 三 |
| ライ麥 | 在來種   | 八    | 七 | 九 | 八 | 九 | 四 | 八 | 三 | 八 | 三 | 九 | 一 |
| 燕麥  | インブル  | 八    | 三 | 九 | 三 | 九 | 三 | 八 | 三 | 九 | 一 | 九 | 六 |
| 雲苔  | ブドリ   | 八    | 三 | 九 | 三 | 九 | 三 | 八 | 三 | 九 | 一 | 九 | 六 |
| 蕎麥  | ハムブル  | 八    | 三 | 九 | 三 | 九 | 三 | 八 | 三 | 九 | 一 | 九 | 六 |
| 蕎麥  | 夏蕎麥   | 九    | 七 | 九 | 一 | 九 | 一 | 九 | 一 | 九 | 一 | 九 | 一 |
| 豌豆  | 青手無   | 八    | 二 | 九 | 三 | 八 | 三 | 九 | 一 | 九 | 一 | 九 | 一 |
| 蠶豆  | 在來種   | 八    | 三 | 九 | 九 | 九 | 五 | 八 | 二 | 八 | 九 | 九 | 五 |
| 馬鈴薯 | 在來種   | 九    | 七 | 九 | 一 | 九 | 一 | 一 | 〇 | 一 | 〇 | 一 | 〇 |

成熟期

| 種類  | 播種期  | 大正五年 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|     |      | 月    | 日 | 月 | 日 | 月 | 日 | 月 | 日 | 月 | 日 | 月 | 日 |
| 蕎麥  | 六月上旬 | 五    | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 |
| 豌豆  | 五月上旬 | 五    | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 |
| 蠶豆  | 五月中旬 | 五    | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 |
| 馬鈴薯 | 同上   | 五    | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 |
| 大麥  | 同上   | 五    | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 |
| 小麥  | 同上   | 五    | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 |
| 裸麥  | 同上   | 五    | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 |
| 燕麥  | 同上   | 五    | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 |
| 雲苔  | 同上   | 五    | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 | 五 | 月 |



殖民及農業

反當收量

| 種類  | 品名       | 大正五年  | 同六年   | 同七年   | 同八年   | 同九年   | 同十年   | 同十一年  | 平年    | 同十二年  |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大麥  | ゴールデンメロン | 0.88石 | 1.28石 | 0.98石 | 1.00石 | 0.30石 | 0.55石 | 1.26石 | 0.93石 | 2.28石 |
| 小麥  | 丸實       | 1.10石 | 1.14石 | 1.14石 | 0.97石 | 0.47石 | 0.65石 | 1.25石 | 1.00石 | 1.94石 |
| 裸麥  | 丸實       | 0.83石 | 1.05石 | 1.04石 | 0.81石 | 0.26石 | 1.24石 | 1.35石 | 0.99石 | 1.83石 |
| ライ麥 | 在來       | 1.07石 | 1.06石 | 1.10石 | 1.04石 | 1.05石 | 1.14石 | 1.15石 | 1.22石 | 2.12石 |
| 燕麥  | イングル     | 3.10石 | 2.42石 | 3.22石 | 3.81石 | 2.00石 | 3.14石 | 3.83石 | 3.25石 | 4.87石 |
| 蕓苔  | ブドリ      | 1.13石 | 1.82石 | 1.71石 | 1.55石 | 0.41石 | 2.09石 | 1.60石 | 1.60石 | 2.00石 |
| 蕎麥  | 夏蕎麥      | 1.74石 | 1.23石 | 1.71石 | 1.55石 | 1.44石 | 1.87石 | 1.58石 | 1.58石 | 1.42石 |
| 豌豆  | 青手無      | 1.56石 | 0.81石 | 0.65石 | 1.80石 | 0.36石 | 1.70石 | 0.44石 | 1.29石 | 1.69石 |
| 蠶豆  | 在來       | 1.59石 | 2.40石 | 1.80石 | 2.30石 | 0.30石 | 1.50石 | 0.60石 | 1.56石 | 2.60石 |
| 馬鈴薯 | 在來       | 4.40石 | 5.00石 | 3.60石 | 6.90石 | 2.50石 | 4.90石 | 6.30石 | 5.04石 | 5.56石 |

麥類 麥類は能く本島の風土に適し、生育良好なるを以て、明治三十九年以來移民の増加と當局の獎勵により其の栽培を試むるもの漸次増加し、大正三年には大麥にありては百六十九町歩、小麥にありては二百二十町歩裸麥にありては千三百八十五町歩の多きに達せり。然れども其の後年と共に減少の傾向を來し、特に最近に至りては其の作付反別何れも半減するに至れり。之木材事業の勃興に伴ひ、農民の多くは比較的報酬の多き之等労働に従事し、農業を閑却せるに因るものなるべし。

| 年次   | 大麥    |         |      | 小麥    |         |      | 裸麥    |      |         |      |
|------|-------|---------|------|-------|---------|------|-------|------|---------|------|
|      | 作付反別  | 收穫高     | 價格   | 作付反別  | 收穫高     | 價格   | 作付反別  | 收穫高  | 價格      |      |
| 大正三年 | 1.69町 | 2,031.3 | 1.91 | 3.00町 | 1,932.5 | 1.33 | 1,385 | 1.58 | 1,862.2 | 1.10 |
| 同四年  | 1.82  | 1,865   | 1.95 | 1.33  | 1,121   | 1.12 | 1,194 | 1.21 | 1,065   | 1.01 |
| 同五年  | 1.39  | 1,451   | 1.84 | 1.60  | 1,892.6 | 1.47 | 1,337 | 1.47 | 1,338   | 1.11 |
| 同六年  | 1.64  | 1,732   | 1.73 | 1.47  | 1,095.3 | 1.99 | 933   | 1.37 | 1,307   | 1.11 |

殖民及農業



殖民及農業

| 年次   | 反別 | 作付    | 收穫     | 價格   | 反當  | 作付    | 收穫    | 價格   | 反當    |
|------|----|-------|--------|------|-----|-------|-------|------|-------|
| 同七年  | 八七 | 一、〇四二 | 一四、六五八 | 一・二〇 | 一七六 | 一、六二五 | 三、八九八 | ●九三  | 一、〇九〇 |
| 同八年  | 三〇 | 一、七二二 | 二〇、九三六 | 一・三〇 | 一七一 | 二、四三三 | 四、一五四 | 一・三二 | 一、〇七〇 |
| 同九年  | 八〇 | 二〇三   | 三、一五五  | ●二五  | 三三四 | 七九〇   | 三、二〇八 | ●三五  | 一、三二八 |
| 同十年  | 八六 | 一、〇七二 | 三、五八三  | ●二六  | 一七三 | 一、九二二 | 一、四四六 | 一・一一 | 一、二〇六 |
| 同十一年 | 五六 | 五三八   | 六、五五六  | ●九六  | 一七〇 | 一、四二〇 | 一、九八一 | ●八   | 八五二   |
| 同十二年 | 六九 | 八七    | 二、五九四  | ●一二  | 一六六 | 一、四二四 | 四、四二二 | ●八五  | 六四八   |

豆類 豆類中其の最大なるものを豌豆とす、本品は全島到る處に栽培せられ、成績亦概して良好なるも、大小豆に至りては未だ一般に安全なる作物と稱し難く年により豊凶あり。現在に於ては西海岸の南部及亞庭灣内の一部に於て生産せらるるに過ぎず、従つて之等需要に對する供給は遠く及ばざるころにして、北海道及内地に供給を仰ぎつつあるの状況なり。豌豆に亞ぐものは菜豆にして、最近頓に増加したるも豌豆の比

にあらず、今之等豆類に付累年の状況を擧ぐれば次の如し。

| 年次   | 反別    | 作付    | 收穫    | 價格  | 反當  | 作付    | 收穫   | 價格     | 反當  |
|------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|------|--------|-----|
| 大正三年 | 二〇五   | 二、三九  | 四、〇〇〇 | 一・一 | 一九  | 九三    | ●五〇  | 一、六四九  | ●六〇 |
| 同四年  | 二〇〇   | 一、五三五 | 二、五九七 | ●七三 | 一八  | 九二    | ●五一  | 一、四七〇  | ●七六 |
| 同五年  | 三七七   | 三、六九八 | 八、四四六 | ●九七 | 四三  | 四二八   | ●九九  | 一、八一三  | ●八四 |
| 同六年  | 一、〇一一 | 八、〇四六 | 一、四六  | ●七三 | 一〇一 | 五五六   | ●五五  | 二、二九四  | ●六七 |
| 同七年  | 七三三   | 六、三三三 | 二、一七九 | ●八八 | 一六五 | 一、四九二 | ●八六  | 一、六七五〇 | ●〇八 |
| 同八年  | 四四九   | 五、六七九 | 二、四四八 | ●二六 | 二二三 | 二、三九九 | ●一〇五 | 一、四三八  | ●三四 |
| 同九年  | 二七七   | 七四八   | 一、四八一 | ●二七 | 一六七 | 四二七   | ●二六  | 一、五八三  | ●三四 |
| 同十年  | 二四〇   | 二、四三三 | 六、六二二 | ●〇二 | —   | —     | —    | 五、〇〇四  | ●〇十 |

殖民及農業



殖民及農業

| 年次  | 同十一年         | 同十二年         |
|-----|--------------|--------------|
| 反別  | 二三八          | 二六九          |
| 收穫高 | 二、一九七、三八〇、九九 | 二、七〇〇、四九、三四八 |
| 價格  | 九三           | 一〇〇          |
| 反當  | 一三九          | 一五八          |
| 反別  | 九三、二六、九九     | 二八、三二、〇八八    |
| 收穫高 | 六六           | 八二           |
| 價格  | 三三           | 三七           |
| 反當  | 三〇四          | 四三二          |
| 反別  | 四、九七         | 九、四八         |
| 收穫高 | 五五           | 一〇一          |

馬鈴薯甘藍蘿蔔 馬鈴薯は本島の風土に適し之を常食とする農民に取りては最も有利にして、且一般の嗜好に適するを以て之が栽培を奨励し、加ふるに優良品種の普及に努めたる結果、大正二年には九百四十四町歩に過ぎざりし作付面積も大正十二年には實に一千四百六十九町歩に達せり。

甘藍は清涼溫和の氣候を好むものなれば、本島は特に良質のものを産し一貫匁以上の結球をなすこと珍しからず。甘藍は本島に於ては貴重なる蔬菜にして其の作付面積も逐次増加し、十一年度の如きは七百町歩以上の作付を見其の生産額五十萬圓を突破せり。

大根も亦本島到る處に生育し、良好なるものを生産すれども、大根蛆の發生甚しく農家は新築地を追ふて栽培しつつあるの現状なり。今之等累年の趨勢を示せば左の如し。

| 年次   | 馬鈴薯   |           |         | 甘藍 |     |    | 蘿蔔 |     |    |
|------|-------|-----------|---------|----|-----|----|----|-----|----|
|      | 反別    | 收穫高       | 價格      | 反別 | 收穫高 | 價格 | 反別 | 收穫高 | 價格 |
| 大正三年 | 九四町   | 三、六七六、八四六 | 二〇六、〇〇七 | 一町 | 一、  | 一、 | 一町 | 一、  | 一、 |
| 同四年  | 一、一八三 | 四、〇六六、八二六 | 一七九、四九二 | 一町 | 一、  | 一、 | 一町 | 一、  | 一、 |
| 同五年  | 一、一三〇 | 四、三四一、四三四 | 一八六、五八〇 | 一町 | 一、  | 一、 | 一町 | 一、  | 一、 |
| 同六年  | 一、二三五 | 二、一〇、九九九  | 一三九、八五一 | 一町 | 一、  | 一、 | 一町 | 一、  | 一、 |
| 同七年  | 一、四八五 | 三、三六八、一四五 | 四八三、五二二 | 一町 | 一、  | 一、 | 一町 | 一、  | 一、 |
| 同八年  | 一、四六三 | 五、三三四、六二二 | 六七八、八三三 | 一町 | 一、  | 一、 | 一町 | 一、  | 一、 |
| 同九年  | 一、四三三 | 一、〇〇、八八一  | 一六九、九四〇 | 一町 | 一、  | 一、 | 一町 | 一、  | 一、 |
| 同十年  | 一、四六〇 | 三、八七、八九九  | 三八二、〇五五 | 一町 | 一、  | 一、 | 一町 | 一、  | 一、 |
| 同十一年 | 一、〇九八 | 二、五三三、五二一 | 三五二、四九〇 | 一町 | 一、  | 一、 | 一町 | 一、  | 一、 |

殖民及農業



殖民及農業

|      |       |           |         |     |     |         |        |     |     |           |         |     |
|------|-------|-----------|---------|-----|-----|---------|--------|-----|-----|-----------|---------|-----|
| 同十二年 | 一、四六九 | 三、八二六、五五八 | 五四六、六三九 | 二五九 | 一五四 | 三〇三、三三七 | 六三、二九四 | 一九七 | 三二七 | 一、七六六、四五三 | 二五四、三〇四 | 五四五 |
|------|-------|-----------|---------|-----|-----|---------|--------|-----|-----|-----------|---------|-----|

燕。牧草。燕麥は本島に於ける重要な農作物にして、其の作付反別は實に全耕地面積の約七割を占む。即ち大正十二年に於ける之が栽培面積は四千八百三十六町歩餘にして、其の收穫高十萬五千六百十九石、六十七萬四千三百十二圓に達せり。然れども尙島内の需要を充す事能はず、北海道より年々約二萬石の移入を仰ぐ状態なり。燕麥は本島に最も適せる作物の一にして、而も泥炭地等の比較的不良なる耕地をも利用し得るを以て、之が栽培の増加を圖り、島内の需要を充たさざるべからず。

牧草も亦燕麥と共に飼料作物の主なるものなれば、畜力を加味せる農業組織上將又勞力の分配上作付面積逐年増加しつつあり。

| 年次   | 燕    |        | 麥       |      | 牧    |     | 草  |      |
|------|------|--------|---------|------|------|-----|----|------|
|      | 作付反別 | 收穫高    | 價格      | 反當收量 | 作付反別 | 收穫高 | 價格 | 反當收量 |
| 大正三年 | 七七八町 | 一七、三六石 | 七〇、八四九圓 | 二〇〇石 | 一町   | 一圓  | 一圓 | 一圓   |

| 年次   | 作付反別  | 收穫高     | 價格      | 反當收量 | 作付反別  | 收穫高       | 價格      | 反當收量 |
|------|-------|---------|---------|------|-------|-----------|---------|------|
| 同四年  | 九四八   | 二〇、〇九一  | 七八、二六三  | 二〇〇  | 三九四   | 五三六、四七七   | 一七、七二三  | 一三四  |
| 同五年  | 一、六三五 | 三九、二四二  | 一四六、七六二 | 二〇三  | 五七七   | 九八六、六五九   | 三四、六七七  | 一七一  |
| 同六年  | 一、九三〇 | 四一、九九二  | 二六九、五九二 | 二〇八  | 七二二   | 八五七、一〇九   | 六二、八四八  | 二〇〇  |
| 同七年  | 二、七六四 | 六四、三四四  | 五二四、五九〇 | 二〇三  | 一、〇二八 | 一、三九二、四八〇 | 一〇五、六三二 | 一〇〇  |
| 同八年  | 三、三五四 | 八四、六九八  | 六八七、八三三 | 二〇〇  | 一、〇八五 | 一、五四七、四七七 | 二三六、五二二 | 一四三  |
| 同九年  | 三、六八一 | 二六、五七七  | 二〇五、〇九九 | 七三   | 一、二三五 | 八六〇、九二五   | 一七〇、八六一 | 二〇八  |
| 同十年  | 三、七四四 | 七六、三〇八  | 五三七、五三三 | 二〇一  | 一、七五九 | 一、八九六、二五七 | 二七五、九八五 | 一四五  |
| 同十一年 | 三、九四六 | 八〇、六五九  | 六〇四、〇八六 | 二〇四  | 一、七三八 | 二、五三三、四三三 | 三六三、一七六 | 一四七  |
| 同十二年 | 四、八三六 | 一〇五、六一〇 | 六七四、三二三 | 二〇七  | 一、九二九 | 三、五六六、九七九 | 四八四、四三三 | 一八五  |

其の他の作物。上記以外の作物中穀類にありては粟黍、玉蜀黍及蕎麥等を産し、蔬菜にありては胡蘿蔔、午

殖民及農業



茅、葱、蕪菁及漬菜等にして良品を生産し、本島民の副食物として重要なるものなり、従つて其の作付反別又人口の増加と共に逐年増加しつつあり。而して工藝作物にありては亞麻、蕪菁及甜菜等良質のものを生産し得るが、就中亞麻に對しては特に之が獎勵に努めたる結果、現在に於ては製線工場の設定を見、農家の作付反別六十町歩に達せり、而して之等農家に對しては優良種子を無償にて配布し、又工場に對しても相當の補助を爲す等以て新業の發達を期しつつあり。

**農事指導** 農事指導に就ては農事試驗場に於て直接又は間接に之を爲す外、本廳及び支廳より隨時係員を派遣して農事諸般の指導に當らしめ、又時々講習講話會を開催して農事畜産に關する實際的智識の普及に努めつつあり。

**農事實行組合** 農産増殖を計り、農家經濟を改善し、併せて農村の精神的團結を圖るを目的とし、部落を單位として組織し、協力一致全員を舉げて之が實行に當りつつありて成績の見るべきもの尠からず。現在の組合數五十八に達せり。

#### 第四節 畜 産

**露領時代** 露領時代に於ては改良増殖に關する施設は何等見るべきものなく、今の清川に官設牧場を設置し、優良種牝牛二頭を繋留して一般民有牝牛の種付に供用せるのみ、他に何等の施設なく、飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし、牝牡混牧の結果自由交尾に陥り、不規則なる近親蕃殖繼續せられ、遂に體格矮少となりたるもの如し。

**領有後の狀況** 明治三十八年我が軍の樺太を占領するや、露人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄して本國に引揚げたるを以て、牛馬は參差伍伍群をなして山野に彷徨するの止むなきに至り、島内は宛然一大牧場の觀を呈せり。依て臨機の策として軍令を發して移住民の之を繋捕するを許可し、其の半數は之を繋捕したる者に拂ひ下け、他は牛馬收容所を設置して飼養し、尙島内家畜の減少を防ぐ爲め島外輸出を禁止せり。當時收容所は並川、貝塚、一ノ澤及古牧の四ヶ所なりしも、最初之等各所に收容せられたる牛馬は僅に五百餘頭に止り、民間に於て拾得飼養せるものを合して二千數百頭に過ぎず、尙大部分は山野に放任せられたる儘なりし



殖民及農業

一九〇

が、時恰も晩秋に際し草木枯槁して飼料なく遂に餓死するもの尠からず。越えて三十九年五月各牛馬收容所を貝塚に合併して種畜場と改稱し、同年始めて種牡馬二頭(メルシユロン雑種、トロツター雑種)及種牡牛一頭(ホルスタイン種)を北海道より購入し、場内の牝畜に種付すると同時に民間の種付に供し、以て之が改良蕃殖を圖り、又牛馬豚貸付規則を制定して農耕用並に蕃殖用の目的を以て之を農民に貸付したり。

馬。樺太産馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば、在來種及領有後内地又は北海道より移入せるもの二マ。在來種は老馬多く時に體格優良なるものを見るも多くは矮小緊縮し、毛色は芦毛最も多く鹿毛、青毛、栗毛等之に亞げり。性質敏捷にして惡路の騎乗に適し持久力に富み、粗食寒冷に耐ふるも負擔挽曳力少く、概して能力低劣なり。

之等馬匹の移入経路に就ては其の詳細を知る能はざるも、大部分は蒙古種に屬する西比利亞馬なりと謂ふ説謬なるが如し。其の他歐露より直接移入せられたるオールドコツフトロツター種に屬するものあり。樺太交換以前北海道室蘭より馬匹を移入したるこもありと謂ふも詳かならず。

領有後樺太廳に於て移入したる牝馬及補助金を支給して移入せしめたる牝馬は北海道産及岩手縣産にして主としてトロツター、ハツクニー、ノルマン等の退却雜種なり。體四尺六七寸以上にして毛色は鹿毛、栗毛、青毛の三種に限定せり。明治四十二年新冠御料牧場より特に購入せる數十頭の牝馬は一般に優良なる駒を生産し、馬匹改良上の効果顯著なるものあり。其の他個人に於て移入せるものにサラブレット、メルシユロン、アングロアラブ等の系統に屬するものあれども、メルシユロンを除く外は少數にして擧ぐるに足らず。最近十ヶ年馬匹頭数を示せば左の如し。

| 年次   | 貸付    |       | 民有    |       | 總計    |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 牝     | 牡     | 牝     | 牡     | 牝     | 牡     |
| 大正三年 | 一、五五四 | 二、三五五 | 九七七   | 九五八   | 二、三三二 | 一、一九三 |
| 同四年  | 一、三三三 | 二、一〇二 | 一、〇三一 | 一、〇三九 | 二、一〇三 | 一、二四一 |
| 同五年  | 一、三三八 | 一、七六  | 一、四一一 | 一、二二六 | 二、七四九 | 一、四九六 |
| 同六年  | 一、二二六 | 一、四三  | 一、七四八 | 一、五三三 | 二、二八〇 | 一、六七五 |

殖故及農業

一九一



殖民及農業

|         |     |     |       |       |       |       |       |       |       |
|---------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 同 七 年   | 九九六 | 一一四 | 一一三   | 二、〇六四 | 一、七二〇 | 三、七八四 | 三、〇六二 | 一、八三四 | 四、八九六 |
| 同 八 年   | 九三二 | 一一五 | 一、〇三六 | 二、四三三 | 一、九三四 | 四、三八六 | 三、三七三 | 二、〇四九 | 五、四三三 |
| 同 九 年   | 八四〇 | 九七  | 九三七   | 二、五九八 | 二、一一九 | 四、七二七 | 三、四三八 | 二、二二六 | 五、六五四 |
| 同 十 年   | 七九二 | 八三  | 八七四   | 二、九一三 | 二、三七三 | 五、二六六 | 三、七〇四 | 二、四五六 | 六、一六六 |
| 同 十 一 年 | 七四五 | 六   | 八〇九   | 三、三三〇 | 二、五四八 | 五、八六八 | 四、〇六五 | 二、六二二 | 六、六七七 |
| 同 十 二 年 | 七〇三 | 三   | 七五五   | 三、六五一 | 二、七八一 | 六、四三三 | 四、三五二 | 二、八四三 | 七、一九六 |

一九二

牛。本島産牛の基礎をなせる畜牛は在來種（露人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの約千百頭）及樺太領有後北海道より移入せるものとの二種に大別せらる。在來種移入の経路に就ては調査の材料なきも馬匹と略同様の思料せらる。

も劣等種にして、乳量一ヶ年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの少く、肉量又少く四五歳のもの骨付にて尙三十貫乃至四十貫に過ぎず。

北海道より移入せるものは主としてエアアシヤ種、及其の雜種にして、其他ホルスタイン種、シニメンタール種、シヨートホン種及アラウンスキス等數種の移入ありたるも、シニメンタール種及アラウンスキスは絶滅し、シヨートホンは僅に根跡を残し、獨りホルスタイン種は純粹種及エアアシヤ種との雜種となりて所々に點在す。又在來種は其の後殆どエアアシヤ種に依りて改良せられ、改良種の血液を受けざるものは交通不便なる僻地に僅に集團して存在するのみ、故に樺太産牛の九割以上はエアアシヤ種之を占め、成績亦甚だ良好なり。最近十ヶ年に於ける産牛數を示せば左の如し。

| 年 次     | 貸 付 |   | 民 有 |     | 總 計   |       |
|---------|-----|---|-----|-----|-------|-------|
|         | 牝   | 牡 | 牝   | 牡   | 牝     | 牡     |
| 大 正 三 年 | 三三五 | 一 | 八二二 | 三三〇 | 一、一八三 | 一、〇七七 |
| 同 四 年   | 一八八 | 一 | 六五〇 | 二三四 | 九一四   | 八三六   |

殖民及農業

一九三



殖式及農業

| 同五年   | 同六年   | 同七年   | 同八年   | 同九年   | 同十年   | 同十一年  | 同十二年  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 176   | 170   | 151   | 140   | 133   | 123   | 107   | 100   |
| 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 176   | 170   | 151   | 140   | 133   | 123   | 107   | 100   |
| 788   | 935   | 1,031 | 1,135 | 1,255 | 1,379 | 1,490 | 1,988 |
| 258   | 267   | 395   | 430   | 469   | 509   | 618   | 676   |
| 1,026 | 1,101 | 1,222 | 1,365 | 1,488 | 1,637 | 1,808 | 2,627 |
| 262   | 275   | 395   | 430   | 469   | 509   | 618   | 676   |
| 258   | 267   | 395   | 430   | 469   | 509   | 618   | 676   |
| 1,134 | 1,210 | 1,331 | 1,474 | 1,607 | 1,756 | 1,928 | 2,727 |

一九四

養豚 在來豚は樺太占領當時殆ど其用に供せられ残存せるもの極めて少く、家畜收容所に收容したる在來豚は之を農民貸付用に充當したるも今は此血統に屬するものなし、從て何種に屬するものなるや不明なり。明治四十年樺太廳に於て北海道より移入し、貸付用に充當せるものはパークシャー種及チエスタトホソイ

ト種との雜種なりしも、現在は其の血統に屬するもの殆どなし、其の後民間に於て移入せるものはパークシャー種及ヨークシャー種にして、養豚数を種類別にすればパークシャー種六七割、ヨークシャー種三四割にして兩種以外のものは全く存在せず。生産量は二十貫乃至四十貫にして五十貫に達するもの稀なり。樺太廳に於て奨励品種としてパークシャー種及ヨークシャー種の二種を決定し、農事試験場に於て種畜の配付をなしつつあり。最近十年に於ける飼養頭数を示せば左の如し。

| 年次   | 牝頭  | 牡   | 計   |
|------|-----|-----|-----|
| 大正三年 | 120 | 121 | 241 |
| 同四年  | 102 | 71  | 173 |
| 同五年  | 105 | 122 | 227 |
| 同六年  | 117 | 108 | 225 |

殖民及農業

一九五



殖民及農業

| 年次      | 飼養羽數  | 農家戸數 | 農家一戸ニ對ナル羽數 |
|---------|-------|------|------------|
| 同 七 年   | 四、二六  | 三二八  | 七五四        |
| 同 八 年   | 九、〇〇  | 五二五  | 一、四四三      |
| 同 九 年   | 一、一五一 | 八九四  | 二、〇三五      |
| 同 十 年   | 一、七六三 | 八三三  | 二、一三五      |
| 同 十 一 年 | 一、〇〇一 | 七九三  | 二、〇九四      |
| 同 十 二 年 | 一、一〇九 | 五六七  | 一、六七〇      |

養鶏。樺太自領後殘存せし鶏の羽數不明なるも、露地鶏と稱して在來種の系統と認むべきもの各地に分布せらる。其の起源全く不明なれど、其の形態より推斷するにレグホーン種と、ハムバーク種との雜種なるか如く而も一定の形態を存せず。蓄薇冠なるあり或は單冠なるありて、其の羽毛白、褐、黒、條種々交雜混合し、脚色亦一定せず、體一般に矮小にして、舉動頗る輕快なり。體量僅に三百匁乃至五百匁其の産卵數は

一ヶ年五十乃至八十個にして一個の重量十二乃至三匁内外なり、最近漸次改良せられて大に其の數を減じつつあれば近き將來に絶滅するに至るべし。

領有後内地及北海道より移入せられたる鶏種は、レグホーン種其の他の數種あるも、種畜場に於て飼養試験の結果、單冠白色レグホーン種を本島に最適するものと認め、之を奨励品種に決定し一般に其の飼養を奨勵し、種畜場より種禽種卵を配布せるが現在約其の九割を占め、成績亦可良なり。然れども肉量少く肉質可ならざるを以て、需肉の目的を以て目下農事試験場に於て、横班アリモスロツク種及名古屋種の飼養試験をなしつつあり、最近十年に於ける飼養羽數左の如し。

| 年次      | 飼養羽數      | 農家戸數    | 農家一戸ニ對ナル羽數 |
|---------|-----------|---------|------------|
| 大 正 三 年 | 一、一、五六一   | 四、一、一六四 | 二、〇九四      |
| 同 四 年   | 一、四、八八一   | 四、四、九三  | 三、〇三三      |
| 同 五 年   | 一、一、七、七五五 | 三、九、三四  | 五、〇三〇      |

殖民及農業



殖民及農業

|         |        |       |       |
|---------|--------|-------|-------|
| 同 六 年   | 二四、三三三 | 三、八七七 | 六、二五七 |
| 同 七 年   | 二三、〇七八 | 三、九七五 | 五、九〇〇 |
| 同 八 年   | 二五、〇一六 | 三、九七五 | 五、七九  |
| 同 九 年   | 二九、九三九 | 四、四三三 | 五、六二  |
| 同 十 年   | 四五、一九九 | 五、〇三二 | 五、九七  |
| 同 十 一 年 | 四〇、六三三 | 五、五五一 | 七、三二  |
| 同 十 二 年 | 四六、九五五 | 七、三三三 | 六、四〇〇 |

○。 露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はざるも、明治三十八年占領當時小敷なるも綿羊の各部落に存在したるを見れば、牧羊業に對して特種の獎勵保護を加えざりしとするも、在住露人間には自家用として綿羊飼養の必要を認め本業に望を馳せしものありしが如し。

領有後に於ける牧羊業は占領當時守備隊に於て露人の遺棄せる綿羊五頭を飼養せるに始まる。而して明治四十一年一月之が保管を民政署に移し、種畜場に收容して飼養繁殖を試み、同年牡三頭を分獲したるも毛質粗剛羊毛亦少く、所詮劣等種たるを免れざるを以て明治四十三年之を拂下食用に供したり。斯くして往時露人の飼養せし綿羊の血族は此處に自滅するに至れり。之と同時に農商務省月寒種畜牧場よりシロツプシャー種綿羊牝四頭牡一頭を購入して種畜場に收容し、大正二年再び同場より同種牡一頭を購入補足し、大正七年迄飼養試験を繼續せり。

○。 養狐 養狐事業は大正四年樺太廳種畜場に於ける飼養試験を以て嚆矢となし、爾來島内各地に之が飼養者漸次増加せり。該事業は將來最も有利有望なる畜産業にして樺太特有の一産業たるを失はず。故に大正四年五月樺太廳令第二十七號を以て養狐經營に對しては其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付することとせるが、時恰も毛皮の市價暴騰し、需要者亦劇増せる爲め養狐飼養者續出し、稍堅實味を缺くの嫌ありしが、大正十一年毛皮價下落するや亦、十字狐の飼養減少せり。之れ十字狐は普通の市價にては到底收支相償はざるを以てなり、而して黒狐は經濟的に安全なるものなり。

殖民及農業



殖民及農業

養狐場の規模は最少限六隅となすべく、土地は人家を離れたる閑静なる所にして、針漣混清林を選び、土地高燥なるを要す、尙飼料の關係以上の條件を具備せる海濱附近を一層良好とす。

飼養場の設備は長方形にして三十坪の地積を有し、内外の素地を十四番線一インチ目の金網を以て圍繞し金網の高さは地上十尺乃至十二尺(積雪により逸走せざる程度とす)とし、地下は三、四尺とす。更に之を大體一と二の割合に分畫し、廣き方に巢箱(産室)を備付けて牝の室となし、狭き方には簡單なる巢箱を置きて牡の室とす、兩室は繩を以て交通路を設く。

飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中の事項最も困難にして、他は容易なり、管理人は相當の經驗を有し動物の習性を熟知するを要するのならず、特に細心の注意と鋭敏なる觀察力を要す。熟達せる管理人は一人にて約五十隅を管理し得べく、飼料は獸肉魚肉を主食とし、根菜類、麥粉、鰯骨粉及果實等を適宜給與し、幼狐には牛乳を用ふ。飼養頭數左の如し。

| 年次   | 赤狐  |     | 十字狐 |    | 銀狐  |     | 黒狐  |    | 青狐 |    |
|------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
|      | 牝   | 計   | 牝   | 計  | 牝   | 計   | 牝   | 計  | 牝  | 計  |
| 大正七年 | 二四  | 九六  | 二七  | 三七 | 一三  | 一六  | 二九  | 二八 | 二二 | 二二 |
| 同八年  | 九三  | 一八六 | 五五  | 五二 | 四〇  | 四一  | 八一  | 一八 | 一六 | 三三 |
| 同九年  | 八五  | 一六六 | 六四  | 六七 | 五三  | 四四  | 九七  | 一九 | 三三 | 四〇 |
| 同十年  | 六四  | 二二五 | 二九  | 七六 | 二六  | 八七  | 三三  | 一三 | 八  | 三三 |
| 同十一年 | 一六五 | 一四三 | 四六四 | 五五 | 三三  | 一三〇 | 二六二 | 一  | 一  | 一  |
| 同十二年 | 一五三 | 二四二 | 四〇  | 四九 | 一三七 | 一三〇 | 二六七 | 五  | 四  | 九  |

第五節 農事試験及調査

未開の地を開拓して産業の發展を圖るには、先づ農事を振興するの緊要なるを認め、之が機關を設け調査試験を行ひ之が改善普及に努めつつあり。

一、農事試験場

殖民及農業



殖民及農業

當場は明治三十八年設置せられたる牛馬收容所及翌三十九年設置に係る假試作場に始り、明治四十一年牛馬收容所は之を種畜場、假試作場は農事試験場と何れも改稱せられたるが、大正七年種畜場も農事試験場に併合す。

當場は農事部と畜産部に分れ尙分場あり、農事及畜産に関する試験、調査、分析、鑑定及種苗、種畜、種禽、種卵の配布管理を爲すと共に、時々農事及畜産に関する講習、講話等を行ひ以て之が改善發達に努めつゝあり。

二、農事試験及調査

適作物の種類選定及作成。この事業は特に主力を注ぎたるものにして、各種農作物を試作し其の成績に鑑み適作物を査定し、其の優良品種の種子を一般農家に配布し、當場太の風土に適せざる作物に就き年々適否試験を行ひたる結果、適當なる早生種を得て適作物として一般に栽培せらるるに至れるもの多し。今試験の結果棒太に於て栽培せられ成績良好なる作物を列記すれば左の如し（但し括弧内に早生種とあるものは東部地方にては成績良好ならず）。

穀類にては、稗麥、大麥、小麥、ライ麥、燕麥、蕎麥、黍（早生種）、粟（早生種）、玉蜀黍（早生種）、

豌豆、蠶豆、菜豆（早生種）、大豆、（早生種）等。

蔬菜類にては、馬鈴薯、蘿蔔、蕪菁、午麥、胡蘿蔔、火燭菜、葱、塘蔞、土常歸、石刀柏、胡瓜（早生種）、南瓜（早生種）、甘藍、球莖甘藍、花椰菜、羽衣甘藍、早芹菜、蒿苣、白菜、休菜、水菜、茼蒿、蒞菘草、草蓴等。

果樹類にては、須俱利、總須俱利等。

飼料類にては、藜菜、亞米利加防風、瑞典蕪菁、牧草等。

特用作物にては、薯蓣、甜菜、大麻、亞麻、除虫菊、苧苧等。

耕作法試験。播種期節試験、播種量試験、播種方法試験、除草中耕回数試験、栽培勞力調査等を行ひ、棒太に於ける適當なる耕作法を決定し、之を講話或は實地指導に依り一般に周知せしむ。

品種改良。稗麥、燕麥及馬鈴薯に就き純系淘汰法を行ひ目下試験中なるが、稗麥は近々其の選擇せる優良品種を一般に配布し得べし。

殖民及農業



病。害。虫。に。關。す。る。試。験。 本島の病害虫中最も加害大なる馬鈴薯疫病、胡瓜露菌病、甜菜褐斑病及蘿蔔蛆驅除豫防試験を行ひ、病菌に關しては石灰ホルドー液を使用して其の濃度、回数等の試験を結了したるも蘿蔔蛆驅除豫防は未だ經濟的の良方法を待す。

肥料試験 樺太は地味肥沃なりと雖も、漸次養分補給の必要を認めたるを以て、過燐酸石灰及厩肥の用兼試験を行ひしに其の成績良好なるを以て、農家の之を使用するもの漸く多きを加ふ。

土壤調査 大正十二年開始、一般土壤調査、特種土壤調査、地力減耗試験、三要素試験等を行ふ。

農産製造試験 大麻製苧、亞麻製線、オートミール製造、製粉及精麥等に關して試験を行ふ。

講習及講話 農村に時々職員を派して之を行ひ、又農事試験場に於て八ヶ月間の長期講習を行ひ之を終了せる者大正五年より十年に至る六年間に四十一名あり。

以上は過去に於ける事業の概要なるが、現在に於ては優良品種の普及を圖る爲め品種比較試験及品種改良試験をなし、原種圃及採種圃を經營なし、適作物の作成には適否試験其の他調査研究をなし、尙從來樺太に於て生育するも其の採種不可能なりしものに就き採種試験を行ひ、又病害虫農具に關する試験調査をなし、

農藝化學に關する試験は從來のもの繼續試験しつつあり。

### 三、畜産に關する試験及調査

本島家畜の改良蕃殖を圖らむが爲め年々優良種畜を島外より移入し、種牡牛馬は明治三十九年より四十三年迄は牛馬收容所又は種畜場内に於て種付を行ふと共に出張種付をもなせるが、四十四年以降は主として場内種付又は種牡牛馬を民間に貸付して其の地に於て種付を施行し、種牡豚は専ら場内種付をなし、且つ種豚種鶏の拂下げ及種卵の配布を行ひ、尙緬羊飼育試験、畜産製造試験、鷄卵孵化試験、羊毛採取試験等を實施し、三十九年より四十三年迄は飼料作物の栽培をなし、其の他毎年畜産に關する講話及實地指導に依り、島内に於ける畜産思想の涵養に努めたり。又本島の風土氣候は毛皮動物の飼養蕃殖に適するを認め、大正四年七月種畜場内に養狐飼養場を設置し、種狐は主として島産野狐の生擒せるものを購入すると共に小數を島外より移入し、之が飼養蕃殖並に改良に關する試験をなし來れり。而して現在施行しつつある事業の要目は左の如し。

馬匹 農事試験場に飼育せる種牡馬二十五頭の内二十三頭は島内各地方に貸付して適宜種付せしめ、二頭



は場内に繋留し民間の希望に應じ優良牝馬に限り種付を施行す。種牝馬は目下一頭を繋留所有するのみなるが之には優良種牡馬を配し、種馬の繁殖育成を圖りつゝあり。

畜牛 農事試験場に飼養の種牝牛二十五頭中二十三頭は適宜地方に貸付して其の地に於て種付をなし、場内には二頭を繋留し場内牝牛の種付に供するの外、餘勢を以て民間の希望に應じ優良牝牛に限り種付を施行す。種牝牛は十頭にして場内に繋留し各優良種牝牛を配し、種牛の繁殖育成を圖り、尙飼養各種牝牛に對しては泌乳量及脂肪量を檢定し、其の一年能力を調査し、又剩餘乳の一部を以て本局に適切なる牛酪製造法の試験を行ひつゝあり。

種羊 農事試験場に於て大正八年以來四箇年間に牝牡計五十五頭の種羊を米國より輸入し、之が適化並に増殖を圖れるが、目下飼養の牝羊百十六頭に達し漸く農家に普及し基礎成りたるを以て、本年度以降の生産仔羊は之を育成し、農家に配布の豫定なり、尙羊皮の製鞣並に羊毛加工法の研究を行ふ。

養豚 農事試験場に於て種牝豚二頭、種牝豚八頭を飼養し、種豚を生産し農家に配布するに共に、種牝豚は餘勢を以て民間優良種豚に對し種付を施行しつゝあり。尙不用豚に肥育法を施し、之にて燻肉製法の研究を

なす。

養狐 農事試験場に目下種狐十八頭を飼養して其の増殖を圖り、繁殖育成法の研究をなすに共に内外に於ける新業に關する調査をなしつゝあり。

養鷄 農事試験場に繁殖用雌鷄三十羽を定置し、母鷄及孵卵器を使用して種鷄の繁殖育成をなし、農家に種卵種鷄を配布し、場内種鷄はトラップネストを用ひ常に其の能力を調査し、又雞卵貯藏試験を施行す。

養蠶 試験の結果本局に於て桑樹の栽培充分行はるるに於ては養蠶の可能なるを認む。

調査及講話 場内事務閑散時期を利用して地方畜産の實地調査並に講習講話をなし、畜産思想の涵養を圖りつゝあり。

#### 四、動植物調査

植物調査 本局に於ける植物の分布、種類並に用途を調査する爲め北海道帝國大學教授宮部博士に委嘱し明治三十九年より四十年に互り嶋内各地を跋渉して標本を集蒐し、四十三年より標本の作製並に之が分類命名を爲し、四十四年三月之が完成を見るに至れり、其の結果に依れば顯花隱花兩植物を合して八十餘科に上



り、標本の數十有餘に達せり。

動物調査 樺太に於ける有益、有害其の他の鳥獸の種類竝に其の回遊期等を知るを共に、貴重獸類の棲息蕃殖の状況を調査し以て、將來の施設に資する目的を以て囑託村田庄次郎をして明治四十三年及大正元年の兩回到渡り島内各地を汎く跋渉調査せしめ、之を分類命名し大正二年八月之が完成を見たり。

## 第九章 鑛業

### 第一節 總説

樺太の鑛業は其領有前に在りては僅に猿津炭坑、落帆炭坑及西海岸小田濱附近に於て極めて短期間少量の石炭採掘を見たる外、露國政府時代に於ては全く世人の腦裏に片影だも在せざりしが如く、從て鑛産物の調査等も僅に海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず、内部森林地帯の鑛物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年我が邦領に歸するや先づ全管内鑛業の絶對禁止を聲明し、爾後幾多の調査と變遷を経て漸次部分的に之が開放を斷行し、今や管内一部の石炭鑛業を除くの外總て内地同様の制度の下に一般に鑛業の經營を開放し居れり。以下稿を分ちて其梗概を述べ。

#### 第一款 鑛業製度

鑛業



現今樺太に於ける鑛業の制度も亦、内地同様鑛業法並に鑛業抵當法及砂鑛法、砂鑛區稅法の全部を施行し、登録手續の如き總て鑛業登録令を準用し居れり。只此間に在りて樺太獨特の制度として所謂封鎖炭田なるもの存在し、軍政時代以來幾多の變遷を経て、石炭の採掘に關し明治四十五年に至り法律第二十三號の發布を見、主務大臣の指定したる區域内の石炭採掘に付採掘料を徴收し、其の區域内の石炭の採掘料を競争入札に附し、落札者に之を許可することとし、更に本法に基き左の法令の發布ありたり。即ち鑛業法の除外例として特種の制度を設定し以て今日に及べり。

一、明治四十五年法律第二十三號に依る石炭採掘の許可に關する件（明治四十五年六月勅令第三百三十七號）

一、樺太に於て石炭採掘に付採掘料徴收區域（明治四十五年六月勅令第二號）

所謂封鎖炭田なるものは閣令第二號に依り其の區域限定せらる、一に之を三大炭田とも稱す即ち左の如し。

南部炭田

雨龍川及吐鯤保川流域以南能登呂半島一圓

中央炭田

内淵川流域一圓 但し第一支流落合基點より下流を除く

川上川流域一圓 但し同上

泊居川流域一圓

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南泊手川流域に至る一圓

北部炭田

内露川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との一圓

今少しく制度の沿革を述べれば、軍政時代に於ては明治三十八年軍令第四號を以て本島全域に亘りて鑛物の採取を、又同第五號を以て鑛産物の島外移出を嚴禁し、違反者を嚴罰に處せり。之當時諸般の秩序未だ定らず、鑛業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるる迄は全島全區域を絶對に封鎖し、以て所謂鑛山師の爲めに貴重なる鑛區を先占亂採せられ、天興の權利を暴殄せらんことを防止するが爲めに外ならず。蓋し本島從來の鑛業制度の據るべきなく、從來の鑛業權關係の顧慮すべきなく、本島地質鑛物の調査亦見るべきものなりしを以てなり。



明治四十年民政署廢止せられ臨時時代に入るや、勅令第二百三十三號を以て先づ鑛業法の一部即ち鑛業税に關する規定、國の鑛業に鑛業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鑛業の出願許可手續に關する規定土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二百三十四號を以て樺太鑛業令を發布し、同令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊、榮濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鑛業權（採掘權）を許可し、其の以外の地域に於ける各種鑛業に對しては同令第十七條に依り、樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鑛種及鑛區を指定し、一定の資格者に採掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付して其の落札者に鑛業權を付與す、之封鎖區域と稱せらるるものなり。

爾來地質鑛物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鑛區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも樺太開拓の大業より見て鑛利保護上何等支障なきものと認め、明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及惠須取、北名好兩炭田の區域に止め、他は全部之が解放を斷行し、一面同年八月に至り勅令第二百十四號を以て鑛業法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定中試掘に關する場合を除き他は之を施行し、其範

圍を少しく擴張し採掘出願に關し稍内地同様の制度に改む。

次で明治四十五年六月に至り法律第二十三號の發布を見、之に胚胎して勅令第三百三十七號及閣令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮少し、現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業税に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同等に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止したり。

超えて大正十年七月に至り、管内に於ける稼行鑛區漸次増加の趨勢にあるを以て、勅令第三百八號を以て鑛業抵當法を施行し、次で大正十一年四月に至り勅令第二百六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區税法を施行し、之を以て全く内地同様の制度となれり。

尙砂鑛業に關しては明治四十年勅令第二百卅五號を以て砂鑛採取法中第十二條を除きたる全部を施行し、次で明治四十二年に至り勅令第七十八號を以て同年七月一日より砂鑛法の全部を施行し爾來今日に及ぶ。

第二款 鑛務施行の狀況



鑛業

樺太に於ける鑛務行政は、前款に於て陳べたる如く明治四十年度開始せられてより實に十九年に及び、其の間出願總件数は三千八百八十二件（大正十三年末）にして其の大部分は石炭鑛業に屬す。  
 鑛業出願の趨勢を見るに明治四十年の二件を初めとし、爾後連年倍加率を以て進展し、大正四年に至り一頓挫を來したるも、翌五年に至りては積勢を挽回して四十件の出願を見、大正六年に至りては俄然として出願二百二十三件に上り、翌七年及八年は相次で倍加率を以て増進したり。是畢竟樺太に於ける鑛業の眞價漸く世人に周知せられ事業家の企業心を刺戟せると、當時戦局に原因する財界好況の影響に外ならず。九年には八年に比し約二割の減少を見たるが尙六百餘の多きに達したり。然るに大正十年に至りては遽に其の三分の一に減じ、之を出願最盛期たる八年に比すれば實に四分の一に激減したり。而して十一年は更に減じて百二十四件となり、十三年に至りては僅に九十三件に過ぎず、此衰勢は一般經濟界が戦時好況の反動を受け緊縮の狀勢に向ひたるに因由すべし。今出願處理の概要を表示すれば左の如し。

鑛業砂鑛業出願處理概要

| 年次    | 鑛業  |    | 砂鑛業 |     | 計   |     |
|-------|-----|----|-----|-----|-----|-----|
|       | 出願  | 許可 | 出願  | 許可  | 出願  | 許可  |
| 明治四十年 | 2   | 1  | 8   | 6   | 10  | 7   |
| 同四十年  | 1   | 1  | 1   | 1   | 2   | 2   |
| 同四十一年 | 6   | 5  | 1   | 2   | 7   | 7   |
| 同四十二年 | 15  | 11 | 27  | 23  | 42  | 34  |
| 同四十三年 | 16  | 12 | 33  | 31  | 49  | 43  |
| 同四十四年 | 45  | 36 | 55  | 53  | 100 | 89  |
| 大正元年  | 43  | 32 | 51  | 49  | 94  | 81  |
| 同二年   | 43  | 32 | 51  | 49  | 94  | 81  |
| 同三年   | 84  | 63 | 101 | 99  | 185 | 162 |
| 同四年   | 113 | 82 | 131 | 129 | 244 | 211 |



鑛業

|     |     |     |     |     |     |     |     |    |    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同  | 同  |
| 十三年 | 十二年 | 十一年 | 十年  | 九年  | 八年  | 七年  | 六年  | 五年 | 四年 |
| 九三  | 二七二 | 一四四 | 二二五 | 六四二 | 八〇八 | 四二五 | 三三三 | 四〇 |    |
| 一一〇 | 一三三 | 八五  | 二〇〇 | 一四四 | 九二  | 六〇  | 七八  | 九  |    |
| 九七  | 二六  | 一〇三 | 三三  | 三三  | 二七  | 一三九 | 八   | 八  |    |
| 二   | 一   | 一   | 二   | 一   | 五   | 一   | 一   | 三  |    |
| 一   | 一   | 一   | 一   | 一   | 四   | 三   | 一   | 一  |    |
| 一   | 一   | 二   | 一   | 二   | 八   | 一   | 一   | 二  |    |
| 九五  | 二七一 | 二四  | 二七  | 六四  | 八三  | 四九  | 三三  | 四  |    |
| 一一  | 一三三 | 八五  | 二六〇 | 一四四 | 九七  | 三三  | 七六  | 九  |    |
| 九八  | 二六二 | 一〇五 | 二六四 | 三三  | 二五  | 一三九 | 八   | 一〇 |    |

一一六

鑛業及砂鑛業出願の大勢前記の如くにして、此内許可登録せられたる鑛區の各年末現在數は左の如し。

探掘鑛區

(右方鑛區數  
左方面積)

|        |     |           |   |           |         |   |        |   |           |
|--------|-----|-----------|---|-----------|---------|---|--------|---|-----------|
| 年次     | 鑛種別 | 石         | 炭 | 石         | 油       | 燐 | 金      | 屬 | 計         |
|        |     |           |   |           |         |   |        |   |           |
| 明治四十一年 |     | 一、四四二、七六二 |   |           |         |   |        |   | 一、四四二、七六二 |
| 同 四十二年 |     | 二、四九四、五七五 |   | 一、八〇〇、〇〇〇 |         |   |        |   | 四、三五四、五七五 |
| 同 四十三年 |     | 二、六一八、九五八 |   | 九〇〇、〇〇〇   | 九九六、四六六 |   |        |   | 四、五七五、四一七 |
| 同 四十四年 |     | 二、二四三、七九一 |   |           |         |   | 四七、八六三 |   | 二、七三、六五四  |
| 大正元年   |     | 三、七七七、一七四 |   |           |         |   | 四七、八六三 |   | 四、二五六、〇三六 |

鑛業

一一七



鑛業

同 二 年  
同 三 年  
同 四 年  
同 五 年  
同 六 年  
同 七 年  
同 八 年

四、一七三、六三三  
四、一七三、六三三  
四、一七三、六三三  
四、一七三、六三三  
四、一七三、六三三  
四、一七三、六三三  
四、一七三、六三三

二一八

鑛業

砂 鑛 區

(右方鑛區數  
左方面積)

同 九 年  
同 十 年  
同 十 一 年  
同 十 二 年  
同 十 三 年

三、七五、〇四八  
三、六二四、〇六六  
二、五九六、五一八  
三、〇五三、二〇一  
二、五〇〇、三五九

二、七五、〇四八  
三、六二四、〇六六  
二、五九六、五一八  
三、〇五三、二〇一  
二、五〇〇、三五九

二一九



| 鐵業 | 年次                  |                     |                     |                        |                     |                       |
|----|---------------------|---------------------|---------------------|------------------------|---------------------|-----------------------|
|    | 同四年                 | 同五年                 | 同六年                 | 同七年                    | 同八年                 | 同九年                   |
|    | 同                   | 同                   | 同                   | 同                      | 同                   | 同                     |
|    | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub> | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub> | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub> | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub>    | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub> | 一〇五,〇〇〇坪 <sub>〇</sub> |
|    |                     |                     |                     |                        |                     | 七三,〇〇〇坪 <sub>一</sub>  |
|    |                     |                     |                     |                        |                     |                       |
|    | 同                   | 同                   | 同                   | 同                      | 同                   | 同                     |
|    | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub> | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub> | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub> | 一,三〇三,八五坪 <sub>三</sub> | 九七,六〇坪 <sub>三</sub> | 二七,〇〇〇坪 <sub>二</sub>  |

一一一

| 鐵業 | 年次                  |                     | 鐵種別              |                       |
|----|---------------------|---------------------|------------------|-----------------------|
|    | 同三年                 | 同二年                 | 大正元年             | 同四十四年                 |
|    | 同                   | 同                   | 同                | 同                     |
|    | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub> | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub> | 十六里 <sub>八</sub> | 同 七里三十二丁 <sub>〇</sub> |
|    |                     |                     |                  |                       |
|    |                     |                     |                  |                       |
|    | 同                   | 同                   | 同                | 同                     |
|    | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub> | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub> | 十六里 <sub>八</sub> | 同 七里三十二丁 <sub>〇</sub> |
|    |                     |                     |                  |                       |
|    |                     |                     |                  |                       |
|    | 同                   | 同                   | 同                | 同                     |
|    | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub> | 五,〇〇〇坪 <sub>九</sub> | 十六里 <sub>八</sub> | 同 七里三十二丁 <sub>〇</sub> |

一一〇



| 大正元年      | 同二年       | 同三年       | 同四年       | 同五年       | 同六年        | 礦種別 |     |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----|-----|
|           |           |           |           |           |            | 位次  | 礦種別 |
| 一、六一六、八七三 | 一、四五一、九三五 | 四、九〇〇、六四九 | 五、二〇一、三〇八 | 四、八八三、九六九 | 二六、五七五、四七三 | 石   | 炭   |
|           |           |           |           |           |            | 亞   | 炭   |
|           |           |           |           |           |            | 石   | 油   |
|           |           |           |           |           |            | 硫   | 黃   |
|           |           | 五〇二、六二〇   | 五〇二、六二〇   |           |            | 磷   |     |
| 九七七、三二一   | 一、六二〇、八九九 | 一、二四九、六二七 | 二、四四七、三二二 | 二、一六五、六〇〇 | 六、三三三、一    | 金   | 屬   |
| 二、五三三、四九九 | 三、五六五、四五四 | 六、六六二、八七八 | 八、二五六、五五〇 | 八、六五七、四六六 | 三七、八九七、〇〇七 | 計   |     |

礦業

一一一

| 同十年         | 同十一年       | 同十二年       | 同十三年       | 礦種別 |   |
|-------------|------------|------------|------------|-----|---|
| 延長 一〇五、〇〇〇坪 | 同 一〇五、〇〇〇坪 | 同 一〇五、〇〇〇坪 | 同 一〇五、〇〇〇坪 | 石   | 炭 |
|             |            |            |            | 亞   | 炭 |
|             |            |            |            | 石   | 油 |
|             |            |            |            | 硫   | 黃 |
|             |            |            |            | 磷   |   |
| 延長 一三三、〇〇〇坪 | 同 一七五、〇〇〇坪 | 同 一七五、〇〇〇坪 | 同 一七五、〇〇〇坪 | 金   | 屬 |
| 延長 一三三、〇〇〇坪 | 同 一七五、〇〇〇坪 | 同 一七五、〇〇〇坪 | 同 一七五、〇〇〇坪 | 計   |   |

礦業

一一一

試掘礦區  
(右方礦區數  
左方坪數)



鐵業

| 年次   | 炭川          | 鐵上  | 泊居同    | 安別同 | 丹西         | 東白浦同 | 登帆同     | 野田同 | 大榮同        | 名取同 | 計           |
|------|-------------|-----|--------|-----|------------|------|---------|-----|------------|-----|-------------|
| 同七年  | 四八、七〇〇、九〇八  | 六六  | 二、八〇九  | 一   | 五、六〇六、三〇六  | 一    | 八五〇、〇〇〇 | 一   | 三、九六七、五七九  | 一   | 七九、二四〇、八一五  |
| 同八年  | 八二、三七四、三二二  | 六六  | 一九、九九八 | 一   | 一、〇七、九〇〇   | 一    | 八五〇、〇〇〇 | 一   | 二、四〇〇、八八八  | 三六  | 一一六、五三五、五〇五 |
| 同九年  | 一六八、五五九、八三三 | 一八九 | 一九、九九八 | 一   | 二六二、三七五    | 一    | 一       | 一   | 三、六三三、四六七  | 二八  | 一九一、四四五、六六五 |
| 同十年  | 一四七、〇五四、〇六六 | 一七三 | 一九、九九八 | 一   | 九、三三八、三九七  | 九    | 一       | 一   | 一五、〇三九、五八一 | 一八  | 二五五、四三一、九二四 |
| 同十一年 | 二一九、九九八、八五五 | 一四三 | 一九、九九八 | 一   | 八九、五〇六、四三三 | 九    | 一       | 一   | 五、〇五九、七〇一  | 七   | 二二四、四九六、〇二九 |
| 同十二年 | 二二二、九〇五、八二二 | 一四三 | 一九、九九八 | 一   | 一七、八四〇、五八二 | 二〇   | 一       | 一   | 五、二四四、三一一  | 九   | 一三六、二三三、〇一六 |
| 同十三年 | 一三三、九六六、一六五 | 一八三 | 一九、九九八 | 一   | 二六二、三七五    | 一    | 一       | 一   | 三、四七四、三六〇  | 六   | 一四九、三三五、三三三 |

備考 大正元年以前に於ては鐵業法中試掘に關する規定の施行なきを以て試掘鐵區の設定を見ず。  
 右鐵區の内規に稼行中若くは稼行準備中のものは僅々八鐵區にして、孰れも皆石炭鐵に屬す。管内の鐵產物は明治四十二年に於て初めて少量の出炭を見、爾後引續き採炭繼續せられ大正十三年に於ては十九萬六千七百噸の出炭を見たり、之が各年出炭額を鐵山別に表示せば左の如し。

鐵產額(石炭)累年對照表

| 年次     | 炭川    | 鐵上 | 泊居同    | 安別同   | 丹西     | 東白浦同 | 登帆同 | 野田同 | 大榮同 | 名取同 | 計      |
|--------|-------|----|--------|-------|--------|------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 明治四十二年 | 一、七五五 | 一  | 二、八〇九  | 一     | 一      | 一    | 一   | 一   | 一   | 一   | 四、五六四  |
| 同四十三年  | 一     | 一  | 一九、九九八 | 一     | 一      | 一    | 一   | 一   | 一   | 一   | 一九、九九八 |
| 同四十四年  | 一     | 一  | 九、五四八  | 七、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一    | 一   | 一   | 一   | 一   | 二六、五四八 |
| 大正元年   | 一     | 一  | 四、一五   | 一     | 一      | 一    | 一   | 一   | 一   | 一   | 四、一五   |

鐵業



|         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |        |     |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同十三年    | 同十二年    | 同十一年    | 同十年     | 同九年     | 同八年     | 同七年     | 同六年    | 同五年    | 同四年    | 同三年    | 同二年 |
| 二四、五五一  | 八五、五五二  | 六八、九五五  | 六四、〇四三  | 五二、二四四  | 六〇、〇四一  | 四六、二一〇  | 一七、七八一 | 一三、一三三 | 一一、九七一 | 一〇、二〇四 | 八   |
| 三、七三三   | 八、五三〇   | 三、一〇一   | 六、三二一   | 二二、二四四  | 三〇、〇九九  | 二九、三〇〇  | 二九、九八八 | 二二、二五三 | 一三、三二四 | 二、一六三  | 一   |
|         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |        |     |
|         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |        |     |
| 九、三三三   | 一、〇一一   | 六、五五四   | 六、〇〇四   | 六、八四〇   | 一一、四八三  | 八、六五五   | 二、一六二  | 九七九    | 二、三四二  | 二、二八六  | 一   |
| 二、六七一   | 一四、五二〇  | 一、一九二   | 三三、一三六  | 三九、九六四  | 二五、〇五〇  | 一七、四五二  | 七、八七二  | 一、六五五  |        |        |     |
| 七、三四〇   | 六、〇四二   | 五、九二四   | 四、五八三   |         |         | 四八九     | 二七     |        |        |        |     |
| 三九、五二〇  | 五二、二八二  | 二八、八二三  | 一〇、九七八  | 三四、一三二  | 八、七五四   | 二、九六〇   |        |        |        |        |     |
| 七三三     |         |         |         |         |         |         |        |        |        |        |     |
| 一九六、六六〇 | 一六六、九八六 | 一一四、五四九 | 一一五、二五五 | 一五四、二九三 | 一三五、四二七 | 一〇四、六九五 | 五七、八三〇 | 三七、〇六〇 | 二七、六三六 | 一四、六五三 | 八三  |

豫行鐵區一覽

| 名稱    | 所在地                         | 鐵種 | 面積        | 着手年月日   | 鐵業權者     |
|-------|-----------------------------|----|-----------|---------|----------|
| 川上炭鐵  | 豐原郡川上村大字三井                  | 石炭 | 三、六九五、五〇〇 | 二、二、元   | 三井鐵山株式會社 |
| 泊居炭鐵  | 泊居郡泊居町大字奧澤                  | 同  | 七七、九〇〇    | 三、一〇、三  | 樺太       |
| 東白浦炭鐵 | 榮濱郡白鷺村大字東白浦                 | 同  | 四九、五三三    | 三、一、五   | 樺太炭鐵株式會社 |
| 登帆炭鐵  | 元泊郡帆寄村大字登帆                  | 同  | 六三、四三七    | 五、八、一   | 登帆炭鐵株式會社 |
| 大榮炭鐵  | 泊居郡名寄村大字鷹澤                  | 同  | 九六、七二七    | 七、六、三   | 樺太工業株式會社 |
| 野田炭鐵  | 野田郡野田町大字野田                  | 同  | 一、〇〇、〇〇〇  | 九、八、一〇  | 王子製紙株式會社 |
| 知取炭鐵  | 元泊郡元泊村大字樫保同郡東知取村大字東知取茶釜、東櫛丹 | 同  | 一、八三三、五〇〇 | 一、一、九、七 | 登帆炭鐵株式會社 |
| 大平炭鐵  | 名好郡惠須取村大字惠須取                | 同  | 一、〇〇六、七三五 | 三、二、二、五 | 樺太工業株式會社 |



第二節 鑛物

本島に於ける鑛物は石炭を主とし石油之に亞ぐ、其の他の鑛物にありては砂金、含銅硫化鐵鑛及辰砂鑛等存在するも、未だ重要な鑛床を發見せず。

建築用及土木用の石材類には花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等の火山岩及粘板岩、珪岩、硬砂岩、片岩類等の成層岩多く海岸に露出するが故に切割運搬に便なり、石灰岩は知床半島の海岸に露出しパルプ製造用として採掘せらる、其の花崗岩に接觸するものは往々結晶質(大理石)を呈し、之に接して含銅硫化鐵鑛を伴ふ所あり。

第一款 石 炭

炭田 炭田の主要なるものは南部、中部、北部の三大炭田及猿津炭田にして、中生界白堊系の岩層よりなる西樺太山脈の兩側に於て、該中生層に接する第三紀層の下部に發達し、含炭層は概ね南北に走り單斜又

は向斜構造をなす。其の海岸に近き所に於ては一般に炭層の傾斜頗る急峻にして、或は直立に近く甚しきは反轉するものありて稍々地層の混亂せる状態を現出するも、之を過ぐれば内地に入るに従ひ漸次緩漫なる傾斜に變じ整然たる層位を示す。含炭層は普通二千尺内外の厚さをなして多きは十數層の炭層を互層す、此等炭層の露頭は概ね南北に延びて二十里乃至三十里に亘り蜿蜒として連續するの状眞に壯觀を極む、炭層は其の厚さ三尺乃至五六尺のもの多く、腰十數尺に達する良層も存在す。

尙南部炭田に於て、吐鯤保より兩名好に至る海岸及知床半島の一部第三紀層には、別種に屬する厚層の上部炭層を存し、其の他東西海岸に於て數ヶ所に獨立したる小炭田存在す。

埋藏炭量 左に本島主要炭田の廣袤及推定埋藏炭量を示す。炭量の計算は從來の探鑛程度に於ては其の概念を得るに過ぎず、本表に示せる水準下炭量の如きも直立五百尺迄を概算するに留む、厚さ二尺五寸以下の薄層及狭み多く亞質の炭層は本表の計算より之を省く。



| 名    | 稱    | 位                | 置         | 面積      |        |         |         |
|------|------|------------------|-----------|---------|--------|---------|---------|
|      |      |                  |           | 單位千坪    | 水準上    | 水準下     | 小計      |
| 北部炭田 | 敷香川上 | 幌内川西方敷香川畔ヨリ國境ニ至ル | 川上川流域     | 一五九、六六七 | 二五、三三二 | 六三、三二八  | 八八、六五九  |
|      |      |                  |           | 一、三五〇   | 八、四〇〇  | 一三、〇〇〇  | 二〇、四〇〇  |
| 中部炭田 | 内淵泊居 | 内淵川流域            | 泊居川流域     | 一五、五五二  | 七九、二四〇 | 一五六、四八〇 | 三三七、七三〇 |
|      |      |                  |           | 六、九九七   | 二五、二〇〇 | 二六、〇〇〇  | 五二、二〇〇  |
| 南部炭田 | 雨龍   | 雨龍、泊尾            | 南名好、十和田   | 八、五五〇   | 一一、一八五 | 二二、七四四  | 三四、一五九  |
|      |      |                  |           | 一〇、八二〇  | 五、三三四  | 一三、三三六  | 一八、六七〇  |
| 吐鯤保  | 南名好  | 自吐鯤保川至木歲川        | 自猿津川至北名好川 | 六、六〇〇   | 六、三三五  | 二五、九七二  | 三三、〇七   |
|      |      |                  |           | 一、二五〇   | 二、八五〇  | 四、七八八   | 七、六三八   |
| 皆別炭田 | 皆別炭田 | 知床半島、皆別川流域       | 三三四       | 六三三     | 二、六三三  | 三、三三五   |         |
| 登帆炭田 | 登帆炭田 | 東海岸登帆附近          | 五三六       | 七九八     | 六、七五四  | 七、五五二   |         |

| 名   | 惠須取炭田   | 惠須取川流域  |
|-----|---------|---------|
| 寄炭田 | 五〇      | 三〇〇     |
| 計   | 二二、八五六  | 一六九、五六九 |
|     | 一〇、八八八  | 五五七、三九  |
|     | 一二、九六〇  | 一、三〇八   |
|     | 五二六、七〇八 |         |

備考 本表の堆埋藏炭量は未調査の箇所を除きたるのみならず、前記の如く地表に近き炭量のみを計上したるものなるを以て、追て精密なる調査を遂行すれば多大の炭量を増す見込なり。

炭質 本島の石炭は其の性状に依り之を略左の三種に區別するこゝを得。

第一種

(一)粘結性强く、(二)發熱量強大なるもの。

第二種

(一)粘結性微弱又は不粘結性にして、(二)揮發分多きもの。

第三種

鑛業



(一)不粘結性にして、(二)發熱量少く、(三)水分灰分多きもの

第一種は猿津炭田又幌岸地方のもの之に屬す。

第二種は北部、中部及南部に於ける封鎖區域の殆ど全部竝に惠須取地方のもの之に屬す。

第三種は南部炭田に屬する吐鯉保炭田を主として登帆、東白浦、野田及皆別地方に於ける上部含炭層のもの總て之に屬す。

前記種類により其の平均分析表を左に掲げ以て本島石炭の品位を推知するの用に供す。

第一種に屬するもの

| 地方別  | 水分     | 灰分    | 固定炭素   | 揮發分    | 硫黄比   | 硫黄比重  | 骸炭性狀          | 燐窒素                              | 發熱量カ<br>ロリ |
|------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|---------------|----------------------------------|------------|
| 猿津炭田 | 四〇・五八〇 | 五・六六八 | 五三・六五二 | 三六・二五二 | 〇・四八〇 | 一・三四四 | 概ね強粘結性        | 〇・〇二五<br>一・八六八<br>〇・〇三〇<br>一・五二五 | 七、〇七六      |
| 幌岸炭田 | 一・九六三  | 五・〇三三 | 六八・一七〇 | 二七・八五〇 | 〇・四七四 | 一・三四六 | 強粘結性にし<br>て膨脹 |                                  | 七、七三九      |

第二種に屬するもの

| 地方別         | 水分     | 灰分    | 固定炭素   | 揮發分    | 硫黄比   | 硫黄比重  | 骸炭性狀                      | 燐窒素            | 發熱量カ<br>ロリ |
|-------------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|---------------------------|----------------|------------|
| 北部炭田<br>數香  | 二・二八〇  | 五・四〇〇 | 五二・二三五 | 三一・〇九五 | 〇・三七七 | 一・三二〇 | 辛ふじて粘結<br>する者あれど<br>概ね不粘結 | 一・二六七<br>一・三〇〇 | 六、六三二      |
| 川上          | 六・二六〇  | 五・二二五 | 四七・〇九六 | 四一・五〇一 | 〇・四〇六 | —     | —                         | —              | —          |
| 中部<br>炭田    | 五・六八〇  | 二・七三三 | 四八・七八二 | 四二・三三〇 | 〇・三二〇 | —     | 微弱なる粘結<br>性               | 一・三〇〇          | 七、三七〇      |
| 内淵          | 三・六六〇  | 三・〇一〇 | 四七・七三〇 | 四五・五八〇 | 〇・二〇〇 | —     | 同                         | —              | 七、三七〇      |
| 泊居          | 一〇・六八五 | 七・〇五七 | 四〇・五六七 | 四一・六八五 | —     | —     | 不粘結性                      | 一・二五〇          | 五、九九五      |
| 南部炭田<br>南名好 | 九・四八三  | 四・九五五 | 四七・二二〇 | 三九・三三六 | 〇・三三四 | 一・二九三 | 多くは不粘結<br>性               | 〇・〇三五<br>一・六三〇 | 六、一八二      |
| 惠須取炭田       |        |       |        |        |       |       |                           |                |            |

第三種に屬するもの



| 地方別             | 水分     | 灰分    | 固定炭素   | 揮發分    | 硫黄比   | 重 | 骸炭性状 | 磷窒素 | 發熱量カ<br>ロリー |
|-----------------|--------|-------|--------|--------|-------|---|------|-----|-------------|
| 封鎖區域南部<br>炭田吐鯉保 | 一四・九三〇 | 五・一五〇 | 三九・八〇〇 | 四〇・七九〇 | 一・八九〇 |   | 不粘結性 |     | 五一七〇        |
| 登帆炭田            | 八・九三〇  | 八・八〇〇 | 四三・三五〇 | 三九・九二〇 | 〇・四四〇 |   | 同    |     | 六、二六        |

第二款 石油

明治四十年樺太廳鑛産調査に際し初めて本島の南部西海岸地方に石油を含有する地層の徴候を認め、其の後本斗町附近及野田町以北亞内地内に於て諸處に確實なる含油層の布延を發見し、爾來地質構造の關係も亦漸く明瞭ならむとするに至れり。

該含油層は本島第三紀層の上部岩層に廣く介在するもの如し。西海岸の吐鯉保及野田附近に於ては其の地方に存在せる上部含炭層に接近し常に之が上位をなし若くは下位をなす。

されば含油層は石炭層と共に斷續し南は十和田、呂馬内附近に起り、海岸に沿ふて北走し南名好、吐鯉保を過ぎ遠く本斗町に到りて海底に入る。此間延長約十五里に達し、地層は一大背斜層をなす。其の東西兩側の岩層は一般に急斜し、且つ浸蝕によつて背斜の起隆部を削り去られ、含油層も亦空鞍狀をなせり。石油を含有する油砂は柔軟なる青色砂岩、若くは黄色を帯べる白色凝灰質砂岩にして、數條の薄層をなし厚さ凡そ二百尺位より三四百尺に達する砂岩及頁岩の累層中に介在するを普通とす。然れども野田町附近のものは厚さ六十尺を有する粗影なる凝灰岩層をなし含油稍多量なり。此部分に於て地層は淺き向斜層をなし附近に安山岩脈及玄武岩脈の露出するもの多し。

其の他西海岸には久春内附近の海底より原油の浮上することを傳へらる。是等によつて觀れば石油層は本斗野田の一部に留まらず該海岸に接し遠く延亘するを想像せらるるも、一般に地層構造は油田として有利ならざるなり。若し夫れ前記本斗以南延長十五里に達する背斜層の地下深く更に下部含油層を發見することを得んか該油田の眞似は今俄に斷定すべからざるものあり。大正十二年末樺太廳は吐鯉保内地に米國式網掘試錐井一坑を開坑し、今や深度二百五十間に達し尙掘進中なり。



第三節 鑛業

現今樺太に於ける唯一の鑛業は石炭にして、年々産額増加の傾向にあるも其の他は悉く之を島外に仰ぎ未だ鑛業開始の機運に到らず、本島石炭の産額及び販路を示せば左の如し。

| 年 度    | 川上炭鑛   | 泊居炭鑛   | 大榮炭鑛 | 登帆炭鑛  | 東白浦炭鑛 | 野田炭鑛 | 小 計    |
|--------|--------|--------|------|-------|-------|------|--------|
| 明治四十二年 | 一、七五五  | 二、八〇九  |      |       |       |      | 四、五六四  |
| 明治四十三年 |        | 一九、九九八 |      |       |       |      | 一九、九九八 |
| 明治四十四年 |        | 九、五四八  |      |       |       |      | 九、五四八  |
| 大正元年   |        | 四二五    |      |       |       |      | 四二五    |
| 大正二年   | 八三     |        |      |       |       |      | 八三     |
| 大正三年   | 一〇、〇〇四 | 二、一六三  |      |       |       |      | 一二、一六七 |
| 大正四年   | 一一、九七一 | 三、三三四  |      |       | 二、二八六 |      | 一七、五五三 |
| 大正五年   | 一三、一三三 | 三、二九三  |      | 一、六五五 | 九七九   |      | 二七、〇六〇 |

| 年 度   | 三井鑛山株式會社 | 太 太 太 株式會社 | 登帆炭鑛株式會社 | 東白浦炭鑛株式會社 | 王子製紙株式會社 | 大正六年    |
|-------|----------|------------|----------|-----------|----------|---------|
| 大正六年  | 一七、七八二   | 二九、九八八     | 七、八七三    | 二、一六三     |          | 五七、八三〇  |
| 大正七年  | 四六、二一〇   | 二九、三〇〇     | 一七、四五二   | 八、二六五     |          | 一〇四、〇九二 |
| 大正八年  | 六〇、〇四一   | 三〇、〇九九     | 二五、〇〇〇   | 一一、四八三    |          | 一三五、〇二七 |
| 大正九年  | 五、一一四    | 三三、二四四     | 三九、九六四   | 六、八四〇     |          | 一五四、二九三 |
| 大正十年  | 六四、〇四三   | 六、三一一      | 二二、一三六   | 六、二〇四     |          | 一五五、二五五 |
| 大正十一年 | 六八、九五五   | 三、〇〇一      | 二八、八二三   | 六、五五三     |          | 一四、五四七  |
| 大正十二年 | 八五、五五三   | 八、八四八      | 一一、一九一   | 一、〇六一     |          | 一〇七、三〇四 |
| 大正十三年 | 二四、五五二   | 三、七三三      | 二、六七一    | 九、一三三     |          | 一九五、九二七 |



樺太廳鐵道其  
他

第一款 鑛業の現況

川上炭鐵 川上炭田は樺太に於ける最も重要な中部炭田に屬し内淵炭田の南端に接す。含炭層は厚さ約二千尺にして其の間十五層の石炭層を算す、之を下部より各層の厚炭を列記すれば左の如し。

|      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 一番層  | 十 尺  | 二番層  | 四尺六寸 | 三番層  | 二尺五寸 | 四番層  | 四尺二寸 |
| 五番層  | 一尺八寸 | 六番層  | 五尺四寸 | 七番層  | 四 尺  | 八番層  | 四尺五寸 |
| 九番層  | 三尺五寸 | 十番層  | 二尺三寸 | 十一番層 | 一尺八寸 | 十二番層 | 四尺三寸 |
| 十三番層 | 九 寸  | 十四番層 | 四 尺  | 十五番層 | 四 尺  |      |      |

石炭延厚五十七尺八寸にして現今採掘せるものは一、二、七、八及九番層の五層にして、其の石炭延厚二十六尺六寸とす。炭層は西に傾斜し鐵區の南部に於て四十五度、北部は三十度乃至三十五度の斜角をなせり

地勢南に高く北に低下し、炭層露頭の最高處は海拔約千二百尺にして、豎入坑道地並以上三百八十尺に達す。走向は略南北にして鐵區の延長八千間に達し、其間著しき斷層等の變動なく連續として炭層を露出せり。

従來の川上採炭所は海拔約九百尺の高地點に於ける露頭より二三の採炭坑道を掘進し、地表に近き炭層を採掘する姑息なる方法にして、之が運炭鐵道は樺太廳鐵道小沼驛より分岐する輕便線にして、支障多く運炭量僅少なりしが、大正十年中諸般の擴張工事に着手、今や之を定成し、近く年額十五萬噸より將來三十萬噸を出炭せむとす。坑況の概要左の如し。

豎入大坑道は川上河畔の低地に於て下部に位する地層より炭層を横斷して掘進し、千八百二十尺にして第一番層に會し、現今九番層を過ぎ掘進中とす。同大坑道は總延長約四千六百尺あり、全部の炭層を横斷する豫定にして、坑道の左右には炭層の走向に沿ひストーン・ガレリーを掘進し、更に之より適當なる間隔をなして小豎入を掘り、各炭層を横斷して此處に採炭をなすものとす。坑内より選炭場に至る運炭は電氣機關車を使用する豫定にして、掘鑿には壓搾空氣鑿岩機を應用し通風は扇風器を使用せり。選炭場は一日の扱量五百噸にして、振動スクリーンを以て篩別し、塊炭は手選帶の上に於て選別し、コムベアーにより貯炭庫に送



らる。中小塊及粉炭はコムペアー及エレウエーターにより貯炭庫の上段に致し、ブッシュ・コムペアーにより庫内の隨所に送り貯炭す。將來中小塊を選別すべく水選機設置の豫定なり。建家は鐵筋混泥土造にして、貯炭庫の漏斗口より直接鐵道貨車積込をなす。

原動發電所の出力は現今六百キロワット・アムペアーとす。選炭場より小沼驛に至る延長十三哩半の輕便鐵道は改築し、大正十三年より一般の營業を開始せり。

**泊居炭鐵** 泊居炭田も亦中部炭田に屬し、内淵炭田の北端に接す。炭層は泊居川中流の東岸に沿ひ一の背斜層をなして北々西に走り、概ね急峻なる傾斜をなす、其の緩なる處は四十五度内外なりと雖も往々七、八十度の急斜をなし甚しきは直立に近きものあり。含炭層は其の厚さ明瞭ならざるも凡そ千尺内外なるが如く、其の間數枚の炭層を互層するも、現今採掘せるは四尺層と五尺層の二層にして、中間二百四五十尺の岩盤を挟めり。此地方に於て地層は著しき變動をなし、炭層屢斷層によつて混亂せらるるを以て著しく採炭作業を困難ならしむ。本炭鐵は明治四十二年樺太廳に於て採炭の試験を開始せしものなるが、現今請負法により樺太工業株式會社の採掘中にして、石炭は延長八哩の輕便鐵道によつて泊居に搬出せり。

**大榮炭鐵** 本炭鐵は泊居炭鐵の北に接し名寄川上流に位す。地層は一小向斜層をなし、厚さ約五十尺の岩盤を隔て、二十の石炭層存在す。上層は三尺五寸、下層は五尺の厚さを有し傾斜頗る緩漫なり。現今橫坑により採掘をなす、炭質は泊居炭鐵と大差なし。採掘の石炭は延長二哩半の架空索道により泊居炭鐵に送り、輕便鐵道によつて泊居に搬出せり。

**登帆炭鐵** 東海岸登帆の海岸に接して、數層の石炭層互層する、獨立せる含炭層の一區域存在せり。此含炭層は上部含炭層に屬し、厚さ約六百尺にして六層の石炭層互層す、之が炭厚平均四尺五寸とす。傾斜頗る急峻にして殆ど直立し、北々東に走り炭層の連續する事約二千間に達す。地勢低く炭層は直ちに海水面下に没するを以て斜坑によつて採炭をなし、採掘の石炭は海路登帆に輸送せり。

**其他** 東海岸東白浦及西海岸野田に於ては、前記登帆に於けると同じく上部含炭層(第三種炭)に屬する立小炭田存在し、小斜坑若くは橫坑によつて採炭をなせり。又最近東知取及惠須取に於ては該地に新設中の製紙工場用燃料炭を採掘せんが爲め炭坑の開坑中にして何れも兩三年の後に出炭を開始すべき見込なり。



鑛業

第二款 鑛業の將來

需要供給の状況 本島に於ける諸種の鑛物資源に關しては之を他日に譲り、多大の埋藏量を有する石炭に就て觀察するに之が需要供給の現状左の如し。

| 年 度  | 産 出 炭                | 移 入 炭                  | 輸 入 炭 | 計                      |
|------|----------------------|------------------------|-------|------------------------|
| 大正元年 | 四一五 <small>噸</small> | 六、六八三 <small>噸</small> |       | 七、〇九八 <small>噸</small> |
| 大正二年 | 八三                   | 一                      |       | 一                      |
| 大正三年 | 一四、六五三               | 六、三三九                  |       | 二〇、八九三                 |
| 大正四年 | 二七、六二六               | 七、一九五                  |       | 三四、八二二                 |
| 大正五年 | 三七、〇六〇               | 二一、九四七                 |       | 五九、〇〇七                 |

| 年 度   | 産 出 炭   | 移 入 炭  | 輸 入 炭  | 計       |
|-------|---------|--------|--------|---------|
| 大正六年  | 五七、八三〇  | 八、四〇三  |        | 六五、八七三  |
| 大正七年  | 一〇四、六九五 | 四、〇三二  |        | 一〇八、七二六 |
| 大正八年  | 一三五、四二七 | 二六、一三六 | 六〇六    | 一六二、一六九 |
| 大正九年  | 一五四、二九三 | 六二、三三二 |        | 二一六、六〇五 |
| 大正十年  | 一一五、二五五 | 四九、四五六 |        | 一六五、〇〇〇 |
| 大正十一年 | 一一四、五四九 | 五四、八四三 |        | 一六九、三九二 |
| 大正十二年 | 一六七、三〇三 | 五六、七八二 |        | 二二四、〇八五 |
| 大正十三年 | 一九五、九七  | 七二、八八六 | 一一、九五〇 | 二八一、七六三 |

現今本島諸港に寄港する船舶は總て島外の石炭を燃料に供し、家庭用の燃料は殆んど薪炭を使用せり。普通石炭消費量の多少は以て其の國の文化程度を卜ることを得云ふ、試に本島の之を他に比較すれば左の

鑛業



如し。

人口一人當一年の石炭消費量(一九一三年)

|          |      |         |      |
|----------|------|---------|------|
| 北米合衆國    | 五・五〇 | 英吉利     | 四・二〇 |
| 獨逸       | 三・六〇 | 佛蘭西     | 一・九〇 |
| 埃太利      | 一・三〇 | 伊太利     | 〇・三三 |
| 日本明治四十二年 | 〇・二四 | 樺太大正四年  | 〇・五七 |
| 同 大正元年   | 〇・三二 | 同 大正九年  | 二・三七 |
| 同 大正七年   | 三・四八 | 同 大正十二年 | 一・六〇 |

斯く比年需要増加の趨勢は本島産業の進展を語るものなるも、内部に開掘をまつ豊富なる炭田を有する本島に於て、而かも生産工業の原動力たる石炭の島内に於ける需要をも充し得ず、内地に比し二、三割高の移入炭を消費し其の年額百萬圓を突破するの狀態なり。之に基因して、電力の如きも一キロワット時二十五錢乃至五十錢の高價を稱ふ。さなきだに一般勞銀の高率なる本島に於て此儘推移するときは、工業の振興は勿論

本島産業の振興も期し難きに至らん、此點より考察すれば、本島炭田の採掘は緊急事に屬するものと認む。將來本島炭田の採掘に關し一二重要な事項を録し參考に資す。

埋藏量 吾國石炭の埋藏量は先年農商務省地質調査所長井上禧之助の調査に依れば、實測炭量九億三千萬噸推定炭量五十億六千萬噸にして、之に比較し前記樺太の推定炭量五億二千六百萬噸は敢て大なること云ふに當らざるが如きも、其の内容を見るに内地炭は多年採掘の結果、前途益々採掘難を感ずるに反し、樺太に於ける重要炭田の大部分は封鎖炭田に屬し、僅め小炭坑分立の弊を避け統一的大經營の要素を保留せらるのみならず、其の埋藏炭量は優に採掘に容易なる安全量を示せるものなり。

炭質 田川の大部分に於ける炭質は瀝青炭に屬し、燃焼容易にして火格子上の操業簡便なるを以て、燃料用に適し需用の最も多きものに屬す。

北樺太及北名好地方の炭層は一般に粘結性強く、中無煙に近き種類に屬し優品なりと雖も、瀝青炭を慣用せる本邦にありては此種石炭の用途は自ら制限せられ、燃料炭として一般の汽罐の構造上之を實用せず、故に之と同質の支那開平炭が而かも約二割安の炭價を以て尙且つ本邦に年々僅かに五十萬噸の販路を有するに



過ぎざるに由つて觀るも、兩種石炭の市場的勢力を略に推知し得べし。

探炭の便否 本島石炭の採掘に關し特に不便を感ずるものは冬季氣候の寒冷にして積雪多量なるを、多數の労働者を招致すること比較的困難なるの二點に在り。

地中溫度は緯度の關係によつて影響すること極めて少なし、されば探炭の如き地下採業は本島に於ても格段の困難を感ぜず、唯考慮すべきは坑外採業に關し適當なる防寒及防雪の設備を要する點なり。其他は労働者も募集に容易にして勞銀低廉なる鮮人又は支那人を招致する途あり。而も本島未開炭田の重要なものは其埋藏炭量莫大なるが故に理想的の大施設を爲し、大規模の採炭を行ふに適するを以て、大量生産の方法によりて採炭費を節減し得べく、鐵業用地使用の自由に就ても恐らく他に比類なき便利を有し、杭木費の如きも總て内地に比し遙に廉なり。

運炭方法 川上炭礦に就ては其選炭所に及ぶ樺太廳經營の鐵道を以て之を搬出し、泊居炭礦に於ては樺太工業株式會社私設にかゝる探炭所貯炭所間のケーブルカー及び貯所海岸間鐵道の設備あり。然れども本島交通機關未だ幼稚なるを以て之が本島内配布に當りては頗る不便なる状態なり。

## 第十章 林業

### 第一節 總說

本島林業の沿革に就ては何等徵すべきものなきも、幕府時代に在りては濫伐を警め、林間藥品の採取を獎勵したる如きも何等積極的施設の跡を見ず。

露領時代に於ては本島を罪囚の流刑地として利用せるが、林業に關しては頗る放漫にして施設の見るべきものなし。

明治三十八年邦領に歸して以來、専門の學者、技術者に依頼して之を踏査せしむるを共に過去に於ける施設を調査研究し本島森林行政の管掌方針を定め種々施設に努む。

本島の森林は總て天然林にして、樹種約百二十二種あり内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるるも實際利用價值ある林木はエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ



等にして、之等林木の分布殆んど一定し、河岸の底地にはナナギ、ハンノキ及タモ等の如き闊葉樹生立し、山岳にはトドマツ及エゾマツの如き針葉樹を生じ、山岳の中腹より白樺を混生し、頂上に近づくに従ひ白樺の混生歩合を増加し遂に白樺の純林となる。尙グイマツは主に底地濕地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトドマツ及エゾマツにして約八割を占む。

國有林面積及蓄積は目下森林の調査中なるが故に窺知し難きも、邦領樺太全面積三百三十二萬八千余町步中、敷香支廳管内に於けるツンドラ地帯約二十五萬二千町步、河川、海岸等に屬する除地三萬町步、原野燒跡伐採跡地等五十四萬四千町步、殖民地及殖民豫定地四十三萬町步、大學演習林八萬千町步を除く時は立地面積約百九十九萬千町步にして、一町步當影きは二百石、多きは千石以上に達す。假に平均二百八十石として計算するときは總材積五億五千余萬石に達し、内針葉樹は五億三千萬石の見込なり。

## 第二節 森林の利用

領有當初諸般の施設未だ整はざる間に於ては、一時的利用の外森林を利用せんとするもの殆んどなかりし

が明治四十二年電柱材として始めて本島木材の移出せられ、又翌四十三年枕木用材の移出せられてより、之が利用逐年増加し、明治三十八年度に於ける林木賣拂額千二百九圓に對し、大正二年度に於ては實に四百五十五萬七千圓を突破するに至れり。

森林は本島物産の主要なるものなれば、之が利用如何は本島の産業に直接影響するを以て、幾多調査研究の結果製紙原料たるパルプに適切なるを認め、且つ國産の自給自足を圖る見地より紙料として利用するを得策なりとし、爾來此の方針の下に斯業を奨励したる結果大正二年始めて大泊及泊居に之が工場を建設採業を開始す。是本島に於けるパルプ工業の嚆矢とす、爾來漸次隆盛に赴き、現在此が工場六にして尙現に建設中のもの二あり、製産年額十萬噸本島の重要物産にして、我國需要量の過半を生産し、之に要する資材年額三百餘萬石に達す。

以上の外電柱、枕木、建築用材、薪炭用材其の他需要多く比年其の範圍を擴張しつつあり。

## 第三節 造 林



苗圃事業 大正十年度より造林計畫を企て、所要苗木を養成せむが爲め豊原、川上、貝塚、留多加、吐鯉保、清水、富内岸、泊居及室澤の九箇所に面積五町歩内外の農耕地又は未墾地を相して苗圃を設け、同年度に於てトドマツ、エンマツ及信州産並に島産落葉松各二石宛を播種し、秋季豊原、清水兩苗圃に於てトドマツ及エンマツの自然生苗十餘萬本を採取移植す。

十一年度に於てはトドマツ、エンマツ、カラマツ等の種子不作にして採取し能はざりし爲め、信州産落葉松一石九斗余を各苗圃に分種し、且トドマツ、エンマツの自然生苗五十五萬本を採取川上外三苗圃に移植せり。

大正十二年度に於ては豊原苗圃に於てトドマツ及エンマツ九斗七升二合、カラマツ三斗、トウヒ三斗及其他の諸樹種六斗、其の他の苗圃に於てトドマツ、エンマツ各二斗、カラマツ一斗、トウヒ一斗の割合に播種し、尙前年來養成苗の床替並に掘置苗の手入を行へり。大正十三年度に於ては豊原苗圃に獨逸トウヒ二斗、エンマツ一斗、其の他の雜種四斗三升、貝塚及留多加を除く各苗圃にトウヒ二斗、エンマツ一斗及カラマツ一斗を播種し、前年度と等しく養成苗の床替、掘置苗の手入を行ひ、目下着々其の實績を擧げつつあり。上述の如く毎年事業を擴大し將來本島造林の成功を期せり。

苗圃の位置面積

| 苗圃名 | 所在地        | 面積      | 開設年月 |
|-----|------------|---------|------|
| 豊原  | 豊原郡豊原町     | 一、六、六〇坪 | 大正元年 |
| 川上  | 同 郡豊北村川上   | 一、〇、三〇  | 同 十年 |
| 貝塚  | 大泊郡千歳村貝塚   | 一、一、〇〇  | 同 同  |
| 留多加 | 留多加郡留多加村河東 | 一、一、〇〇  | 同 同  |
| 清水  | 眞岡郡清水村     | 一、五、〇〇  | 同 九年 |
| 吐鯉保 | 本斗郡吐鯉保     | 一、八、〇〇  | 同 同  |
| 富内岸 | 眞岡郡蘭泊村富内岸  | 一、四、〇〇  | 同 同  |
| 泊居  | 泊居郡泊居町     | 一、一、九〇  | 同 同  |
| 室澤  | 久春内郡室澤町    | 一、五、六八  | 同 同  |
| 計   |            | 二四九、三三  |      |



林業

造林事業 大正九年六月初めて落合附近山火跡地にトドマツ エンマツ、カマラツ及白樺の播種造林を試験的に行ひ、其の後引續き實行の結果發芽良好にして、植樹造林に勞費を要するに少く、本島の如き大面積の造林地を有し人夫の召集に至難なる地方に於ては最も適當なるを認めたり。故に播種造林を主とし、植樹造林を副とするの方針を樹て、大正十二年度より毎年五千町歩宛の播種造林を實施し、側ら苗圃養生の成苗を以て植樹造林を行ふことなれり。今大正九年以降の造林面積を擧ぐれば左の如し。

| 年度    | 播種 |                      | 植樹 |                             |
|-------|----|----------------------|----|-----------------------------|
|       | 箇所 | 面積                   | 箇所 | 面積                          |
| 大正九年  | 落合 | 八町五ツ、エン、トド、カラマツ、シラカバ | 大澤 | 一五町、エン、トド                   |
| 大正十年  | 落合 | 一五町六同                | 玉川 | 三五町、ウツ、エン、トド、カラマツ、シラカバ、ハンノキ |
| 大正十一年 | 落川 | 四二町、信州カラマツ           |    |                             |
| 計     |    | 五〇町四                 |    | 三五町〇                        |

林業

| 年度    | 播種 |         | 植樹 |       |
|-------|----|---------|----|-------|
|       | 箇所 | 面積      | 箇所 | 面積    |
| 大正十三年 | 唐貝 | 四、三〇八   |    |       |
| 計     |    | 四、三〇八   |    |       |
| 同     | 野松 | 三三〇・三   | 水  | 一〇〇・〇 |
| 同     | 岡澤 | 三五〇・〇   | 富内 | 三〇・〇  |
| 同     | 小谷 | 一、〇八〇・〇 | 豊原 | 一五八同  |
| 同     | 落合 | 一、〇八〇・〇 | 同  | 三、〇六同 |
| 同     | 落合 | 八四・四    | 同  | 一〇一・〇 |
| 同     | 中里 | 六五二・〇   | 水  | 二〇〇・〇 |
| 同     | 本合 | 一、〇八九・〇 |    |       |
| 同     | 富内 | 一、八五〇・七 |    |       |
| 同     | 泊居 | 七九〇同    |    |       |
| 同     | 玉川 | 一〇一トドマツ |    |       |
| 同     |    | 三三三・五   |    |       |
| 同     |    | 二四・五    |    |       |
| 同     |    | 一一・五    |    |       |
| 同     |    | 二〇〇・〇   |    |       |
| 同     |    | 一一三〇・〇  |    |       |
| 同     |    | 七〇〇・〇   |    |       |
| 同     |    | 五二九・〇   |    |       |
| 同     |    | 五二九・〇   |    |       |



|    |     |         |   |         |       |         |
|----|-----|---------|---|---------|-------|---------|
| 同  | 玉草  | 二、〇八    | 町 | 一、六三〇   | 五九、四  | 一八三、九〇〇 |
| 計  | 野川及 | 四、七六二・九 | ト | 二九五・五   | △三〇、〇 | 一八、〇〇〇  |
| 合計 |     | 九、一五八・二 | エ | 六、三九五・〇 | △二九、〇 | 三六、九〇〇  |
|    |     |         | マ |         | 〇     | 〇〇〇     |
|    |     |         | ツ |         |       | 〇〇〇     |
|    |     |         |   |         |       | 一八、〇〇〇  |
|    |     |         |   |         |       | 〇〇〇     |
|    |     |         |   |         |       | 〇〇〇     |
|    |     |         |   |         |       | 〇〇〇     |

備考 本表中△印を附したるは補植なり  
 防火線 森林保護及造林の完璧を期せむが爲め毎年設置せる防火線を表示すれば左の如し

| 年 度   | 箇 所   | 延 長      | 幅 員  | 摘 要   |
|-------|-------|----------|------|-------|
| 十 二 年 | 新 場   | 一〇、一四〇・〇 | 一、二二 | 歩道を含む |
| 十 一 年 | 落 合   | 三、八二〇・〇  | 一、二二 |       |
| 十 年   | 玉 川   | 三、六一〇・〇  | 一、〇〇 |       |
| 十 年   | 大 澤   | 四、一六〇・〇  | 一、五〇 |       |
|       | 清 川 間 |          | 間    |       |

|       |           |          |      |          |
|-------|-----------|----------|------|----------|
| 十 二 年 | 豊 原       | 一、一五五・四  | 二、二二 |          |
|       | 神 社 山     |          |      |          |
|       | 落 合       | 四、八四〇・〇  | 二、二二 |          |
|       | 榮 濱 間     |          |      |          |
|       | 落 合       | 五、三三〇・〇  | 二、二二 |          |
|       | 小 谷 間     |          |      |          |
|       | 本 斗       | 四、三二七・〇  | 一、二二 |          |
|       | 泊 居       | 三、六一五・〇  | 一、二二 |          |
|       | 富 内 岸     | 〇、〇〇七    | 一、二二 |          |
|       | 富 内 岸     | 五、九三二・五  | 一、二二 |          |
|       | 貝 塚 一ノ澤 間 | 四、八五九・〇  | 一、二二 | 臨時防火線を含む |
|       | 貝 塚 富岡 間  | 五七〇・〇    | 一、二二 |          |
|       | 富 内 岸     | 一〇、二〇六・九 | 一、二二 |          |
| 計     |           |          |      |          |



第四節 森林保護

森林危害の最も著大なるものは火災なり、若し夫れ五、六月融雪後氣温俄かに上昇し、地物乾燥せるに際し一度火を失せむか、爆々たる音聲、熾々たる煙天を蔽ひ、地を捲き、若し之に風威の加らむか瞬時にして四方に傳播し、萬物を燒盡せざれば已まざるの概あり、遂に人力を以て消火し能はざるに至る。山火の被害獨り貴重なる林木を消失するのみならず、柁土層を燒損する結果乾澀露疎となり、肥料分は失はれ、科學的性質を不良にし、後繼稚樹を滅却し、森林の基礎根本的に破壊し去らるるに至り、之が復舊は極めて困難なる事業に屬す。本島の森林は極めて火に弱き、而かも燃焼性に富む林木より成るを以て、山火の危険多く、之が豫防消火に付ては防火線設置、法令に基く取締、火防組合の設置等種々畫策する處ありて之が禁遏に努め居れり。山火の原因は煙草吸殻、禁火不始末、汽車煤煙、開墾火入等最も多し。本島は邦領復歸前既に在居住土人により燒損せられたるもの實に十六萬町歩と稱せられ、其の大なるものは眞鍮、久春内間及榮濱附近一帯の大山火跡地にして、其の状況慘然たるものあり。而して過去十年間の山火統計を見るに、一年間を通

じ最も多きは五月にして、六月及八月之に次ぎ、九月は第四位にあり、尙五月の發生數は六、七、八の三箇月間發生數と其の割合を略同ふす。山火の大部分は以上五箇月間にして殊に五、六月は最も注意を要する季節なり。

次に既往十箇年の火災總數は七百余回にして、年平均燒失面積一萬余町歩、年平均損失金額は十萬圓の見込なり。以上の如く連年山火の被害激甚なるは、本島の森林政策竝に財政上忽緒に附すべからざる大問題なるを以て、消極的には愛林思想を鼓吹し火防獎勵金の制を設け、積極的には防火線の設置、法令に依る取締等を勵行して防遏に努む。

森林の誤伐は既往六箇年の平均に依れば年十九回、面積二十六町歩、損失價格六千余圓なり、又盜伐件數は年平均百十五回、面積百十町歩、損失價格二萬五千余圓に達す。

虫害は大正八年に發生し、被害區域二十二萬町歩、材積八千八百石に達したるも、今や全く終熄せり。

以上の外本島森林被害にはナラタケ、トドマツ、エンマツ腐朽菌、針葉樹心腐菌等の被害あるも極めて微々たるものなり。



### 第五節 森林調査

明治三十八年本島南部の邦領に復するや、其の全域に亘り森林概況調査の計畫を樹て、島内を十區に區劃し、明治三十九年之が調査に著手し、同四十一年之が全部の調査を完うす。以上は單に概略の調査に止まれるを以て、大正二年七月十五箇年計畫を以て樺太國有林經營方針を定め、之が基本的調査を爲すことに應議決定す。即ち全島三百三十余萬町歩を三十箇の經營區域に分ち、此内より開拓探定地四十三萬町歩を控除したるものに付事業區及保安林を調査せむとす。此の計畫は經營其他の都合により延引し、漸く大正五年度に至り經營調査事項中先づ林種區分及施業案の編成等をなすべく、三組の調査員を設け、最急要の地點より調査に着手せり。

大正五年五月訓令を以て經營調査に關する業務は林別區分、森林區畫、林況調査、更新方法、斫伐探定案説明書調製の六項を定め、其の内林別區分は左記に據りて調査することなれり。

第一 經濟林(第一種、第二種林とす)

第二 保安林

第三 將來拓殖用地となるべき見込の森林

第四 除地

而して之等の區分をなすには次の標準に依る。

- 一、第一種林は森林を法正なる状態に導き、其の施業を永遠に保續し得べき區域
- 二、第二種林は地方居住者の用材、薪炭材又は鐵業用の材料を供給すべき區域
- 三、保安林は別に定むる所により保安上必要なる區域
- 四、將來拓殖用地となるべき見込の森林は傾斜二十度以下の土地にして農業に適する區域
- 五、除地は將來見込なき區域

大正七年度よりは既定計畫に基き、十二組を増して十五組とし、同時に十五箇年計畫にては長きに失する憾あるを以て之を十箇年に短縮したり、爾來着々調査の歩を進め、大正十三年度迄に於て數香地方を除く外は悉く終へたり。尙引續き調査中なるを以て大正十四年度中には略完成の見込みなり



### 第六節 林業試験

拓殖開發の途を講ずるに當り無限の寶庫たる森林を如何に利用すべきかに就ては夙に苦心を拂ひたる所に於て、先づ島材の工藝的性質を研究し、以て木材の用途を開かんとし、明治四十三年六月廳内に臨時工業調査所を置き、次で調査所屬大泊工場を設置して化學工藝に關する試験及調査を行へり。其の試験若し調査の種類は松脂よりテレホン油製造試験、樟油製造、木材乾餾、割箸製造、ツンドラ製紙應用試験、パルプ試験三井紙料工場廢液調査及乾餾資材の調査等とす。之等官營試験の結果は悉く之を民間に應用せらるるに至らざるも、パルプ工業の盛んなるは其の賜と謂はざるべからず。因に乾餾事業は財界影響を蒙り目下中止せり。

本島は寒帯に位し本土と氣象風土を異にし林木の種類及林況に付ても同じからず。故に森林更新の方法主副産物の利用、造林樹種の選定等に關しては、各種試験の結果に鑑み、取捨宜しきに従ひ、萬全の策を講ずるの要あり。故に先づ豊原附近大澤に試験林を設定することに決し、面積二千二十七町歩を之に充て、大

正元年以降毎年各種の試験を行へり。今本試験林に於て施行せる科目を擧ぐれば左の如し。

- 一、傘伐更新法に基く後伐
- 一、帶狀皆伐側方天然下種
- 一、傘伐更新法に於ける下種伐
- 一、白樺上方天然下種
- 一、擇伐更新法
- 一、帶狀皆伐更新法
- 一、皆伐更新法
- 一、立木材積と丸太材積の比較
- 一、末木試験
- 一、雪中伐採による根部試験
- 一、薪材層積と實積の比較



一、其の他

大正十年度中に於て試験林の全部は火災及松毛虫の爲に浸害せられ、殊に松毛虫の害に至りては古來未曾有の損害を受けたるを以て、十二年末迄之が驅除豫防法の試験を行へり。

松毛虫は大正五年頃より發生せるもの如し、但し世人の注目を惹くに至りしは同八年以降にして、殊に同九年以降は猛烈なる繁殖をなせり、當時其の驅除方法として誘蛾試験を行ひしに、良好なる成績を得たるを以て、大正十、十一兩年に亘り全島に焚火誘殺法を敢行せり。尙十一年五月以降十二年末迄に行ひたる試験の概要左の如し。

松毛虫の経路、昆虫學上の位置、發生の原因、食餌物研究、形態、經過習性、焚火誘殺法、ミツビシライトに依る驅除法、トリータングルフト及ライムに依る驅除法、遮斷法(板圍及空溝に依る遮斷法)、燻煙に依る驅除法等。

以上試験の結果今後發生する松毛虫驅除方法は、誘蛾撲殺を爲すより外に方法なかるべし。

第七節 官行斫伐

第一款 事業の端緒

大正八年晚秋鐵道泊榮線沿線中里及西海岸小能登呂に於て、點々松毛虫の發生を見たるが、次第に漫延し同十一年に至り其の面積約二十二萬町歩、材積約八千八百四十五萬石の被害を見るに至れり。然るに此の莫大なる材積の伐採利用を民業に委するも、從來本島に於ける造材業者はバルブ業者以外二三萬石を造材するに過ぎざる實況なるを以て、資金其の他の關係上短期間に於て全部の利用到底覺束なく且つ此の虫害木たるや、被害當初は其の葉部を食害せられたるのみにして材質は生木と何等異なる處なきも年を経るに従ひ漸次材部に諸種の害虫菌を發生するを以て三、四箇年間放置せむか、其の利用價值著しく低減し徒に此の天産を腐朽せしむるの虞あり。茲に本事業の官營實施を見るに至れり。

第二款 事業の計畫



。 研伐 亞庭灣内西海岸及鐵道沿線に跨り大正十一年度より五箇年間に於て、資材約二千萬石を伐採することとし、運材方法は實地の關係上主として管流に依り、補助として軌道運搬をも併用することとせり、今大正十一年度以降資材計畫及之に要する労働者數を示せば左の如し。

官行研伐事業計畫表

| 年 度   | 資材材積       | 造材材積       | 搬出材積       | 備 考              |
|-------|------------|------------|------------|------------------|
| 大正十一年 | 六,000,000石 | 三,000,000石 | 五,000,000石 | 搬出材積は處分箇所迄の數量を示す |
| 大正十二年 | 五,000,000  | 二,500,000  | 三,000,000  |                  |
| 大正十三年 | 五,000,000  | 二,500,000  | 二,500,000  |                  |
| 大正十四年 | 四,000,000  | 二,000,000  | 二,500,000  |                  |
| 大正十五年 | 一,000,000  | 一,000,000  | 二,500,000  |                  |
| 計     | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 |                  |

本計畫數量は年々被害區域が増加する豫想の下に畫策したるものなるを以て害虫掃滅其の場合に於て變更することあるは勿論なり。

労働者所要概數

| 年 度   | 伐 材        |        | 運 材        |       | 雜 人 夫 | 人 夫 計  | 備 考 |
|-------|------------|--------|------------|-------|-------|--------|-----|
|       | 積          | 人 夫    | 積          | 人 夫   |       |        |     |
| 大正十一年 | 三,000,000石 | 二,三三三人 | 五,000,000石 | 二七人   | 二六三   | 二,八九三  |     |
| 大正十二年 | 二,000,000  | 二,000  | 三,000,000  | 一,六六六 | 三六七   | 四,0三三  |     |
| 大正十三年 | 二,000,000  | 二,000  | 二,五〇〇,000  | 一,三三八 | 三三九   | 三,七七〇  |     |
| 大正十四年 | 二,000,000  | 一,六〇〇  | 二,五〇〇,000  | 一,三三八 | 二九九   | 三,二八七  |     |
| 大正十五年 | 一,000,000  | 七,九五二  | 一,000,000  | 八〇三   | 一,三四八 | 一四,八三三 |     |
| 計     | 1,000,000  | 七,九五二  | 1,000,000  | 五,五三三 | 一,三四八 | 一四,八三三 |     |

伐木(木寄を含む)一人一日の功程五石を普通とするを以て、一箇年の労働日數二百五十日(内地労働者は夏期一回歸國する習慣あり)とすれば一人一ヶ年の功程は千二百五十石なり。又運搬は一人一日の功程十石と



し、一箇年百八十日とすれば一人一ヶ年の功程は千八百石なり。  
 販賣 官行斫伐決定材積一千萬石の賣拂處分に關しては、深感の上適當なる賣拂計畫を樹立する必要あり。  
 仍て毎年度の賣拂處分難を避け、當初斫伐計畫の遂行を期する爲め相當確實者と豫め年期賣拂契約を締結し  
 て賣拂上の安全を量り、尙其の他の材積に對しては豫約公募及特賣の方法に依り賣拂ふこととせり。

第三款 事業の組織

官行斫伐施行の爲め大正十一年五月勅令を以て樺太臨時森林作業所官制の發布あり。所長以下職員左の  
 如く、各事業現場には事業所を設け、主任以下詰員及常備員を置き、伐木造材、運搬及引渡等の現業に従事  
 せしむ。

| 區分  | 内務員 | 現業員 | 計  | 備考         |
|-----|-----|-----|----|------------|
| 技師  | 一   | 一   | 二  | 所長は技師を以て充つ |
| 屬技手 | 二〇  | 二七  | 二七 |            |

| 區分        | 人員  | 備考         |
|-----------|-----|------------|
| 主 任       | 一   | 主任は技師を以て充つ |
| 詰 員       | 三   |            |
| 山 頭       | 三   |            |
| 檢 尺 員     | 三   |            |
| 檢 夫 見 習 員 | 三   |            |
| 雜 役 夫     | 四〇  |            |
| 火 防 巡 視   | 二五  |            |
| 計         | 二九四 |            |

事業所主任、詰員及常備員現在表(大正十四年三月三十一日現在)

| 區分        | 人員  | 備考         |
|-----------|-----|------------|
| 主 任       | 一   | 主任は技師を以て充つ |
| 詰 員       | 三   |            |
| 山 頭       | 三   |            |
| 檢 尺 員     | 三   |            |
| 檢 夫 見 習 員 | 三   |            |
| 雜 役 夫     | 四〇  |            |
| 火 防 巡 視   | 二五  |            |
| 計         | 二九四 |            |

技手十五名 雇員四名  
 技手二名 雇員三十四名  
 現業全般の實地指導監督に従事す  
 丸太材の受入、引渡檢尺に従事す  
 同  
 山火警防の爲め事業地に巡視に従事す



第四款 造材運搬及引渡の概況

伐木造材 事業は各所共大體夏山三割、冬山七割の歩合に伐採し、兩期事業を通じて伐木、造材及小出迄を一區切りの作業とす。造材法は利用の集約運搬及用途等の關係上總て丸太材末口直徑五寸以上、長さ十二尺七寸とす。又夏山は皮剥を實行し、冬山は皮付及皮剥の兩種とす。

集材及運搬 夏山小出は修羅、木馬、手落し及玉曳等に依り流送地點に搬出卷立を爲し、翌春流送に付するを普通とするも、時に流送上の都合に依り直に流送に付する場合あり。

冬山小出はバツ、ヨツ、馬槌等にて流送地點又は軌道邊に卷立て、翌春流送又は軌道搬出す。

製品引渡 事業地の地形は概ね復雜狹隘にして、河口河岸地帯に適當の集積土場少く、從て製品は各河川共管流後網場に之を貯材し積取船の入港を待ちて水中引渡を爲すを一般とす。然れども水中引渡は受渡双方共に勞力を省き、授受能率を増進するの長所あるも、天候の支配を受くると共に配船順調を欠くときは延て流送搬出事業の進捗を妨げ、計畫の遂行を誤る虞なしとせず。又河川小にして流送能力低き箇所在りては積取能力に應ずる能はざる場合あるを以て、之等の事情を考查し地形の許す箇所在りては水切卷立を施行

して土場材引渡を爲せり。

第五款 事業の實行成績

十一年度事業 大正十一年度は當初計畫の通り丸太三百萬石を造材し、内五十萬石を搬出の豫定なりしも、民間造材の勃興に伴ふ労働者の不足と、勞銀暴騰の關係より伐木數量を減し、搬出數量を増加せり。大正十一年度繰越事業(臨林務課より引繼)とを併せ其の實行成績を示せば左の如し。

大正十一年度事業成績

| 年次    | 伐 | 木搬                       | 出引                    | 渡         |
|-------|---|--------------------------|-----------------------|-----------|
| 大正十一年 |   | 11,731,201 石<br>38,000 數 | 673,666 石<br>27,000 數 | 615,150 石 |

備考 一、搬出は鐵道沿線にありては鐵道各驛附近、工場其他に在りては何れも海岸最終工場迄の運搬完了數量とす。



林業

二七〇

二、数は新材なり。

十二年度事業 虫害蔓延状況當初の豫想に反し大體終熄の状態とす。仍て大正十二年度は二百三十萬石伐採造材し、此の内の一部と前年度未搬出材とを合せ二百五十萬石搬出豫定なりしも、恰も東都震災あり、激増すべき需要に應ずべく中途増伐計畫を樹てたり。然れども労働者の拂底、勞銀の賤貴及船運賃の暴騰等諸現象何れも事業經營を妨げざるものなく伐木、造材及搬出共に意の如くならず左表の成績を示せり。

大正十二年度事業成績

| 年次    | 伐木搬出                                    |   | 引渡                                      |
|-------|---|---|---|
|       | 木                                       | 搬                                       |   |
| 大正十二年 | 二、五九、四八七石<br>1、019,000 <small>數</small> | 一、九四、五六〇石<br>3,130,000 <small>數</small> | 二、一一、六三〇石<br>2,726,000 <small>數</small> |

備考 一、搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各驛附近工場、其の他に在りては何れも海岸最終工場造の運搬完了數量とす。

二、數は新とす。

賣拂成績 大正十一、二年度に於て搬出したる製品の販賣は事業の状況及市場の關係を考慮し、大正十一年度は豫定五十萬石に對し六十一萬五千餘石を、大正十二年度は百九十五萬石に對し二百一十一萬一千餘石を販賣せり。今之を賣拂方法別に表示すれば左の如し。

| 種別     | 年度別        |              | 合計           |
|--------|------------|--------------|--------------|
|        | 十一年度       | 十二年度         |              |
| 年期賣拂   | 三三〇、七〇六石   | 八〇八、七八二石     | 一、〇三九、四八八石   |
| 豫約募集賣拂 | 六六、一〇〇.〇〇  | 三八四、一六八、九五   | 四八〇、二六八、九五   |
| 特賣     | 二八八、二六八、七二 | 九一八、六七八、七〇   | 一、二〇六、九四七、四二 |
| 合計     | 六八五、一七五、〇〇 | 二、一一一、六三〇、二七 | 二、七九六、八〇五、二七 |

第六款 労働者

本事業の遂行に要すス枕夫及流送夫の大部分は島内に求むる事不可能に屬するを以て、島外の本場より斯

林業

二七一



林業

業に熟練せる者を募集す、目下各事業所を通じ袖夫二千百九十五人、流送夫一千人、其の他の人夫三百五人馬匹百九十頭、計三千五百人、馬匹百九十頭を算す。

募集方法 伐木、造材及陸運に要する人夫は臨時森林作業所並に事業所に於て直接募集の衝に當り、左記渡航手當を支給す。

|             |      |      |
|-------------|------|------|
| 一、北海道及北樺太方面 | 一人に付 | 十七圓  |
| 一、青森秋田岩手方面  | 一人に付 | 二十圓  |
| 一、山形宮城福島方面  | 一人に付 | 二十五圓 |
| 一、其の他       | 一人に付 | 三十圓  |

流送に要する人夫は事業の性質上直接募集を不利益とするを以て、官行河川の状況及労働者供給地方に於て信用を有する者を選定して之に供給を請負はしむ。

勞銀 勞銀は總て功程拂さす。即ち労働者は通例十名乃至二十名を以て一組を組織して共同作業をなし、伐木、造材、運搬、巻立及流送等各作業終了の都度其の功程を調査し、一箇月分を取纏め協定單價に應じ其の

勞銀を支拂ふ。普通袖夫及流送夫現時の平均収入を見るに、稼日の収入三圓五十錢月收入八十七圓前後とす。而して其の最も優秀なる者に在りては月收百五十圓に及ぶ、馬夫は馬と共に一日平均十圓内外にして優良なる者に在りては一日十五圓を越ゆ。

生活状況 各組に組頭を置く、組員の選任を基礎として之を命じ手當を支給す(手當は其の組の稼向の額の百分の二とす)。組頭は組の事務を處理し、組員の公私事を斡旋す。當所建設の袖小屋に住居し、各組自炊を爲し或は飯場制度(請負人を設け各自飯料を負担す)に依り經費一ヶ月二十圓乃至二十五圓とす。事業地は何れも交通不便の箇所なるのみならず冬季交通杜絶の箇所あり、之を自然に放任するときは物價の平衡を得る能はざるは勿論需要物資の欠乏を來す虞なしとせず。依て労働者生活費の低廉を期すると共に事業遂行を安全ならしむる爲め此等物資の供給は指定商人を設け、其の責任の下に供給の圓滿と物價の調節を計り居れり。

各労働者に對しては共済組合を組織し相互救済を態適し、既に數事業所に於ては之れが設立を見たり。官行創業の初期を過ぎ漸次労働者の内容改善せられ、統制益々宜敷を得るに至らば共済組合は全般に普及し其の機能を發揮するや疑を容れず、又彼等の疾病、死傷に對しては事業地駐在醫師並に地方醫に之が診療を囑

林業



託して衛生上遺憾なきを計り、公務に基因する疾病、死傷に對しては備人扶助令に依り各種の給與を爲して後顧の慮なからしめ、一方亦一年數回の酒課料、手拭等を支給するの外各事業所に善首機を備付け、以て彼等の精神的慰安の一助に供し居れり。

## 第十一章 水産業

### 第一節 總 說

樺太に於ける鱈、鱒及鮭の漁業は遠く松前氏の經營時代に於て既に邦人に據り行はれたりしが、明治八年千嶋樺太交換條約の結果樺太が露領に屬したる後に於ても漁業は依然として邦人に依り經營せられたる歴史を有す。而して鱈、鱒及鮭のみならず其の他の魚族亦尠からざれば水産は樺太に於ける唯一の富源と目せられたり。故に明治三十八年樺太の邦領に歸するや水産行政は最重要視せられ、殊に主要魚族たる鱈、鱒、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し、該漁業の健全なる發達を期せむが爲め建制制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁場に基き之を定め、邦人の經營したる漁場は從來の經營者に免許し、其の他漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり。鱈、鱒及鮭以外の漁業に付ては鱈、鱒、鮭の蕃殖保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖も是等の漁業に従事する者の多くは資力乏しき樺太定住の漁業者にして、其の



漁業の収益は鯿、鰯及鮭に比し尠く、生計の維持困難なる状況に在りしを以つて、大正四年漁業法規の一部を改正して樺太定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し、鯿、鰯及鮭の専用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に従事する傍ら鯿、鰯及鮭の漁利に均霑せしめ、以て漁業經濟の一端を補はしめたり。超えて大正十年専用漁業の數を増加し漁利均霑の實を擧ぐるに努め、更に大正十一年漁業法規の改正に依り漁業免許の入札制度を廢し、其他漁具漁法等も従前に比し漁制上改革せられたる點少からず。今現行漁業法規の重なるものを擧ぐれば左の如し。

漁業法、樺太ニ於ケル漁業法施行規則、漁業登録令、樺太ニ於ケル漁業登録令施行規則、樺太漁業取締規則、蟹礁詰製造業取締規則、水産物検査規則、漁業組合令、漁業組合令施行規則、水産組合規則等。

以上の如くにして漁業を爲さむとする者は此等の法令に基き鯿、鰯及鮭の定置漁業、漁類介類藻類等の區劃漁業及専用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受くることを要す。而して鯿、鰯、鮭の免許漁業は特定の事項(樺太ニ於ケル漁業法施行規則第七條ノ二)に該當する場合に非ざれば免許を與へざること、其の漁具は鯿に付ては建網、鰯及鮭に付ては建網又は瓢網に限られ、又専用漁業は鯿に付ては刺網及地曳網又は船曳網、鰯及鮭に付ては地

曳網又は船曳網に限らる。

許可漁業の種類は十五種ありて樺太漁業取締規則第一條の規定する所にして、所轄支廳長の許可を受くることを要し、若し漁業の場所が二支廳以上の管轄に亘るときは樺太廳長官の許可を受くることを要す。而して許可業中鯿刺網、鯿瓢網、鰯配繩漁業の許可は漁業組合の組合員に限られたり、是れ鯿及鰯の權利は漁村維持の爲め特に必要なるに基くものなればなり。免許又は許可を要せざる漁業は届出漁業にして何人とも雖も樺太に於ける住所又は居所地を管轄する支廳長に届出で其の漁業を爲すことを得べし。樺太に於ける漁業制度の概要斯の如しと雖も樺太に在住する土人に對しては例外規定を設け、土人にして土人以外の者を使用せず漁業を爲す場合に於ては免許を要する漁業を除き、鯿、鰯、鮭の捕獲に付ては慣行の區域及特に定められたる區域に於て、其の他の水族の採捕に付ては殆ど之を自由に放任せり。

## 第二節 漁業並製造狀況

樺太に生産する水産物の主なるものは鯿、鰯、鮭、鱈、鰈、鱈、鮫、蟹、海鼠、帆立貝、北寄貝、鯨、鰻



胸獸及昆布にして、水産總年産額千二、三百萬圓に達し、重に鱒、鱒及鮭定置漁業者並に三千五百戸の定住漁業者に依り採捕處理せらる。定置漁業者の使用する漁船凡そ千五百隻内外にして、定住漁業者に依り使用せらるる漁船凡そ六千五百隻に達す。以下主要水産物に付其の漁業並に製造の概況を記述すべし。

鱒漁業は其の産額漁業中の首位を占め年額五百萬圓以上に達し、東海岸國境より北知床岬に至る間及中知床岬より愛郎岬に至る間を除くの外到る處之が漁獲を見ることが雖も、就中近時漁獲最も多き地方は亞庭灣内に沿へる貝塚遠淵間及海馬鳴沿岸にして、之に次ぐは西海岸に於ける眞岡西宗谷間及野田有部間、東海岸に於ける榮濱附近及元泊白浦間なりとす。

鱒漁業 領有以來僅に十七年に過ぎざるも此の間各地方の漁況には著しき變遷を見たり。即ち領有當初より大正二年に至る頃迄は野田より北部の西海岸各漁場は最も優秀なる漁場と稱せられ、全嶋鱒漁獲高の過半は此地方に於て生産せしも、爾後年と共に激減して今日野田附近の數漁場を除くの外復昔日の觀なし。之に反し眞岡本斗附近及亞庭灣に於ける大泊、池邊濱附近並に東海岸中部に於ける漁場は大正二年頃より次第に其の漁獲高を増加し、西海岸北部地方と全然反對の結果を現出し、殊に大正十年來海岸は異常の豐漁を見

るに至れり。

本漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ建網一統及曳網一統なりしが、翌四十年より曳網を廢し副網に代へ建網二統を使用せしめたり。然るに大正九年七月漁業法規全般の改正に依り一漁業權に付一建網の制に改め、鱒及鮭と鱒と別個の漁業權とし、鱒漁業に對しては副網に代ふるに待網を以てし、建網の左右三百間以内にて之を使用せしむることなれり。更に大正十一年漁業法規の改正に伴ひ待網に代ふるに建網を免許したる爲め、定置漁業權は大正六年度に於て三百六十四漁場なりしが、現在は鱒建網四百八十七鱒及鮭網又は建網二百九十二に及べり。又大正五年度より専用漁場を設け、其の數大正九年には三十八なりしが現在は其の數六十二に達せり。

鱒は其の大部分各漁業者に依り製造せらる。製品の主なるものは搾粕なるも近時身欠鱒並に鱒の製品次第に其數を増加し、各製品の品質改良に意を用ゆるに至れり。鹽鱒は明治四十五年後數年間當該漁業者に依り製造せられ、支那に試賣し、其の試賣額一時二百六十余萬斤に上りしも其の成績良好ならざりし爲め大正五年以後之を中止せり。亦近時燻製鱒の製造に従事するものあるに至りたるも其の産額未だ多からず。



水産業

鯧漁獲高

(生鯧の重量にして百石を二萬貫として計量したるもの)

二八〇

| 年度    | 支應別       |           |           |            |           |           | 計         |
|-------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
|       | 敷香支應      | 元泊支應      | 豊原支應      | 大泊支應       | 本斗支應      | 眞岡支應      |           |
| 大正十一年 | 四〇四九、〇〇〇  | 四、〇五七、六六〇 | 四、五〇〇、〇〇〇 | 二七、八五〇、三九〇 | 三、三四八、二〇〇 | 四、四九八、一七〇 | 二、四六三、三〇〇 |
| 大正十二年 | 三、一八五、三六〇 | 六、四三〇、九四〇 | 五、七三九、五〇〇 | 二、九八一、六八五  | 一、九八八、四九〇 | 四、三六九、二四〇 | 二、八二二、六九五 |
| 大正十三年 | 三、五六一、八二〇 | 四、二七〇、六八〇 | 六、〇六六、六五〇 | 三、五二七、五二四  | 九八四、八五〇   | 三、六一九、六六〇 | 三、〇八八、〇〇〇 |

鯧製品及生賣 大正十三年(單位は貫、油は兩)

| 品名  | 支應別    |         |           |       |       |        | 計         |
|-----|--------|---------|-----------|-------|-------|--------|-----------|
|     | 敷香     | 元泊      | 豊原        | 大泊    | 本斗    | 眞岡     |           |
| 鯧生油 | 五〇三    | 一、〇八五   | 一、五三三     | 四、二三七 | 五七    | 七、四三〇  | 六〇、一〇〇    |
| 鯧生玉 | 七二、九六四 | 八三六、九三二 | 一、二二三、四五五 | 一、九四三 | 四八、二五 | 四三三、三三 | 一、三六八、八三三 |
| 鯧粕  | —      | —       | —         | —     | —     | —      | —         |

| 品名  | 支應別   |        |        |         |        |        | 計        |
|-----|-------|--------|--------|---------|--------|--------|----------|
|     | 敷香    | 元泊     | 豊原     | 大泊      | 本斗     | 眞岡     |          |
| 身欠鯧 | 八七    | 五、三六二  | 二九、三三五 | 八六、四五〇  | 三三、四六二 | 八二、五七五 | 三〇〇、四六一  |
| 鯧鯨  | 六、九六二 | 二二、四五八 | 二二、二四〇 | 二六八、三三五 | 八、八二六  | 二〇、一七八 | 一、九三、一〇九 |
| 白鯧  | 八二〇   | 一五、九四八 | 四八、四〇六 | 一七九、三九四 | 七、一一〇  | 一五、四二四 | 二六四、三三四  |
| 小鯧  | —     | 九六七    | 三、〇四四  | 一三、六一   | 五、三三九  | 一五、一〇四 | 五九、四三三   |
| 鹽鯧  | —     | 二、〇五三  | 四、六二五  | 一八、七二   | 五、八五二  | 二二、二四〇 | 四六、六三三   |
| 征鯧  | —     | —      | 一六八    | —       | —      | —      | 一〇、一九二   |
| 小鯧  | —     | —      | —      | —       | —      | —      | 二、五六〇    |
| 生賣鯧 | 一、六〇〇 | —      | —      | —       | —      | —      | 一、六〇〇    |
| 計   | —     | —      | —      | —       | —      | —      | —        |

鯧漁業は鯧漁業に次ぐ重要漁業にして、其の漁業は東海岸を主とし就中幌内川を中心とし多來加以南新間に至る間及内淵川を中心とする元泊南富内に至る間とす。此の外亞庭灣に在りては中知床岬に於ける鯧漁場及鈴谷、留多加川を中心とする附近漁場稍漁獲多く、西海岸に於ては内幌、樂磨附近の漁場及來知志川

二八一



水産業

口の二、三漁場を除きては鱈漁場として價値あるものなし。

本漁業に使用する漁具は従来建網に限られたりしが、大正九年七月漁業法規の改正に伴ひ飄網をも使用するこゝを得るに至れり。漁況は年に依り豊凶著しと雖も恰も五ヶ年を以て周期をなすもの如し。

鱈は冷蔵船に依り内地市場へ生魚の儘移出せらるゝもの及鱈詰原料に供するもの次第に増加するに至れるも尙其の大部分は漁業者の手に依り鹽鱈に製せらる。

鱈 漁 獲 高 (生鱈重量にして一尾三百四十六匁として計算したるもの)

| 年度    | 支 離 別 | 數        | 香       | 元       | 泊       | 豐      | 原       | 大       | 泊         | 本 | 斗 | 真 | 岡 | 泊 | 居 | 計 |
|-------|-------|----------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正十一年 |       | 一、六九、〇四〇 | 一〇五、九六五 | 二二、五七五  | 二七四、〇八一 | 五五、六七八 | 二六、五八九  | 二七、〇七三  | 二、〇〇〇、〇〇一 |   |   |   |   |   |   |   |
| 大正十二年 |       | 二、六、一八七  | 五八、五七五  | 七四、〇三二  | 二八〇、八七五 | 一九、六五三 | 四三、〇九二  | 一〇三、二二八 | 七九五、五三七   |   |   |   |   |   |   |   |
| 大正十三年 |       | 二、二七、一六九 | 四二九、八六三 | 七二〇、五五三 | 九〇、八六六  | 八一、〇五五 | 三三七、二二六 | 八八、九七二  | 四、〇三三、五三二 |   |   |   |   |   |   |   |

鱈製品及生賣

(大正十三年、單位は貫、糶詰及油は匁)

| 支 離 別 | 數         | 香       | 元       | 泊       | 豐      | 原       | 大      | 泊         | 本         | 斗 | 真 | 岡 | 泊 | 居 | 數 | 量 | 價 | 額 |
|-------|-----------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|-----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鹽 鱈   | 一、五六四、三九〇 | 二六七、九四〇 | 四九〇、一七〇 | 五〇二、四五〇 | 四九、六〇五 | 一三四、五二〇 | 四五、二〇〇 | 一、四七五、一六五 | 四、七二〇、三三三 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 筋 子   | 六三、三四三    | 九、九〇〇   | 二〇、一四三  | 一〇、一五九  | 五、六七   | 一、四九四   | 六、六六   | 一〇六、二七〇   | 一、五八一、八九  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 鱈 糶 詰 | 九、六二八     | 二、五五五   | 三、一三八   | 五、〇二六   | 一、一八   | 八二六     | 三六、一〇  | 三四、九〇一    | 一、四、六六〇   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 鱈 油   | 九         | —       | 二、四三六   | 三、八     | —      | 一、七五三   | 三三     | 四、六四二     | 五、三九八     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 生 賣 鱈 | 五、二〇八     | 七、五八二   | 二九、五五〇  | 一〇五、三一九 | 一三、〇二八 | 五、三三三   | 一〇、八三五 | 三三〇、八三三   | 九、〇四九     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 計     | —         | —       | —       | —       | —      | —       | —      | —         | —         | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

鱈。 鱈は夏期と秋期との二期に漁獲せられ前者を夏鱈又は時しらすと稱し、後者を秋あちと稱す。鱈は其の分布區域狭く豊凶の差少し、夏鱈は東海岸敷香附近を主とす、該地方に在りては一漁場にして漁獲高六萬

水産業



水産業

二八四

貫内外に達するものあれども其他の地方は甚だ稀薄なり。秋鮭は西海岸南部地方にして多蘭泊、麻内、阿幸及南名好川附近並に東海岸に在りては内淵川附近漁場に多産し、一漁場三萬貫以上を漁獲するものあり。鮭は鱒と同一其の大部分は漁業者各自に依り塩鮭に製せられ、其の一部は冷蔵船に依り生魚の儘移出せられ又罐詰原料に供せらる。近時鮭鱈製品の製造を企圖するものあるに至りしと雖も尙其の産額多からず。

鮭漁獲高 (生鮭の重量にして一尾九百五十匁として計算したるもの)

| 年度    | 支廳別     |       |        |         |        |        | 計       |
|-------|---------|-------|--------|---------|--------|--------|---------|
|       | 數       | 香     | 元      | 泊       | 豐      | 原      |         |
| 大正十一年 | 二四二、七五四 | 五、四一三 | 六二、〇九一 | 五〇、三三九  | 五四、九九二 | 三五、三二二 | 一貫      |
| 大正十二年 | 二八七、七七四 | 七、五八一 | 五五、八四二 | 一三五、八八八 | 八七、四九五 | 四〇、六〇三 | 一五三     |
| 大正十三年 | 一八〇、九九九 | 四、一七九 | 一三、五六四 | 八一、八六七  | 四三、八八八 | 二四、六〇四 | 一       |
|       |         |       |        |         |        |        | 三四九、〇九一 |

鮭製品及生賣 (大正十三年)

| 支廳別 | 品種  | 數     |       |        |        |        |   | 計       | 價額      |
|-----|-----|-------|-------|--------|--------|--------|---|---------|---------|
|     |     | 香     | 元     | 泊      | 豐      | 原      | 大 |         |         |
| 鹽   | 鮭   | 二、九〇六 | 八、三三三 | 三八、二五三 | 二二、〇三三 | 五、三三六  | 一 | 二〇三、六五九 | 二四、六五三  |
|     | 鮭筋子 | 二七    | 四六八   | 一、〇〇八  | 五四〇    | 三七〇    | 一 | 八、六三三   | 二二、四三三  |
| 生賣  | 鮭   | 三、三三三 | 一、六六一 | 二七、〇三三 | 二二、五二二 | 一六、九六六 | 一 | 五八、八八一  | 三九、五二四  |
|     | 計   | 一     | 一     | 一      | 一      | 一      | 一 | 一       | 二八七、六〇〇 |

鮭。鮭は全島沖合一帯に之が棲息を見ざるなしと雖も就中其の主産地と稱せらるゝは西海岸に於ける野田方面より南方武意泊に至る間に於て、該地方にては夏期三ヶ月を除くの外該漁業に従事せり。同地方に於ける盛漁期は所謂春漁季節即ち二月より六月に至る時期にして、此時期に於ける漁獲高川崎船一隻にて三萬尾乃至四萬尾、發動機付漁船一隻にて五萬尾乃至十萬尾の多量に及ぶ。十月より翌年一月に至る秋冬漁は出漁日數等の關係上漁獲高春漁の半に達せず。近時在來の川崎船に依る漁法を改善して發動機付漁船を使用するの

水産業

二八五



水産業

傾向を示すに至りたるに、一面亞庭灣内漁村の夏及秋鱈漁業、東海岸中部以南漁村の秋鱈漁業次第に發達したる爲め、逐年其漁獲高を増加するの趨勢に在り。

鱈は主として棒鱈に製すれども夏季温暖なる時期に於ては主として搾粕又は開鱈に製せらる。尙棒鱈、搾粕及開鱈の外歐米輸出向鱈特にストックフィッシュの製造は大正六年より企業せられ、大正八年の如き其の年額二十五萬五千貫の多きに達せしことありと雖も、大正九年以降歐米市場の變動と、一般經濟界の打撃とに依り、其の事業を緊縮せるを以て産額に減少し、現時歐米輸出向製品の製造は殆ど休止の状態に在り、其の他晩秋に於ける鱈の一部は鹽鱈として移出せらる。

鱈の副産品たる鱈肝油は主として肝抽製造業者に依り製造せられ、主要なる鱈漁業地に其の工場を見ざるはなし、製品は工用油及薬用肝油の二種にして、其の産額大正十年以降市價暴落の結果製油量著しく減ぜしと雖も例年を通じて二萬函を超ゆ。

鱈 漁獲高 (生鱈の重量にして一尾八百匁として計算したるもの)

| 年度    | 支應別   |       |        |           |           |           | 計       |
|-------|-------|-------|--------|-----------|-----------|-----------|---------|
|       | 數     | 香     | 元      | 泊         | 豐         | 原         |         |
| 大正十一年 | 1,356 | 1,356 | 22,098 | 372,330   | 4,329,580 | 2,665,573 | 111,102 |
| 大正十二年 | 1,385 | 1,385 | 14,000 | 271,995   | 4,075,890 | 1,692,400 | 87,435  |
| 大正十三年 | 3,556 | 3,556 | 7,710  | 1,111,010 | 4,872,170 | 1,762,738 | 100,517 |

鱈製品及生賣 (大正十三年、單位は貫、油は函)

| 品種 | 支應別 | 數 |   |   |   |   |   | 計       |
|----|-----|---|---|---|---|---|---|---------|
|    |     | 香 | 元 | 泊 | 豐 | 原 | 大 |         |
| 鱈身 | 1   | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 8,470   |
| 開鱈 | 1   | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 194,020 |
| 盤鱈 | 1   | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 32,085  |
| 棒鱈 | 1   | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 32,515  |
| 計  |     |   |   |   |   |   |   | 387,388 |

水産業



水産業

| 支應別 | 鱈骨    | 鱈肝油  | 鱈油   | 鱈粉    | 助鱈粉   | 生賣鱈 | 計       |
|-----|-------|------|------|-------|-------|-----|---------|
| 數   | 1     | 1    | 1    | 1     | 1     | 1   | 1       |
| 香元  |       |      |      |       |       |     |         |
| 泊   |       |      |      |       |       |     |         |
| 豐原  |       |      |      |       |       |     |         |
| 大泊  |       |      |      |       |       |     |         |
| 本斗  |       |      |      |       |       |     |         |
| 真岡  |       |      |      |       |       |     |         |
| 泊居  |       |      |      |       |       |     |         |
| 計   | 1     | 1    | 1    | 1     | 1     | 1   | 1       |
| 價額  | 2,154 | 462  | 873  | 2,154 | 2,752 |     | 12,495  |
| 數量  | 336   | 11   | 11   | 11    | 11    |     | 11      |
| 單位價 | 6.41  | 42.0 | 79.3 | 197.3 | 251.1 |     | 1,136.4 |

二八八

鱈の種類は十數種に及び到る處之が棲息を見る。漁業は延繩及手繰網漁業の二種なりしも最近發動機船に依る底曳網漁業續出せり。鱈は少量の生賣を除き他は悉く搾粕の製造に供せらる。

鱈漁獲高 (生鱈の重量にして百石を二萬貫として計算したるもの)

| 年度    | 支應別 | 數     | 香元     | 泊      | 豐原     | 大泊     | 本斗     | 真岡     | 泊居      | 計       |
|-------|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 大正十一年 |     | 3,900 | 76,080 | 55,400 | 55,500 | 39,200 | 34,800 | 34,800 | 176,000 | 780,960 |

| 支應別 | 大正十二年     | 大正十三年   |
|-----|-----------|---------|
| 數   | 110,900   | 330     |
| 香元  | 35,900    | 33,155  |
| 泊   | 151,000   | 100,700 |
| 豐原  | 31,900    | 940     |
| 大泊  | 84,900    | 6,605   |
| 本斗  | 61,145    | 36,665  |
| 真岡  | 50,665    | 36,930  |
| 泊居  | 1,094,310 | 545,375 |
| 計   | 1,094,310 | 545,375 |

鱈製品及生賣 (大正十三年、單位價、油は函)

| 支應別 | 品種 | 數  | 香元 | 泊 | 豐原 | 大泊 | 本斗 | 真岡 | 泊居 | 計  | 數量     | 價額 |
|-----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|----|--------|----|
| 生賣  | 鱈  | 1  |    |   |    |    |    |    |    | 1  | 20,198 |    |
| 生賣  | 鱈油 | 1  |    |   |    |    |    |    |    | 1  | 65,849 |    |
| 生賣  | 鱈粉 | 70 |    |   |    |    |    |    |    | 70 | 4,590  |    |
| 計   |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |        |    |

蟹の最も多く利用せらるゝものは「たらばがに」と稱するものにして、全嶋到る處に棲息す。雖も就中西海岸及亞庭灣口内外に多産し専ら刺網を使用して漁獲せらる。明治四十二年以降諸製造業勃興し本漁業

水産業

二八九



の隆盛を來せしかば之が濫獲の弊に陥らんことを虞れ、蕃殖保護の爲一般に雌蟹及背甲五寸以下の稚蟹の漁獲を禁止し、且一定の禁漁期を設くる等力めて漁利の維持を圖れり。蟹は樺太領有以來嶼内に於て食膳に供せらるゝものを除く外全部蟹罐詰に製造せらる、蟹罐詰は大正六年其の産額十二萬兩、價額三百十六萬五千餘圓に上れるも、蟹漁獲高次第に減少の傾向を見るに至りたるを以て工場の手合を行ひ、其の着業工場を十餘個工場に減じ蟹の濫獲を防ぎ、一面製品の改良統一に力を致し、樺太の重要水産物の一として其の價値を擧ぐるに努めつゝあり。販路は主として米國なりしが近時歐洲各國特に英國其他南洋方面へ其の販路を開拓せられつゝあり。

| 年度    | 蟹 漁 獲 高 |      |      |      |      |      |      |      |   |
|-------|---------|------|------|------|------|------|------|------|---|
|       | 支離別     | 數香支離 | 元泊支離 | 豐原支離 | 大泊支離 | 本斗支離 | 眞岡支離 | 泊居支離 | 計 |
| 大正十一年 |         | 1馬   |      | 1馬   | 1馬   |      |      |      |   |
| 大正十二年 |         | 1馬   |      | 1馬   | 1馬   |      |      |      |   |
| 大正十三年 |         |      |      |      |      |      |      |      |   |

蟹製品及生賣 (大正十三年)

| 品名  | 支離別 | 數 量 計 |    |    |    |    |    |    | 價 額 |
|-----|-----|-------|----|----|----|----|----|----|-----|
|     |     | 數香    | 元泊 | 豐原 | 大泊 | 本斗 | 眞岡 | 泊居 |     |
| 蟹罐詰 |     | 1馬    |    | 1馬 | 1馬 |    |    |    |     |
| 蟹 箱 |     | 1馬    |    | 1馬 | 1馬 |    |    |    |     |
| 生 賣 |     | 1馬    |    | 1馬 | 1馬 |    |    |    |     |
| 計   |     | 1馬    |    | 1馬 | 1馬 |    |    |    |     |

昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿岸殆ど産せざるなし。然れども主たる産地は西海岸及亞庭灣にして、西海岸に於ては有部以南西能登呂に至る間及海馬嶋は産額最も多く且品質も亦良好なり。亞庭灣に於ては大泊池邊産額相當にして品質西海岸に次ぐ、東海岸は一般に品質劣れり。昆布は豐凶隔年にして凶年には豐年の二分の一にも達せざるこあり。

昆布は漁業者各自に依り昆布の種類品質等に應じ反昆布、長切昆布、花折昆布、細目昆布、さろろ昆布、



水産業

島田昆布等の製品に製造せられ、食用に堪えざるものは沃度製造の原料としてケルプに製せらる。沃度及加里製造業は各海岸到る處盛に従業せられしも近時全く休業の状態に在り。

昆布製品 (大正十三年)

| 支應別 | 品種   | 支應別 |   |   |   |   |   | 計 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |
|-----|------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|
|     |      | 敷   | 香 | 元 | 泊 | 豊 | 原 | 大 | 泊 | 本 | 斗 | 真 | 岡 | 泊 | 居 | 數量 | 價額 |
| 反   | 昆布   |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |
| 長   | 切昆布  |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |
| 花   | 折昆布  |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |
| さ   | ろふ昆布 |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |
| 島   | 田昆布  |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |
| 計   |      |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |

鯨。管下沿岸には鯨族の廻遊渺からず、殊に「こぐちら」の一種「がんげ」と稱するもの極めて多く、南部に於

ては座頭、長鬚等の廻遊を見ることあり。捕鯨業は露領時代に於て既に之に従事せしものあれども當時設備の不充分と交通の不便とに依り其の發達を見るを得ざりしが、明治四十三年以來大日本水産株式会社は亞庭灣の東岸に位する内音を根據地として諾威式捕鯨業を開始し捕鯨船二隻を以て之に従事し、同年には四十餘頭を捕獲し、大正元年には設備の整備に伴ひ捕鯨船五十八頭に上り、大正二年に於ては三十五頭を捕獲せりも翌三年以降休業せり。其の後東洋捕鯨株式会社と同會社は併合して亞庭灣内札塔に根據地を選定し事業に着手し、大正九年には捕鯨船一隻を使用して十七頭を捕獲し、翌大正十年には八十二頭、大正十一年には三十三頭、大正十二年には十五頭を捕獲せり。

。 臘胸獸。海豹島は我國唯一の臘胸獸蕃殖場にして、米領プリピロフ群島及露領コンマンドルスキー群島と共に、北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せられ、明治三十八年樺太の我が領有に歸するや直に獵獲を禁止し、尋で之が蕃殖状態を調査し、翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら臘胸獸蕃殖保護及調査に従事せしめたり。明治四十四年英米露三條約の結果大正元年より之が獵獲を開始したるが同年は百三十餘頭を獵獲したるのみにて之を中止し翌年よりは年々五百五十頭を標準とし獵獲を繼續し來れるも、大正

水産業







又は地區擴張等に依り二十八の漁業組合を設置し、沿岸各地の定住漁業者を全部網羅し、眞に免許したる鱒、鱒及鮭の定置漁業權に加ふるに同専用漁業權を以てし、組合員各自鱒、鱒及鮭を漁撈し得るの途を開きたり。近時指導獎勵の結果共同施設事業次第に行はれ、漸次發達しつゝありて組合員の直接間接に負ふ所の利益少からず。爲に漁村の基礎漸く健實の域に向て進みつゝあり。今各漁業組合に於て行はるゝ、主なる共同施設事業をあぐれば、漁業資金の貸付、共同販賣、共同購買、共同貯蓄、遭難救恤、暴風警報周知、講習講話其他魚介藻類の保護蕃殖及釣餌料の蓄養等なりとす。目下漁業組合數三十にして其の組合員數三千五百餘名、積立金十八萬餘圓に達せり。

水産組合には東海岸建網漁業水産組合、亞庭灣建網漁業水産組合、西海岸建網漁業水産組合及之を統一する樺太建網漁業水産組合あり。孰れも明治四十二年の設立に屬し専ら魚族の蕃殖保護其他組合員の共同利益の増進に力を盡しつゝあり。

### 第五節 水産試験及調査

#### 第一款 概 説

樺太の水産は所謂世界三大漁場の一を控へ水産の寶庫と稱せられ、本島主要産業の一なり、從て其の消長は本島産業の上に大なる影響を及すを以て、之が調査、研究を行ひ、漁利を永遠に保持し、斯業の健實發達を期せむが爲め明治四十一年十月西海岸樂摩に水産試験場を設置す。

同場に於ては當初主として水産製造に関する調査、試験のみを爲せしが大正七年之を擴張して漁撈部、製造部、養殖部に分ち水産に関する各種試験、調査の外製造品其の他の分析、鑑定、講習、講話及其他實地指導を爲し斯業の獎勵發展に努力しつゝあり。

#### 第二款 試験及調査

#### 第一項 漁 撈

#### 水産業



鰹漁場調査 西海岸に於ては鵜城安別間及其の對岸沿海州近海は魚群饒多にして、接息區域亦廣く夏季漁業に適し、泊居及久春内沖合百尋線附近は秋季漁場として望み夥からず。亞庭灣内に於ては登及内砂沖合に好漁場あり。其の他に於ては魚群の濃度西海岸に比し遙に稀薄なるを以て、生賣を目的とするものの外漁業困難なるべし。

鰹漁業試験 母船式漁法及刺網漁業に就き試験せる結果、夏季鵜城近海に於ては母船式漁法可能にして其の成績良好なることを確め得たるも、底刺網漁業は張網中漁獲物の過半を潮出の爲めに蠶食せらるるの憾あることを認めたり。

沿海州漁場調査 沿海州サスノロ岬より北上しセントイノケンチャ灣に至る約百五十湮間の「たらば」蟹漁場を調査せる結果、蟹豊富にして刺網漁場としては好適の場所少からざるも、手繰網を使用し得る場所は殆ど皆無なることを分明したり。

亞庭灣底魚漁場調査 登沖合より西能登呂岬沖合には鰹、鰈及「たらば」蟹等接息し、其の饒多なること亞庭灣内に於て他に比類なきことを知り得たるも、中知床岬附近沖合は夏季漁場として望み少なきが如く、灣内

中央部は軟泥帯にして底魚の棲息に適せず、大罾の如きは建網に入網漁獲せらるるものあるも魚群頗る稀薄にして、漁業としての價値なきことを認めたり。

鱒流網漁業試験 春鱒の回游移動は植物性浮生物の去來及多寡と密接の關係を有するもの如く、夏鱒は鵜城近海に於ては西海岸中部及中南部近海に於けるが如く、魚群豊富にして流網漁業有望なることを認め、秋鱒は十月以後、西海岸中南部に於ては魚群比較的沿岸に來遊せると、天候の關係上却て底刺網を使用する方安全にして有利なることを確め得たり。

發動機手繰網漁業試験 西海岸に於ては泊居及久春内近海鰈族豊富にして、網一回使用に多きは四、五十函、平均十四、五函(容器石油函)の漁獲を示し、亞庭灣内に於て登沖合尤も良好にして、女麗及長濱近海之に次ぎ、鰈族饒多なることを知り得たり。

深海手繰網漁場調査 「たらば」調査の必要を認め、鵜城近海に於て實施せるも、泥塊海底に介在し網を使用すること至難なるを以て、當分營業として經營するの見込なきことを認めたり。

東海岸漁場調査 榮濱沖合に於て「たらば」漁場、富内沖合に於て大形蟹の漁場を發見し、多來加灣に於て



は鯨の棲息區域比較的廣汎なることを知り得たり。然れども東海岸に於ける底魚漁場は、多來加灣を除きては大體に於て陸岸に沿ひ恰も帶狀を爲し、其範圍極めて狭少なるが如し、又鯨及「たらば」蟹は水温二度以上にあらざれば漁獲多からざることを確認せり。

**流網漁業試験** 鱒、鯉、鯖及鮭に就き試験せる結果、鱒の去來は動物性浮游生物の多寡及集散と至大の關係を有するものの如く、鱒は蟹底刺網との關係上延繩を使用する方却て有利にして、鯖は真岡、泊居及鶴城近海に於ては沖合漁業として相當に望みあることを確め、鮭は十三年度中知床岬附近沖合及海馬島近海に於て試験せるも、其の成績未だ判明せざるを以て尙今後の試験に俟つて其の實績を明かにせむ。

**蟹漁業試験** 機船手繰網を使用すれば入網せる雌蟹は充分なる生活力を有し、漁業取締規則の實行には最も適切にして、且つ罐詰原料として新鮮なるものを提供し得べきも、蟹漁場として一般に囑望せらるる海區は何れも底刺網漁場にして、漁期中殆んど手繰網を使用するの餘地なきを認めたり。

**鱒餌鱈結束用ゴム輪囑託試験** 從來鱒餌鱈は白色木綿糸を以て、結束使用せるも、手數と熟練とを要するを以てゴム輪を代用せむとし、北本斗其の他の當業者に囑託試験せる結果其の成績良好にして、現在にては

北本斗當業者中使用せるもの尠からず、其の利便なることを認められつつあり。

以上の外延繩の強弱、浮子及漁網染料の如き漁具材料に關する試験及本島近海に於ける三大魚族の根本的調査等を行ひ各種試験調査の結果、其の成績良好なるものは當業者に向て極力指導獎勵に努めつつあり。

## 第二項 水産製造

**魚粕製造試験** アメリカ、プロセック會社製機械を設置し、十箇年間繼續し主として鯨粕製造試験施行の結果、操業の利便、製品々質の精良、魚油の増收等見るべきもの少からざるも、機械購入、建築物等に多額の資本を固定せしむるを以て經濟上不利なる欠點あり。大正八年度以後本試験を中止せり。

**魚粕壓搾試験** 手廻、動力兼用の簡單なる機械を本場に於て考案し、大正十二年度以來主として鯨及鱈に就き試験しつあり。其の成績概して良好なるも尙改善すべき點あるを以て、今後尙繼續實施し、經濟上の關係等をも併て試験せむとす。

**漁類人工乾燥準備試験** 主として冬季間棒鱈及開鱈の人工乾燥を行ひ、以て製品の速成及品質の向上等に就き研究せむとし、先づ其の準備試験として大正十三年度に於て既設燻製室を利用し、少量のものに就き



實施したる結果概して良好にして、就中間鱈は棒鱈に比し乾燥早く、品質亦相當佳良なるを認め得たるも、經濟上の關係其他尙試驗を要すべき點尠からざるを以て、繼續施行し其の成績を明かにせむとす。

玉粕防腐貯藏試驗 本島に於ける重要水産物たるメ粕は、玉粕貯藏中變敗し易く、殊に雨天の際は腐敗を來し、經濟上等閑に附すべからざるを以て本試驗を施行せり。其の結果沸水にミタカ劑を混入使用し、又は玉粕を小形に製造するときは其の效果尠からざるを認め得たるも、更に之が經濟的關係に就き試験の必要あるを認めむ。

食糧品製造試驗 其の主なるものを示せば左の如し。

- 一、鱈 鹽藏、素乾、味付乾、粕責、三五八漬、錦漬、削節、酢漬、燻製、磯干鳥、温燻、魚團罐詰等
- 一、鱈 鹽藏、鹽乾品、素乾品、福多來、佃煮、粟漬、紅葉漬、燻製、水煮、温燻、魚團罐詰等
- 一、蟹 水煮、油漬罐詰、味付乾、佃煮、鹽藏、蟹味噌、蟹あられ等
- 一、鱒 鹽藏、燻製、節類、水煮、魚團罐詰等
- 一、鮭 鹽藏、粕漬、卷鮭、燻製各種

一、鯖 燻製、節類、罐詰各種

一、海栗 鹽雲丹、乾雲丹、木の華雲丹、罐詰等

一、魚卵 鮭、鱒、鱈卵鹽藏、粕漬、イクラ、鱈卵味付罐詰等

一、魚介藻類 つぶ味付罐詰、海苔佃煮

以上各種食糧品製造試験中其の成績良好なるものは、當業者に向て指導獎勵に努め漸次其の効果を擧げつつあり。又大量生産に屬する鮭及鱈鹽藏は、明治四十二年以來數回に互り上海方面に輸出試賣せしも經濟上收支償はずして中止し、最近に至り専ら内地の販路調査に着手せり。

鮭、鱒、鱈等の燻製は毎年研究試験の結果、漸次本島産品の眞價を認めらるるに至りたるを以て、大正十三年度を以て一時試験を中止し専ら指導獎勵に努めむとす。

鱈魚團罐詰は其の原料殆んど周年に亘り豊富なるを以て、支那輸出製品を研究中なり。

其の他の製品は島内外の斯業者に試賣し、島産品の聲價向上を計るゝ共に販路擴張に努めつつあり。

第三項 水産養殖



水産業

三〇四

鮭調査 本島近海に來游する鮭は其の系統少くも二種以上に屬するもの如く、體長及體重は年齢と共に増加し、滿十年生以上のものにありては却て之と正反對の現象を示し、大正十一年の調査に據れば春鮭は概して滿三年乃至五年生のもの多きも、海馬島近海のものには滿十一年乃至十三年生のもの饒多なり、又來游の豊凶は一種の週期的關係に因るもの如く思惟せらる。

蟹抱卵飼育孵化試験 樂磨近海にては主として三月下旬の交より雌蟹尻皮し、雄蟹は之より約一ヶ月遅るるもの如く、三月上旬より抱卵發眼し、發眼後のものは本試験の結果メタンエア后期迄飼育せられ、孵化直前のものは成績殊に良好にして、稚仔は五度内外の水溫に於て一週間乃至十日間生存し得るも、七度を越ゆれば全數斃死するもの、如し。然れども尙繼續試験の後にあらざれば茲に斷言し難し。

標識魚放流調査 鮭、夏鮭及「たらば」蟹に就き實施せり。其の結果は鮭及夏鮭は未だ漁獲の報告に接せざるも、蟹は放流數七百四十四尾の中報告に接したるもの七十二尾にして、此の報告に基き考察するときは、其の移動夏季は範圍狭く、秋季以後は南方に多く北方に少く、且つ複雑なる蛇行徑路を辿りつつ廻游移動するもの如く思考せらるるも、尙今後の調査に俟つて決定せむとす。

海洋調査 島内沿岸に定地観測點を設け海洋観測をさしめ、或は試験船を以て島内數箇所にて横斷観測を行ひ、又は標識海流壘を放流して寒暖二流の消長を調査せむと努めつつあるも未だ發表の時期に至らず。

鮭人工孵化試験 大正十一年度留多加川上流達坂に收容能力約百萬粒の鮭人工孵化場を設置せるも、年々鮭の湖上減退せるを以て當分之を閉鎖し、大正十三年度新に東海岸幌内川支流保惠川に約五百萬粒を收容し得る鮭人工孵化場を設置したるも、同年度は不幸にして不漁の結果採卵定數に達せざりき、然れども卵の發育孵化等の經過は良好なり。大正十四年度に於ては更に西海岸多蘭泊川に收容能力約二百萬粒の鮭孵化場を建設する計畫なり。

昆布調査 繁殖の状態と成長度との關係等を調査しつつあるも、更に害草艾除、投石其の他の方法を講じ、蕃殖保護に關する確實なる資料を得むことに努めむとす。

鱒の硫酸類に對する反應試験 大正十二年度以來本場構内に於て、樂磨澤より流下せる小川を利用し、樂磨建網に於て漁獲せる鱒に就き試験しつゝあるも其の成績未だ判明せざるを以て、今後尙繼續實施し其の結果を明かにせむとす。

水産業

三〇五



以上の外本島重要魚族の漁獲状況等を調査し、各漁村に向て漁況通信を爲し、又鮭、鱒、鱈、たらば、蟹等の形態並に生態等に關する調査を行ひ、或は本島重要水産物の分布、移動、習性等を講究し、海洋調査と相俟て漁況の判断豫想に資すると共に、蕃殖保護に關する方法をも研究に努めつゝあり。

## 第十二章 商工業

### 第一節 商業

明治三十八年本島占領後自由渡海の許されし當時に在りては、新領土の通弊として所謂、千金を夢想し浮薄なる商人の渡航する者頗る多く、或は天幕を張り、或は小屋掛をなし、争ひて營業するの有様なりしが、爾來幾多經濟界に於ける變動は漸次斯の如き不健全分子を驅逐し、従つて着實なる商人は漸く其の基礎を確立し年々人口増加し、逐次各種産業の興隆するに伴ひ、漸を追ひ向上發展し、殊に明治四十二年三月大泊港は開港せられ、外國貿易を行ふに至りしより面目を一新し、次で大正十一年二月十日眞岡港亦開港の運に至り主要港灣の築港と背面聯絡鐵道、道路の新設、改設等に依り將來繁盛の氣運に向へり。今左に主要市街地の状況を略記せん。

豊原町 明治三十九年市街地の測設せられしより移住者年々増加し、殊に附近は本島中稀に見る廣人なる



農耕適地なるを以て、茲に集來する農民の數と共に物資の此地に集るもの次第に加われり。然れども地位上大泊町眞岡町に比して甚しき遜色なきを得ざりしが、明治四十一年樺太廳及南樺太守備隊の此地に移轉せらるる人氣一振し、各種商工業者蟻集し忽にして市街地を構成す。樺太廳に於ける豊原乾留工場の建設を見たり。後數年にして歐洲大動亂に際會し内地の好況に刺戟せられたるに、農産製造品の輸移出を見る等好材料ありしと、一面大正六年には王子製紙株式会社豊原工場の着業に依り一層の堅實味を帯び、總ての營業者は漸次資力の合同等に依り個人經營は會社組織となり、基礎の鞏固を加ふるに至れり。將來附近農村の開發と豊眞鐵道の開通と相俟つて尙大いに發展すべきは期して待つべきなり。

大泊町 明治三十八年民政署設置當時既に渡來者の數二千人に及び、商業亦従つて盛況を呈し、本島第一の繁榮地なりしが、明治四十一年樺太廳及び南樺太守備隊の豊原町に移轉せられしより一時市況稍不振の色ありたるも、港灣を控ゆるに、北方への物資供給の要地なるにより、船舶の出入頻繁となり、移出入物資の吞吐夥多となり、殊に明治四十二年三月開港と共に函館税關支署を置かれ、外國貿易を行ふに至り、一方陸上交通機關たる輕便鐵道は明治四十三年六月普通軌道に改築せられ爲めに面目を一新し、更に大正二年に

は海岸埋立工事完成し企業に便となり、大正三年十二月には王子製紙株式会社大泊工場はパルプ製造を開始し、併せて電氣事業を兼營して燈用電力の供給を開始し、馬鈴薯を原料とする酒精製造所の開業等に依り一層の繁榮を來すと共に築港の必要を認め大正九年度起工し、大正十七年度に於て竣功すべき豫定なり。而して竣成の曉には二千噸級の船舶を自由に繋留することを得べく、連絡鐵道の北方延長着手と相俟ちて當町の發展期して待つべきなり。

眞岡町 西海岸に於ける最も樞要の地なるが故に、明治三十八年民政署開設に先ち渡航するもの多かりしが、明治三十九年五月營業者取締規則發布せられて以來營業者の數益々増加せり。加之西海岸一帯は漁業頗る盛なるを以て其の期節は特に繁榮を極め、且つ大泊と共に本島移出入の物資の大集散地なれば、今後發展の素地充分なり。從來眞岡を中心とする沿岸部落の連絡は海運を主としたりしも、不便なるを免れざる爲部落の發展と相俟ちて交通機關の完備の要を認め、工費二百九十七萬六千餘圓を投じ、三ヶ年の繼續事業として、大正七年度に於て鐵道敷設に着手し、大正九年十月本斗眞岡間二十九哩一分は開通し、荷客の輸送を取扱ひ、當町は異狀の發展を爲したり。越えて大正十年十一月には眞岡野田間二十九哩三分も開通し、茲に



第一期工事の完成を告げたり。真岡町は此狀勢に推移せられ、從來の消費地は俄に物資の供給地となり、商況活氣を呈したるのみならず、西海岸に於ける事業の策源地と一變せり。此間に於て樺太工業株式會社真岡工場は大正八年十一月操業を開始し、職員以下従事員千有餘人を以てバルブ製造抄紙を爲し、一方水産製造旺盛なる嗜好材料簍出し、港灣の設備改良を要求すること急なるものあるを以て、政府は築港計畫を樹て大正十年度起工し、大正十七年度竣功の豫定なり、竣工の後は一干噸級船舶の出入に適すべし。尙從來は未開港地にして不便尠からざりしが、大正十一年二月十日開港せられ準備全く成り將來活躍の基礎定まれり。

其の他、西海岸に於てはバルブ工場所在地なる泊居町、野田町、築港を有し西海岸鐵道の始發地なる本斗町、將來バルブ工場所在地となるべき惠須取村、東海岸に於てはバルブ工場所在地として活躍すべき東知取村、元泊村、榮濱村、敷香村等あり何れも夫々各別の使命を有すも未だ其の開發の機熟せざるも將來背面農耕地の開拓と、陸上交通機關の施設とに依り漸次開發せらるべし。

市街地の狀況略は既述の如しと雖も、之を内地の夫に比する時は甚だ遜色あるを免れず、然れども爾來進展の途を辿りつつありて向後發展の勢を示せり。彼の明治三十九年末には一般人口一萬二千三百六十一人、營

業者二千九百三十人なりしが、大正元年末には一般人口四萬二千三百三十八人、營業者四千三百八十七人なり、大正十二年末には一般人口十二萬二百二十二人に對し、營業者一萬六千百十六人に達したるに徴して之を知り得べきなり。只本島は毎年十二月末より翌年三月迄の間は沿岸結氷又は流水の爲め内地との交通不便なるを以て、所に依り時に依り商業不振なることあるは蓋し已むを得ざる所なり。

又本島に於ける一般物資の大部分は北海道若くは内地方面より移入するものにして、而も北海道より移入する物資は北海道産に非ずして内地産の再移入なるを以て、數多の日子と種々の費用を要す、故に其の價格も比較的不廉なるを免れざれども幸に必要なる物資に缺乏を告ぐるが如きことなし。

## 第二節 工業

### 第一款 概説

天産物豊富にして水産、林産、農産等の粗原料は無限に而かも助成原料なる石炭埋藏量は實に七億五千餘



噸を有するも、人口稀薄加ふるに物價高騰しつつあるの結果勞銀亦高く、剩さぬ金利は内地のそれに比して五朱方の高利率なる等、企業要件の何れにも抵觸するの結果其の發達遲々として進まずと雖も、大正十二年未調査によれば各種生産物總額四千八百九十九萬八千六百二十六圓に對し、我が工産物は其の五割強を占むる二千五百八十四萬二千七百七十五圓にして、之を五ヶ年以前大正七年の實數生産總額三千七百五十六萬九千三百六十六圓、工産總額一千七百九十八萬七千八百四十二圓に對比すれば實に長足の進歩と謂はざるべからず。されば斯の如き原料を有し、斯の如き助原料を有する我が樺太に於ては、尙一層の進歩發展を爲さざるべからざるに、如上の如きは結局資本の窮乏と勞力の缺如とに起因す。最近漸く我が樺太の存在を認め、資本家も、勞働者も相次で渡來し、工業方面に囑目しつつあり。

我が樺太に於ける工業は領有直後移住者の居住所の建設に要する建築材料調達等の必要條件より擡頭し、漸次現時の如く諸般に亘りて發達し、晩近嗜好品製造の域に進展し來りしものなり。

南樺太の統治が樺太廳に移りし以後、如何にして此富有なる天産物を處理すべきかに就ては、夫々斯道の専門家を招聘して調査を重ね研究を積み、尙豊富なる材木の利用方法を講ずべく明治四十三年度に於て、臨

に臨時工業調査所を設け、附屬工場を大泊町に設置し、松脂よりテレピン油製造、樟腦製造、木材乾餾、割箸製造及バルプ試験等を爲し以て範を示したるのみならず、明治四十四年五月豊原町に乾餾工場を設置し、白樺其の他の潤葉樹材を乾餾して醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を島外に移出し、其の副産物として得たる木炭を一般消費用として供給するの外鍊鐵工場を起して利用せしむるの計畫を樹て、年々數千噸の白樺材を消費しつつありしが、當工場は大正六年八月大倉組に拂下げ民業として經營せしめたり。其他大正八九年以降化學製品下落の結果工場維持困難となり、大正十年一月より一時工場を閉鎖するの止むなきに至れり。針葉樹の利用は建築材、鐵道用材に供給するの殘餘を以て製紙原料たるバルプ製造用に充つるを以て策の得たるものさなし、工場招致の方策につき如何なる箇所に幾何の工場を設置せしむべきや等現在を標準として將來を推測し、且交通運輸等の點より打算して七ヶ工場を設置せしむる方針を定め、大正三年十二月王子製紙株式會社大泊工場の創立を見、現今に於ては六工場ありて其の生産額年約七萬噸を算し、工産總額の約六割、一千四百五十五萬圓を占むるに至れり。其他臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく畫策到らざる所無からしめたるも、各種補助政策等に依り直接に間接に其の助長を計り以て遂に今



日の進境を見るに至りたり。尙將來益々資本勞力の移入と相俟つて堅實なる企業起るべく、従つて其の發展期して待つべきなり。以下各種工業の重なるものにつき細説せん。

第二款 バルブ

現存針葉樹十七億七千六百七十四萬石を如何に利用すべきやは領有當時の大問題にして、而も其の成否は直に樺太の生死に關する重大要件なるが故に、當局は夫々専門家若くは學者に依頼して研究の結果、積敷に於ける主材木たるトマ松エノ松は一部建築其の他用材に供する外樹皮及び材木の傾合よりするも製紙原料たるバルブに利用するを最も策の得たるものと爲し、工場招致の方案に就き如何なる箇所に幾何の工場を設置せしむべきや等現在を標準とし將來を推測し、併せて交通運輸其の他各種事情を計量し、工場設置を七ヶ所として之が招致に努めたるも、當時我が國に於けるバルブ事業甚だ不振なるを、樺太事情の周知せられざりしにより、有利なる條件も特種の保護も企業者の喜ぶ所とならず、加之勞力缺乏、冬季間河川の結氷は、半歳操業休止の不安等の想像に脅威せられ、着業を見ざりしが、其の後具體的調査に基き冬季間の結氷は操業

に支障なきを認め、勞力も漸次補給し得るの目途立ちたるを以て、遂に王子製紙株式会社大泊工場の建築を見、亞で樺太工業株式会社は泊居町に工場を建築する等漸次好況に向ひたる折柄、歐洲の大動亂により、バルブの輸入杜絶せるのみならず逆輸出の状態と一變したるを以て、漸次工場の増設新設を見、今日六箇工場を算し、其の産出高は年々七萬噸に達し、全國總生産額の納六割を占むるに至り、既設工場の基礎漸く安全を得たるも、戦亂終熄後財界の變調とバルブ市價の低落とは未設工場の建設を阻止しつつあり。されど當業者の英斷により樺太工業株式會社の惠須取工場、富士製紙株式會社の東知取工場は何れも大正十三年中工事に着手せるを以て近々操業に至るべく、然る上は年産額十萬噸に達すべき豫想なり。

第三款 釀造業

南樺太の我が領有に歸するや、有産無産の各種階級企業者は一攫千金を夢みて渡來し、有利の事業を漁りつつありし當時應急的に酒類の釀造を企圖したるものありしが、傳統的使用材なる杉を需むるの途なきを以て、四斗樽の空樽等を用ひて試みたるに、材料の不備不整なるに加へて氣候の劇變あるが爲、内地に於ける



こは全然趣を異にするものありて、失敗の悲劇喜劇を演じたるも、研究的にして而かも資金補充の途あるものは遂に成功して今日斯界に覇を爲すに至れり。

醤油の醸造は酒類に比し歴史的にも、生産的にも幼稚なるも、將來は相當發展すべき素質を有するものと信ず。

酒類の需用は經濟界の現象と正比例するは何人も疑はざる所なるも、我が樺太の如き新興地たり恆寒地たる所は幾分の相違ある事當然なるも、大體に於て此原則に順應せりを見て大差なからんか。従つて我が樺太は此生産量増加と比を同うして開拓せられつつありと云ふも敢て過言に非ざるべし。

清酒醸造家は全島を通じて最近四十五六戸を算し、其の生産量年々漸増して最近酒造年度には三萬石、二百五十萬圓に達し、焼酎の六百石、七萬圓、酒精及酒精含有飲料一千石、二十萬圓等皆漸次其の産額を向上しつつあり。即ち濁酒の如き劣等酒は漸次生産量を遞下し、大正八年以後全く其の跡を絶てるが、焼酎の如き強烈酒と、酒精含有飲料の如き贅澤酒は比年増加しつつあり。

第四款 蠶繭詰業

水産工業は領有以前より相當發達せし證據充分なるも、徴すべき文献なきを遺憾とす。明治三十八年本島の我が領有に歸するや漁業に關する制度を制定し、漁業法其他に一定の準繩を定めて之によらしめ、明治四十一年には西海岸樂磨に水産試験場を設置し、漁場沿岸の調査及び漁業方法の調査を爲すは勿論水産物の製造方法に就き調査研究して範を示す等、直接に間接に之を奨励したる結果異狀の發展を爲し、大正十二年には鮮粕の四百十三萬一千四百圓を最高とし、蠶繭詰の二百三十九萬三千七百七十三圓、棒鱈の百二十萬五千八百圓等之に亞ぎ、各種製造高實に一千百九十五萬八千九百七十七圓に達す、特に蠶繭詰及鱈製品は全國輸出の八割餘は本島産なるの盛況にあり。

本島に於ける蠶繭詰業(重に蟹繭詰)は明治四十二年製造を開始したるを嚆矢とし、原料の豊富なるも高尙なる味を有するににより好評を博するに至り、漸次斯業勃興して大正六、七年の好況の後を承け、大正八年には實に百四十五の工場を算し、七萬一千七百二十一函、二百四十七萬一千六十五圓を製造したるも、大正九



年は濫獲の結果回遊を鮮なからしめたるを、經濟界の沈滞は兩々相俟ちて悲境に沈淪せしめ、工場は合同整理の餘儀なき状態に立至らしめ工場數激減して三十八となり、生産額亦二萬八千五百七十七兩、百四十五萬八千圓に半減せり。越えて大正十一年には更に減じて十四工場となり、三萬二千二百八十二兩を製造したるも、其の價格は百三十五萬圓と低下せり、大正十三年には三萬五千八百一十一兩、百五十七萬圓を生産せり。生産蟹籠詰の大部分は米國に輸出せらるるも、戦時中英佛方面にも相當輸出せられたり。然れども從來直輸出せられたるもの無く全部東京横濱方面貿易商の仲繼にかゝりしが、北海道に於て戦時中より初めて直輸出を見現今は相當の數量に達せり。蟹籠詰製造高は本島に於て全國生産の約九割を占むる所謂本島の特産品なるにも拘らず、直輸出の絶無なるは、主として横濱東京方面の專業筋に資金融通上の關係あると販賣機關の不整理なるに因るもの如し。

## 第五款 製材業

明治三十八年南樺太の我が領有に歸するや、鹿舎、兵舎の建築に要する材料を得るが爲め露國人の遺留し

たる亞庭灣内荒栗の木工場を修理し、之を官營として經營し、餘材を民間に拂下げたるを製材所の嚆矢とし、漸次其の數を増し大正十二年末に於て四十六工場を算し、一箇年の製材能力原木九十四萬九千石に達せり。而して其の製材は主として島内の需要を充し、島外に移出するは甚だ大なりと稱するを得ざりしが、關東地方大震災の影響を受け斯界は一時に活況を呈したるも、豫想は現實を伴はず、經營者は悲境に陥りしが昨今漸く景氣順調に向ひつつあり。

## 第六款 雜業

以上概説せし以外農産製造には馬鈴薯を原料とする澱粉工業あり、一時非常の勢を以て發展し、大正七年には製造戸數二百八十八、製造金額四萬四千四百四十一圓に達したり。然るに大正十二年末には製造戸口は四百四十二戸に激増せるも、其の生産額は僅に五千二百圓と減じ、産業誌に片影を止むるに過ぎざるの状态なり。斯の如きは畢竟原料の高價なると海運の關係に依り北海道品と對抗し得ざるに起因するものなり。牛酪の製造も樺太廳に於て補助金を交付し、生産を奨励しつつあれど未だ盛なりと稱するの域に達せず。



商工業

三二〇

其の他各種工業も僅かに島内の消費に充當するに過ぎず。要するに本島工業界はバルブ及び一部水産製造品を除くの外は何れも將來に屬す。

第三節 外國貿易

本島の貿易港は大正十一年二月眞岡の開港に至る迄は大泊の一港のみにして、大泊は明治四十二年三月の開港に係り支那、朝鮮、露領亞細亞を對貿易先とし、最初は朝鮮に對する鐵道枕木其の他の木材、支那に對する木材、露領亞細亞に對する石炭等を輸出の主なるものとすし、朝鮮よりの軌條其の他の鐵道用具、露領亞細亞よりの鱒、鮭の魚類を輸入の主たるものとす、明治四十三年の輸出額は十萬六千八百九圓、輸入三十三萬七千九百七十九圓、計四十一萬四千七百八十八圓を算したりしも、翌四十四年より漸次衰退し、大正三年に又多少増加したるも尙輸入二萬九千六百六十圓、輸出二十六萬一千七百九圓、合計二十九萬八百六十九圓を算するのみにして、明治四十三年に及ばざる事遠く、大正六年には僅かに輸出入合計六萬八千五百九十九圓となり不振の極に達せり。大正七、八年は前年に比し進展を示せり雖云ふに足らず、大正九年に至りて輸入八萬

一千八百八十四圓、輸出六十一萬二千五百八十七圓、計六十九萬四千四百七十一圓に達し、明治四十三年の額を超過するに至れり。越えて大正十年に於ては異狀の進展を示し輸出實に八十七萬九千八百二十八圓、輸入四萬四千七百二十五圓、合計九十二萬四千五百五十三圓を算し、本島貿易開始以來十有六年間の首位に在りて本島輸出貿易の全盛を極めたり。斯くて大正十一年二月眞岡港の開港を見たりしが貿易の趨勢は却て反對の方向を取り、總額五十七萬五千八百七十四圓に減少したり。紋上の通り本島貿易は一上一下盛衰常なき情勢を辿りたるが、之一般財界の影響を受くること勿論なるも本島の對貿易先が朝鮮、支那、露領亞細亞等に限られ、地の利を缺けること、天候の關係等に依り航行意の如くならざるは其の主因なるべし。今過去五年間の本島貿易の狀況を表示すれば次の如し。

| 區別 | 年次       |        |
|----|----------|--------|
|    | 大正十三年    | 大正十二年  |
| 樺太 | 二五、八五圓   | 四六、五三圓 |
| 輸入 | 一三五、四九三圓 | 四、七五圓  |
|    | 八、八四圓    |        |

商工業

三二一







商工業

| 品目         | 輸出品品目別  |         |         |        |         |
|------------|---------|---------|---------|--------|---------|
|            | 大正十三年   | 大正十二年   | 大正十一年   | 大正十年   | 大正九年    |
| 米及粗        | 1円      | 26,766円 | 26,263円 | 6,221円 | 59,866円 |
| ブインフア一及シダー |         | 2,303   |         |        |         |
| 金地         |         |         | 9,934   |        |         |
| 鐵材         |         |         | 2,186   |        |         |
| 衣類         | 1,465   |         | 4,490   |        |         |
| 其他         | 10,437  | 48,758  | 28,841  | 5,769  | 1,774   |
| 計          | 441,095 | 573,793 | 37,292  | 44,725 | 81,884  |

三二五

商工業

| 品目          | 輸出品品目別  |         |        |       |       |
|-------------|---------|---------|--------|-------|-------|
|             | 大正十三年   | 大正十二年   | 大正十一年  | 大正十年  | 大正九年  |
| 粟           | 1,958   |         |        |       |       |
| 燕麥          | 180,490 | 277,811 |        |       |       |
| 綠豆          | 1,476   |         |        |       |       |
| 玉蜀黍         | 21,064  |         |        |       |       |
| 小麦粉         |         |         |        |       |       |
| 小麥          |         | 62,748  |        |       |       |
| 食鹽          |         | 27,000  |        |       |       |
| 學術器及部分品     |         | 1,457   |        |       |       |
| セルロイド製品     |         | 1,410   |        |       |       |
| 石炭          | 197,630 | 83,756  | 44,981 |       |       |
| 陶磁器         | 1,330   |         | 9,934  |       |       |
| 農具及工匠具其他鐵製品 |         | 1,000   |        |       |       |
| 計           | 1,330   | 1,000   | 6,349  | 1,633 | 2,250 |

三二四



商工業

小麥粉 1,201  
穀粉及種子 3,494  
食鹽 5,419  
味噌 1,335  
醬油 6,255  
清酒 8,335  
麥酒 9,333  
石油 1,565,528  
石油 1,400,559  
鐵油其他油脂蠟 2,333  
化學藥及調合品 6,000  
打綿絲類繩索 4,337

|       |       |       |       |       |       |       |           |           |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 1,201 | 3,494 | 5,419 | 1,335 | 6,255 | 8,335 | 9,333 | 1,565,528 | 1,400,559 | 2,333 | 6,000 | 4,337 | 1,201 |
| 1,201 | 3,494 | 5,419 | 1,335 | 6,255 | 8,335 | 9,333 | 1,565,528 | 1,400,559 | 2,333 | 6,000 | 4,337 | 1,201 |
| 1,201 | 3,494 | 5,419 | 1,335 | 6,255 | 8,335 | 9,333 | 1,565,528 | 1,400,559 | 2,333 | 6,000 | 4,337 | 1,201 |
| 1,201 | 3,494 | 5,419 | 1,335 | 6,255 | 8,335 | 9,333 | 1,565,528 | 1,400,559 | 2,333 | 6,000 | 4,337 | 1,201 |
| 1,201 | 3,494 | 5,419 | 1,335 | 6,255 | 8,335 | 9,333 | 1,565,528 | 1,400,559 | 2,333 | 6,000 | 4,337 | 1,201 |
| 1,201 | 3,494 | 5,419 | 1,335 | 6,255 | 8,335 | 9,333 | 1,565,528 | 1,400,559 | 2,333 | 6,000 | 4,337 | 1,201 |
| 1,201 | 3,494 | 5,419 | 1,335 | 6,255 | 8,335 | 9,333 | 1,565,528 | 1,400,559 | 2,333 | 6,000 | 4,337 | 1,201 |
| 1,201 | 3,494 | 5,419 | 1,335 | 6,255 | 8,335 | 9,333 | 1,565,528 | 1,400,559 | 2,333 | 6,000 | 4,337 | 1,201 |
| 1,201 | 3,494 | 5,419 | 1,335 | 6,255 | 8,335 | 9,333 | 1,565,528 | 1,400,559 | 2,333 | 6,000 | 4,337 | 1,201 |
| 1,201 | 3,494 | 5,419 | 1,335 | 6,255 | 8,335 | 9,333 | 1,565,528 | 1,400,559 | 2,333 | 6,000 | 4,337 | 1,201 |

三二六

商工業

綿木綿其他 1,101  
絹織物 1,385  
衣類 4,031  
足袋 1,990  
履物 6,770  
魚網 1,439  
鱗寸 1,151  
麻網 1,134  
陶磁器及硝子製 3,268  
品 4,980  
鐵材及鐵製品 6,484  
農具及工匠具 2,099

|       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1,101 | 1,385 | 4,031 | 1,990 | 6,770 | 1,439 | 1,151 | 1,134 | 3,268 | 4,980 | 6,484 | 2,099 | 1,101 |
| 1,101 | 1,385 | 4,031 | 1,990 | 6,770 | 1,439 | 1,151 | 1,134 | 3,268 | 4,980 | 6,484 | 2,099 | 1,101 |
| 1,101 | 1,385 | 4,031 | 1,990 | 6,770 | 1,439 | 1,151 | 1,134 | 3,268 | 4,980 | 6,484 | 2,099 | 1,101 |
| 1,101 | 1,385 | 4,031 | 1,990 | 6,770 | 1,439 | 1,151 | 1,134 | 3,268 | 4,980 | 6,484 | 2,099 | 1,101 |
| 1,101 | 1,385 | 4,031 | 1,990 | 6,770 | 1,439 | 1,151 | 1,134 | 3,268 | 4,980 | 6,484 | 2,099 | 1,101 |
| 1,101 | 1,385 | 4,031 | 1,990 | 6,770 | 1,439 | 1,151 | 1,134 | 3,268 | 4,980 | 6,484 | 2,099 | 1,101 |
| 1,101 | 1,385 | 4,031 | 1,990 | 6,770 | 1,439 | 1,151 | 1,134 | 3,268 | 4,980 | 6,484 | 2,099 | 1,101 |
| 1,101 | 1,385 | 4,031 | 1,990 | 6,770 | 1,439 | 1,151 | 1,134 | 3,268 | 4,980 | 6,484 | 2,099 | 1,101 |
| 1,101 | 1,385 | 4,031 | 1,990 | 6,770 | 1,439 | 1,151 | 1,134 | 3,268 | 4,980 | 6,484 | 2,099 | 1,101 |
| 1,101 | 1,385 | 4,031 | 1,990 | 6,770 | 1,439 | 1,151 | 1,134 | 3,268 | 4,980 | 6,484 | 2,099 | 1,101 |

三二七







右に依り之を觀るに朝鮮貿易は大正八年以來杜絶し、支那貿易亦全く振はず、露領亞細亞の貿易のみに限られたりしが、大正十二年より對關東縣との貿易を觀、相當の輸入を算するに至れり。從來本島の貿易は輸入振はず、輸出の位置に在りて右に掲ぐる如きものを其主なるものとせしが、大正十二年よりは此位置を轉倒して輸出全く振はざるに至れり。是本島貿易は前述の通り北樺太、沿海州等露領亞細亞を殆ど唯一の得意先としたるを以て、同地方の景氣の盛否は直に貿易の振否に影響を及すこと明かにして、大正九年以來尼港事件に依る北樺太の保障占領の爲め進展の傾向を示し本島貿易の前途に望を抱かしめしも、大正十一年に至りて同地方は金融逼迫し、商品は投資せらるる迄に不景氣の極に達するや輸出貿易は全く不振に陥り曩に輸出品たりしもの却つて輸入品として之を見るに至り、前年に比して實に四十五萬一千二百四十六圓の減少を示し半額に達せず、輸入は却つて増加の趨勢を示すに至れり。大正十二年に入りても同地方の景氣は益々不振に赴き、輸出は前年の約三分の一となり、此結果として同地方の低廉なる石炭、燕麥等一時的に輸入増加し前年の三倍以上に達し茲に初めて輸入超過を見るに至れり。又此年に至り大正九年以來殆ど杜絶の觀ありし對支貿易の復活を見たるも、木材及板等の外見るべきものなく、輸出の趨勢を挽回するに由なく、關東

州よりは稍多額の輸入を見るに至れり。是同地方より低廉精良なる小麥粉、石炭、食鹽等多量の輸入ありたるが爲なり。大正十三年には對露貿易は不振の極に達し、輸出入總額僅に二十八萬七千六百六十三圓に過ぎず、前年に比し増加せるものは關東州よりの輸入額のみとす。惟ふに大正十三年下半年に於て日露交渉成立確認せらるるに至り、北樺太撤兵の風評が大いに影響し住民越年の物資購入を差控ふるに至りたるを、支那動亂の影響に依るか。要するに本島貿易は變動常なく、前途豫測し難きものありたるも今や日露の國交全く恢復し、隣邦支那も遠からず平穩に歸すべきを以て、漸次順調に復し徐々として發展の趨勢を辿るものと觀測せらる。

#### 第四節 商業會議所

本島主要市街地なる豊原町、大泊町及眞岡町には往年より商業會議所類似の私設團體を設け、専ら商工業の發展向上に努め、併せて公設商業會議所の權限に屬する事務を掌理し其の效果没すべからざるものありた。



商工業

るも、法律に準據して設立したるものに非ざれば、往々事業遂行上に不便不利を免れず、依つて商業會議所、法を施行し權能付與の要あるを認め、遂に大正十一年九月之が施行を見たるを以て、同年九月廳令第六十六號商業會議所法施行規則、同第六十七號商業會議所議員選舉規則を發布したり。前記三團體は直に之を解散し、本法に準據して發起創立の認可を得大泊は大正十一年、豊原真岡は何れも大正十二年中に完全に設立せられたり。

以上各商業會議所の私設當時は經費賦課に對し強制力無く、且つ法入格を認められざりしを以て、各地商業會議所との交渉も不便にして其の主張する所は容れられず、義務のみを負担せしめられしこと多かりしも、改設後は、之等の不便を除くを得て専心商工業の促進改善に努力しつつあり。

豊原商業會議所

設立認可 大正十二年三月二十日  
議員定數 普通三十名 特別六名以内

議員現在 普通三十名 特別四名  
官選特別議員 四名  
大泊商業會議所

設立認可 大正十一年九月二十八日  
議員定數 普通三十名 特別六名以内  
議官現在 普通三十名 特別五名  
官選特別議員 四名  
真岡商業會議所

設立認可 大正十二年二月十六日  
議員定數 普通二十四名 特別四名以内  
議員現在 普通二十名 特別三名  
官選特別議員 二名

商工業



商工業

大正十四年度各商業會議所經費收支豫算一覽  
收入之部

| 科目        | 會議所名 | 豐原商業會議所  | 大泊商業會議所   | 真岡商業會議所  |
|-----------|------|----------|-----------|----------|
| 第一款 賦課金   |      | 八,三三三.〇〇 | 一一,三三七.〇〇 | 九,七〇八.五〇 |
| 第一項 營業稅割  |      | 八,〇〇〇.〇〇 | 一一,一五七.〇〇 | 九,三五四.一七 |
| 第二項 鐵產稅割  |      | 一七五.〇〇   | —         | —        |
| 第三項 人頭割   |      | 五二.〇〇    | 一八〇.〇〇    | 三五四.三三   |
| 第二款 寄附金   |      | 五〇.〇〇    | —         | —        |
| 第三款 雜收入   |      | 三〇〇.〇〇   | 一,八三七.〇〇  | 一八五.〇〇   |
| 第四款 督促手数料 |      | —        | —         | 一〇.〇〇    |

商工業

| 科目         | 支出ノ部 | 第一項 俸給   | 第一項 俸給    | 第一項 俸給    |
|------------|------|----------|-----------|-----------|
| 第二項 預金利息   |      | —        | —         | —         |
| 第三項 不用品賣却代 |      | —        | —         | —         |
| 第四項 廣告料    |      | —        | —         | —         |
| 第五項 其他雜收入  |      | —        | —         | —         |
| 第四款 過年度徵收金 |      | —        | —         | —         |
| 第五款 繰越金    |      | —        | —         | —         |
| 計          |      | 八,八三三.〇〇 | 一四,九〇四.〇〇 | 一一,〇九五.〇〇 |
| 第一款 給與費    |      | 五,八〇〇.〇〇 | 八,〇五三.〇〇  | 六,〇九〇.〇〇  |
| 第一項 俸給     |      | 四,五〇〇.〇〇 | 六,三〇〇.〇〇  | 五,八〇〇.〇〇  |



商工業

|     |       |        |
|-----|-------|--------|
| 第二項 | 雜給    | 210.00 |
| 第三項 | 手當    | 200.00 |
| 第四項 | 賞與    | -      |
| 第二款 | 旅費    | 150.00 |
| 第三款 | 町費    | 150.00 |
| 第一項 | 調查費   | 100.00 |
| 第二項 | 廣告費   | 50.00  |
| 第三項 | 通信運搬費 | 150.00 |
| 第四項 | 消耗品費  | 150.00 |
| 第五項 | 什器費   | 50.00  |
| 第六項 | 圖書費   | 100.00 |

三三六

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 210.00 | 250.00 | 210.00 |
| 200.00 | 200.00 | 200.00 |
| -      | 200.00 | 250.00 |
| 150.00 | 200.00 | 250.00 |
| 150.00 | 200.00 | 150.00 |
| 100.00 | 50.00  | 100.00 |
| 50.00  | 50.00  | 50.00  |
| 150.00 | 150.00 | 150.00 |
| 150.00 | 200.00 | 200.00 |
| 50.00  | 20.00  | 150.00 |
| 100.00 | 200.00 | 100.00 |

商工業

|      |       |        |
|------|-------|--------|
| 第七項  | 印刷費   | 250.00 |
| 第四款  | 家屋費   | 50.00  |
| 第五款  | 實業獎勵費 | 100.00 |
| 第六款  | 選舉費   | 50.00  |
| 第七款  | 會議費   | 100.00 |
| 第八款  | 交際費   | 150.00 |
| 第九款  | 聯合會費  | 100.00 |
| 第十款  | 公納金   | -      |
| 第十一款 | 雜費    | 150.00 |
| 第十二款 | 積立金   | -      |
| 第十三款 | 豫備費   | 250.00 |

三三七

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 250.00 | 150.00 | 250.00 |
| 50.00  | 150.00 | -      |
| 100.00 | 100.01 | 100.00 |
| 50.00  | 50.00  | 50.00  |
| 100.00 | 100.10 | 100.00 |
| 150.00 | 100.00 | 100.00 |
| 100.00 | -      | 150.00 |
| -      | 20.00  | -      |
| 150.00 | 250.00 | 150.00 |
| -      | -      | 200.00 |
| 250.00 | 100.00 | 250.00 |



|   |        |         |           |
|---|--------|---------|-----------|
| 計 | 八、八三七円 | 一四、九〇四円 | 一三、〇九三、五〇 |
|---|--------|---------|-----------|

### 第六節 度量衡

露頭時代に於ける本島は開發の見るべきものなく、何等積極的施設の跡を認めず。明治三十八年邦領に歸するや、在住民の大部分は退散し、先住民として在留せるは蒙昧にして民度極めて低き少數の土人と、極めて僅なる露人として、従つて邦領後の本島住民の大部分は内地人なりき。

されば度量衡制度の如きも何等遺跡なく、従つて系統を異にする度量衡器を見ざりしは後年之が統一取締上非常に好都合なりき。然るに一方邦領後度量衡制度の施行なく、雜然として統一なかりしが、比年住民増加し商業取引漸く繁盛に赴き、度量衡制度確立の必要愈々迫れるを以て、大正五年之が調査に着手し、遂に大正八年九月廳令を以て度量衡規則を公布して其の據る所を定め之が統一取締に努めたり。

本則は内地に於ける法令を斟酌して制定せるを以て、其の内容に於て内地に於ける度量衡制度と異なる所なきも、法系を異にする結果實際上の不便尠からざるを以て、遂に大正十二年に至り度量衡法及其附屬法令の施行を見、並に内地と同一制度の下に立つに至れり。

營業免許 度量衡器の制作は商工大臣の免許を要し、度量衡器の修覆及販賣は樺太廳長官の免許する所なり。大正十三年度末營業者数を示せば左の如し。

| 製  | 度    |      | 衡    |      | 器    |      | 計    |      |      |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|    | 作    | 量    | 覆    | 販    | 販    | 量    | 器    | 販    |      |
| 人員 | 營業所數 | 人員   | 營業所數 | 人員   | 營業所數 | 人員   | 營業所數 | 人員   | 營業所數 |
| 1  | 1    | ※ 11 | ※ 22 | ※ 33 | ※ 44 | ※ 55 | ※ 66 | ※ 77 | ※ 88 |

備考 ※を附したるは同年度中に廢業したるものとす。

檢定 度量衡器の檢定に甲種、乙種の二種あり甲種檢定及計量器の檢定は商工大臣之を行ひ、乙種檢定は



商工業

三四〇

樺太廳長官の行ふ所なるも、尙商工大臣の委任に係る甲種検定の一部をも行ひ居れり。大正十三年度中に於ける検定數甲種十六件、乙種三百四十八件にして内不合格は乙種四件なり。

取締 取締には第一種取締と第二種取締とあり。第一種取締とは業務上取引若しは證明の爲め使用し又は使用に供する爲め所持する度量衡器若しは計量器に付検査を行ふを謂ひ、第二種取締とは第一種取締以外の取締を謂ふ。その他度量衡の計量の取締等あり。而して度量衡制度實施せられてより未だ三年を経過せるに過ぎざるが、制度の内容良く周知せられ度量衡法の實施に關しては何等支障を生ぜざるのみならず、取締も亦頗る順調に行はれ居れり。

度量衡器及計量器需用高 大正十二年度中管内營業者の販賣したる度量衡器及計量器の數量及價格を示せば左の如し。但し計量器は大正十二年迄は免許を要せざりしを以て、大正十三年一月より三月迄の分を計上す。

| 度量衡器        |        | 計量器         |        |
|-------------|--------|-------------|--------|
| 度器          | 量器     | 計           | 計      |
| 二四、六〇九      | 四一、四五五 | 二、二三八       | 三〇、九七二 |
| 一一、七九       | 五、一〇九  | 一、三三七       | 二九、六一五 |
| 平均一箇の小賣價格   |        | 平均一箇の小賣價格   |        |
| 度器          | 量器     | 計           | 計      |
| 四、五         | 一、二五七  | 五、六六三       | 三、三    |
| 人口千に對する需用割合 |        | 人口千に對する需用割合 |        |
| 三、三         |        | 三、三         |        |

  

| 計量器         |      | 計量器         |         |
|-------------|------|-------------|---------|
| 計壓器         | 浮坪   | 溫度計         | 生絲織度檢定器 |
| 一           | 二五個  | 四七個         | 一       |
| 一           | 七個   | 九七個         | 一       |
| 平均一箇の小賣價格   |      | 平均一箇の小賣價格   |         |
| 計壓器         | 浮坪   | 溫度計         | 生絲織度檢定器 |
| 一           | 二、六〇 | 二、〇         | 一、三三    |
| 一           | 一、〇〇 | 一、〇〇        | 一、〇〇    |
| 人口千に對する需用割合 |      | 人口千に對する需用割合 |         |
| 三、三         |      | 三、三         |         |

備考 本表數字の右側は箇數、左側は價格なり

商工業

三四一



### 第十三章 警察

#### 第一節 總說

##### 第一款 警察機關の配置

警察機關の配置は稍其の緒に就きしと雖も、拓殖の進展、事業の勃興に伴ひ、漸次戸口の増加を來し、從て其の區域も自然擴大せられ、且つ住民の多くは内地各府縣よりの移住者なるを以て多少人情風俗を異にし、又交通機關の設備全からざるを以て警察機關の配置に相當困難を感ずるに共、實際職務執行上に於ても容易ならざるものあり。然れども已に警察制度刷新の初程を過ぎ漸次整備の域に達しつつありて、尙不斷之が研究に務め其の充實改善を期し居れり。

警察機關

| 警察官署  | 警部補派出所 | 巡查部長派出所 | 巡查駐在所 | 請願巡查派出所 | 巡查派出所 | 計   |
|-------|--------|---------|-------|---------|-------|-----|
| 豊原警察署 |        | 一       | 一〇    |         |       | 一〇  |
| 元泊分署  |        | 二       | 三     |         |       | 五   |
| 大泊警察署 |        | 三       | 八     |         |       | 一一  |
| 留多加分署 |        | 一       | 八     |         |       | 九   |
| 眞岡警察署 |        | 一       | 五     |         |       | 六   |
| 本斗警察署 |        | 二       | 四     |         |       | 六   |
| 野田分署  |        | 一       | 一     |         |       | 二   |
| 泊居警察署 |        | 一       | 五     |         |       | 六   |
| 鶴城分署  |        | 二       | 一     |         |       | 三   |
| 警察    |        |         |       |         |       | 三四三 |







| 警察    |                       | 三四六 |                      |
|-------|-----------------------|-----|----------------------|
| 元泊分署  | 二〇一、三四六 <sup>方里</sup> | 五   | 四〇、四六九 <sup>方里</sup> |
| 大泊警察署 | 二〇八、四六八               | 四   | 四、七三八                |
| 留多加分署 | 一〇五、五三五               | 二七  | 六、二七四                |
| 真岡警察署 | 二〇一、八六〇               | 三   | 三、一五三                |
| 野田分署  | 五九、五七五                | 二   | 五、四二五                |
| 本斗警察署 | 一〇一、五六八               | 一七  | 五、九七四                |
| 泊居警察署 | 一一一、六三一               | 三   | 四、八九七                |
| 鵜城分署  | 三三四、九二三               | 九   | 三七、二二二               |
| 敦香警察署 | 八〇五、〇三〇               | 二   | 七三、一八四               |
| 計     | 二、三三九、九二三             | 二二  | 一一、八九七               |
|       |                       |     | 一、二四一                |

以上の如く地積の擴大なるに比し警察官吏の分布頗る粗にして、敦香警察署の如き其の管轄面積八百五方里餘を有し、巡查一人當面積七十三方里餘となり、最小地積なる野田分署は五十九方里餘、巡查一人當面積五方里餘となり、更に之を一警察署の平均面積として觀るに、二百三十四方里弱にして朝鮮の平均面積六十方里に比し大なる差あり。依つて是等警察機關の配置に就ては地勢、交通の便否其他各種の事情を考慮し遺憾なきを期しつつあり。

人口は一般に稀薄にして、一警察官署の平均人口一萬五千二百七十七人にして、之を朝鮮の平均人口六萬九千餘人に比すれば、約二割一分の人口を有するに過ぎざるなり。

以上の如く其の管轄區域廣大なるのみならず、交通機關の普及未だ全からざるを以て職務執行上困難尠からず、加ふるに普通警察事務の外、國境警備、關稅事務等に關與するは勿論施政初期に於ける整備道程として助長行政事務の援助を要するもの尠からず、常に職員の不足を告げつつあり。今内地に於ける巡查一人當負擔標準を見れば、市郡、北海道及沖繩縣の區に於ては人口三百人乃至八百人にして、平均五百五十八人、郡部に於ては人口六百乃至二千人にして平均千三百人の割合にして、之を管下の實況に看るに巡查一人當七百



二十一人を負擔し、内地の市都に超ゆる事百七十一人、那部に比し五百七十九人の不足を看るなり。然れども前述の如く内地府縣に觀るを得ざる歴大なる地域を管轄するの外、純然たる警察事務以外の事務を管掌するが故に、單に人口の尠少を以て直ちに負擔率を斷する能はざるなり。

第二款 警察官吏の教養

警察官吏の品性、學力の如何は直接警察事務に至大の影響を及ぼすを以て之が品性の陶冶、人格の向上に意を注ぐと共に警察官吏に必須の學術、實務を教養して能率の増進を圖ると共に公務執行上遺憾なきを期せり。

巡査募集 本島、北海道、その他内地より志願者を募集し、應巡査教習所に於て採用試験を行ひ普く人材を求めつつあり。近時應募者多く募集人員の四、五倍に達する現況にして其の素質漸次向上しつつあり。

巡査教習所 本所には教習生及練習生の二種を收容するの外時々特別講習を行ふ。

教習生は新任巡査を收容するものにして期間を四箇月とし、品性の陶冶、人格の向上その他精神的教養の

外實務の基本となるべき學藝、技術を教練す、主なる科目左の如し。

憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、警察法規、實務、劍道、柔道、施繩法、禮式、操練等。

練習生は現に監督の地位に在り又は將來監督者ならむとする者を收容して其の情操を練磨し、監督者として必須の學科、實科を教授するものにして其の期間を三箇月とす。

特別講習は現に特殊勤務に服し又は將來特殊勤務に服する者に對し短期間に刑事、會計其の他是等に必要なる特殊の學科實科を教授するものにして其の期間は其の都度之を定む。

講習生派遣 内務省管理の警察講習所へ普通講習生として現官現職者を選抜派遣するの外、同所開催の各種特別講習及中央衛生會主催の衛生講習會其他此の種の催には努めて職員を派遣し知識の向上普及を圖り素質の改善に努めつつあり。

其の他の施設 各警察官署に文庫を設け、新聞、雜誌及其他新刊書籍を備へ職員の講讀自修を奨励するの外月一回以上之を召集して指導向上を圖りつつあり。



### 第二節 行政警察

#### 第一款 保安警察

##### 第一項 工場及勞務者取締

管下に於ける工場はパルプ工場を除きては概して其の基礎大ならず、軌近勞資問題の喧傳せらるるに鑑み從來の取締令に適當なる改廢を加ふる必要を認め、大正十年十月之が研究調査を遂げ、工場法の精神を採り改正を加へたり。工場に於ける勞働爭議の如きも絶無の状態にて穩健なる發達をなしつつあり。

##### 備考

大正十三年末に於ける管内製紙工場六、製材工場五七、罐詰工場二三、鐵工場九、綿打工場七、其の他の工場三七、計一三九を示し之に使用する男職工三、三四〇、女職工五九五、職工總數三、九三五名を有しあり、又火工場中、鍛冶工場六九、蹄鐵工場二八、製車工場一、鐵工場二一、鐵板工場五あり。

軌近鐵道事業、道路の開鑿、港灣其他の土木工事、森林事業或は礦物の調査乃至採掘業等の旺盛なるもの

あるに伴ひ、土工夫、抗夫、袖夫、流送夫、解舟夫及其他各種勞務者數著しく増加せり、之等のうちには前借詐取、暴行等につき警察上の取締を要するものあり、又は病弱無援にして保護を要するものも尠ならず、且は上役の暴戾に對して取締るべきものなきを保せざるを以て、大正十三年四月勞務者使用取締規則を制定し之が取締に務め居れり。

##### 備考

大正十三年に於ける勞務者數は袖夫一三、三四一、土工七一一、抗夫九四二、流送夫一一一、解夫八二七、日傭人夫六、〇〇一、計二一、九三七名にして、其他鮮人袖夫一九四、土工一八二、支那人土工四〇、抗夫七二名あり。

##### 第二項 原動機

原動機は主としてパルプ工場、製材工場等の使用に供せられ、大正十三年末に於ける五馬力以上のもの現在數は百七十七にして、内二百馬力以上のもの五十八、百馬力以上のもの四、五十馬力以上のもの三あり。原動機の取締に付ては技術員をして巡回検査せしめ事故防止に務めつゝあり。大正十三年中に於けるボイラーの蒸汽噴出したるもの一あり。



警察

第三項 危險物取締

管下に於ける危險物としては未だ壓縮並に液化瓦斯の使用せらるるもの無きを以て、銃砲火藥類は其の主要なるものに屬す。軌道鐵道港灣其他土木事業の勃興に伴ひ、火藥類の需要頗る増加の趨勢を呈するに至れり。火藥類の事故防止に付ては平素之が取締を勵行しつつある所なるも、大正十三年中に於ける事故數三にして數名の傷死者を出したるは遺憾なり。

備考

大正十三年中に於ける火藥類の消費量は、ダイナマイト八、五七三貫、火藥四、九〇四貫、雷管四四九、一〇〇個、電氣雷管一、〇〇〇個、導火線一、一七四、五〇〇尺、信管一、五〇〇個、其他火工品五、四四〇發なり。

第四項 海難

大正十二年中に於ける海難は汽船二十一、帆船十一、發動機船二十九、漁船六、其他十、計七十七にして、人畜死傷數二百四十、損害貨物數二千六百九十九個、木材二千二百二十二石、硫黃二百噸、損害價格總計約四十八萬八千六百二十二圓なり。而してその原因は汽船にありては航行中濃霧の爲め針路を誤りて衝突又は坐礁し

たるもの、發動機船は航行中暴風激浪に遭ひ、漁船は出漁中遠かの暴風激浪に依るものにして、濃霧は五月乃至七月に、又海上の時化は天候の激變し易き二月乃至四月及九月乃至十一月の季に於て事故最も多し。

第五項 建物火災

建物火災は戸口の増加に伴ひ逐年増加の傾向あり。大正十年及同十一年に於ける眞岡及泊居の大火の發生に鑑み、煙筒取締を勵行し、消防組頭會議の結果たる火災豫防の諸計劃の實行を促し、或は屋上制限令に基く準備施設を慫慂し、其他活動寫眞を利用しボスターの頒布、火防劇及講演會を開催し、警火觀念の普及を圖り是が豫防被害の軽減に務めつつあり。

備考

大正十三年中に於ける火災は九五回、燒失戸數一八四戸、損害額四八、八五二圓、死傷者二五名あり、之を月割に觀るときは一月十二、二月十三、三月十三、四月七、五月八、六月五、七月一、八月七、九月八、十月七、十一月六、十二月八にして一、二、三月の度數は最も多し是れ火氣を最も多く使用する關係なり、之が原因には種々ありと雖もスートフ煙筒に基因するもの最も多く其他焚火の不仕末、爐火、バーチカ、小兒弄火、提灯、神佛燈火、風呂場、火鉢の

警察



警察

不仕末等之に次ぐ。

第六項 林野火災

管下に於ける林野火災は數年來の蟲害木發生に依る官行斫伐に伴ふ伐木事業の勃興に依り其の機會を多からしめたり。

備考

之が原因は煙草の吸殻四四、焚火の不仕末一五、汽車の煤煙一六、開墾火入一三、山火の殘火

一二、煙筒の飛火三、塵芥燒一一、其他原因不明に基因するもの三八件あり。其最も頻發するは五、六、七月の地物の乾燥したる時季にして木枯の候之に次ぐ。

若一度大事なるはさき到底消防の目的を達する能はず云ふも過言にあらざるが故に、建物火災と同様事前防止に努めざるべからず、之が防止上左の方法を講じつつあり。

一、防火思想の宣傳 各警察署をしてポスターを配付せしめ、又は時々活動寫眞映寫並に講演等をなさしむ。

二、山林巡視 融雪乾燥期に入るや林野火災取締專務の警察官を派し、又國有林野警防委員を囑託して、

各部落毎に受持區域を限定し絶えず巡回せしめて失火者を取締るに共に、一面山火を迅速に見出し火の内に消止むるに力めつつあり。

三、汽車の煤煙より火の粉の飛散防止 鐵道沿線にありては汽車の火粉發散の爲め危險を興ふることは實例に徴し明かにして、之が防止策として鐵道事務所と交渉未然防止の方法を講じつつあり。

四、林野火入の取締 林野火災の原因の一として火入の延焼より來るもの少しとせず、林野火入取締規則を制定し之が取締に努めつつあり。

第七項 消防組

管下に於ける大正十三年末現在の公設消防組數四十四、組員總數四千六百九十六名あり、消防組の設備に對しては補助金を交付し仍て一層の改善發達を圖りつつあり。物的設備として目下自動車唧筒一、蒸汽唧筒四、ガソリン唧筒八、腕用唧筒八十を算す。

第二款 風俗警察

警察



警察

娼妓、藝妓、酌婦の取締に付ては略々内地と同一制度にして特記すべき事なく、遊廓は豊原、真岡の二あるのみ。

備考 大正十三年末に於ける貸座敷四一、料理店四八八、娼妓二〇三、藝妓六〇二、酌婦九六四なり。

第三款 交通警察

海上 海上の交通は遞信省並に樺太廳の各命令定期船あり。前者は北海道、函館及小樽を起點として大泊真岡間を就航し、後者は前記の區間以外更に内地と本島各地との間又は本島沿岸各地間を航海するものにして其の數は既に汽船約二十隻發動機船約十隻に及び其の他の私有不定期の汽船又は發動機船の航行逐次増加し殊に大正十二年五月には稚内大泊間、大正十三年八月には稚内本斗間に連絡航路開始せられ、之に伴ふ事故の發生も亦滋からむとするの傾向あるを以て、主要港たる大泊、真岡に配置せる專任警察官吏は勿論、其の他の沿岸各警察官署に於ては、小廻船、舢舨の各營業取締規則乃至各船舶の出入時に於ける臨檢等の勵行に依り警察事故の防遏に努めつつあり。

陸上 事故甚だ稀なり。

備考 管下に於ける大正十三年末諸車數自動車二三、自轉車一、五七五、人力車一九、荷馬車(又は轎)一、六三四、客馬車(又は轎)一九五、犬轎二二二あり。

港 管下に於ける開港は大泊、真岡の二港に過ぎず、而も沿海州の撤兵以來就中大正十二年に於ては貿易船の來往頼に減少し、從て其の不開港入港は天災又は炭水缺乏等眞に已むを得ざる場合のもののみにして、從來憂慮して嚴戒しつゝ、ありし沿岸各地の不開港に於ける關稅事犯も殆ど絶無に歸したるの狀況にあり。

第四款 營業警察

各取締規則により取締をなしつゝあり。

備考 管下大正十三年末に於ける諸營業の主なるもの、旅人宿四八四、飲食店五六二、質屋一二八、古物商四八〇、湯屋營業七四、乗合馬車營業一五七、舢舨營業八〇、小廻營業八五、雇人口入業五七、代書業一二九、遊戯場三八、鍼灸術營業七〇あり。

警察



## 第三節 司法警察

最近各種事業の勃興せる爲人口増加し事務煩雜になれるに伴ひ、一般犯罪の如きも前年に比し著く多きを加へたり。大正十三年中に於ける犯罪中主要なるものを擧ぐるに、詐欺の千八百八十四件、竊盜九百七十二件、横領二百七十六件なりとす。之を前年に比すれば詐欺に於て三百八十八件、竊盜二百八十一件、横領六十件の増加を見たり。犯罪中詐欺の多き原因は勞務者の前借詐欺に因るものなり、然れども之等犯行の豫防檢舉に付ては警察機關の充實を圖り、捜査の周到を期したる爲め檢舉歩合九割強の好成績を擧げ居れり。

## 第十四章 醫事衛生

## 第一節 總 說

領有以來衛生設備は漸を追ふて備り、衛生思想は次第に發達し、現今市街地の如きは殆ど遺憾を感ぜざる域に達せり。之加本島には風土病と稱すべき特殊のものも亦あるなく、傳染病の如きも時々少數の發生を見たることあれど部分的にして、コレラ、マストの如きは未だ曾て發生することなし。然れども村落に在りては衛生施設未だ全からず、衛生思想の普及充分ならざるものあるを以て、其の衛生思想を喚起し施設改善を要するもの尠からず、従つて今後の施設改善は唯此の方面にのみ限られ居れり。唯拓殖の進展と共に逐年人口増加し、交通頻繁となるに伴ひ各種病菌傳播の虞なしとせざるを以て、益々一般衛生思想の涵養衛生施設の完備に移め之が豫防を計りつゝあり。



醫事衛生

三六〇

醫藥機關は醫師百三十五、齒科醫師二十七、藥劑師十八、藥局十四あり。人口の比率よりすれば内地及各殖民地に比し寧ろ優れり。雖も本島は人口に比し面積廣汎なるを以て、尙之が充實の必要を認め計畫中なり。尙病毒傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては、嚴重取締を勵行する外、之を指導して自發的病害豫防に努む、今之等衛生營業者を示せば左の如し。

衛生營業者 (大正十四年四月十日現在)

| 警察官署別 | 業別    |      |
|-------|-------|------|
|       | 市場    | 理髮業  |
| 豐原    | 二     | 六    |
| 元泊    | 一     | 三    |
| 大泊    | 三     | 三    |
| 多加    | 一     | 六    |
| 計     | 七     | 一八   |
|       | 青涼飲料水 | 氷雪營業 |
| 豐原    | 二     | 三    |
| 元泊    | 一     | 三    |
| 大泊    | 一     | 三    |
| 多加    | 一     | 三    |
| 計     | 五     | 一三   |
|       | 牛乳搾取  | 屠場   |
| 豐原    | 九     | 一    |
| 元泊    | 二     | 一    |
| 大泊    | 八     | 一    |
| 多加    | 一     | 一    |
| 計     | 二〇    | 四    |
|       | 賣肉業   | 屠獸業  |
| 豐原    | 〇     | 二    |
| 元泊    | 五     | 一    |
| 大泊    | 三     | 一    |
| 多加    | 三     | 一    |
| 計     | 一〇    | 四    |
|       | 屠夫    | 汚物掃除 |
| 豐原    | 七     | 三    |
| 元泊    | 一     | 一    |
| 大泊    | 一     | 一    |
| 多加    | 一     | 一    |
| 計     | 一〇    | 六    |

| 警察官署別 | 業別    |      |
|-------|-------|------|
|       | 市場    | 理髮業  |
| 眞岡    | 一     | 六    |
| 野田    | 一     | 三    |
| 本斗    | 一     | 三    |
| 泊居    | 一     | 三    |
| 鶴城    | 一     | 三    |
| 敷香    | 一     | 六    |
| 計     | 五     | 一八   |
|       | 青涼飲料水 | 氷雪營業 |
| 眞岡    | 一     | 三    |
| 野田    | 一     | 三    |
| 本斗    | 一     | 三    |
| 泊居    | 一     | 三    |
| 鶴城    | 一     | 三    |
| 敷香    | 一     | 六    |
| 計     | 五     | 一三   |
|       | 牛乳搾取  | 屠場   |
| 眞岡    | 一     | 一    |
| 野田    | 一     | 一    |
| 本斗    | 一     | 一    |
| 泊居    | 一     | 一    |
| 鶴城    | 一     | 一    |
| 敷香    | 一     | 一    |
| 計     | 五     | 五    |
|       | 賣肉業   | 屠獸業  |
| 眞岡    | 一     | 一    |
| 野田    | 一     | 一    |
| 本斗    | 一     | 一    |
| 泊居    | 一     | 一    |
| 鶴城    | 一     | 一    |
| 敷香    | 一     | 一    |
| 計     | 五     | 五    |
|       | 屠夫    | 汚物掃除 |
| 眞岡    | 一     | 一    |
| 野田    | 一     | 一    |
| 本斗    | 一     | 一    |
| 泊居    | 一     | 一    |
| 鶴城    | 一     | 一    |
| 敷香    | 一     | 一    |
| 計     | 五     | 五    |

第二節 醫療機關

第一款 醫院

明治四十年四月コルサコフ(大泊)に樺太廳醫院を設置シウラジミロフカ(豐原)及マウカ(眞岡)に其の分院  
醫事衛生

三六一



醫事衛生

三六二

を置き、一般患者の診療を開始せるが同年九月マウカ分院を廢止し、翌四十一年四月ウラジミロフカ分院を豊原分院と改稱したるが同年十月樺太廳醫院を豊原に移すと共に大泊を分院とし、尙眞岡分院を復活して同年十一月より診療を開始す、超えて大正五年四月分院を廢止して豊原の外大泊及眞岡に樺太廳醫院を置く、爾來之が擴張改善を圖り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつつあり。

豊原醫院

土地及建坪 敷地一二、四八〇坪、建物 九七〇坪  
 入院室 普通 二二室、傳染 八室  
 收容定員 普通 五六人、傳染 一九人  
 科別 内科、外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、牙科、齒科  
 職員 醫長一、醫官三、醫員四、藥局員一、書記一、雇員六、看護婦一七  
 大正十三年中 入院 普通 一五、七八八人  
 傳染 二、〇三九人

患者延人員

外來 六七、一〇三人

大泊醫院

土地及建坪 敷地 八一三坪、建物 二四三坪  
 入院室 普通 一四室、傳染 四室  
 收容定員 普通 三六人、傳染 七人  
 科別 内科、外科、産科、婦人科、耳鼻咽喉科、小兒科、眼科  
 職員 醫長一、醫官一、醫員四、醫務囑託一、藥局員一、書記一、雇員七、看護婦一五、  
 大正十三年中 入院 普通 一二、三四三人  
 傳染 一、三六九人  
 患者延人員 外來 一一二、七六二人

眞岡醫院

土地及建坪 敷地 三、七二五坪、建物 四八二坪  
 醫事衛生

三六三



醫事衛生

入院室 普通 一九室、傳染 四室  
 收容定員 普通 三八人、傳染 七人  
 科別 内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科  
 職員 醫長一、醫官四、藥局員一、書記一、雇員五、看護婦一二  
 大正十三年中 入院 普通 一〇、六六九人  
                   傳染 九九二人  
 患者延人員 外來 五四、九九四人

第二款 公 醫

管内樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ、一定の受持區域を指定して一般醫務、傳染病豫防、種痘、保健事務等を擔任せしめ、一定の補助を與ふ、現在其の數四十七名あり。

第三款 醫師及齒科醫師

人口及土地の關係上大規模の病院を經營するものなく其の多くは單獨經營にて小規模なり。

備考 醫師數大正十三年未現在一三五人にして、醫師一人に對する人口一、二七人即ち人口一〇、〇〇〇に對し、醫師八人八分七厘に當り、之を内地及各殖民地に比較するに朝鮮の一九人二分四厘に亞ぎて第二位に在り、第三位は内地の七人六分一厘、第四位北海道六人四分八厘、第五位臺灣三人六分八厘等にして南滿州鐵道附屬地の三人八厘、關東州の二人八厘等之に次ぐ。  
 齒科醫師數は二十七人にして、齒科醫師一人に對する人口五千六百三十八人、即ち人口二〇、〇〇〇に付一人七分七厘に當り、内地、殖民地を通じて第一位に在り。  
 大正十三年末醫師、齒科醫師、産婆、看護婦、鍼灸術營業者左の如し。

醫師

醫事衛生



醫事衛生

| 資格          | 管轄警察官署 |    |    |     |    |    |    |    |    |    |   |
|-------------|--------|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|---|
|             | 豐原     | 元泊 | 大泊 | 留多加 | 真岡 | 野田 | 本斗 | 泊居 | 鶴城 | 敷香 | 計 |
| 官公立大學卒業     |        |    |    |     |    |    |    |    |    |    |   |
| 官公醫學專門學校卒業  | 四      | 一  | 一  | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一 |
| 府縣立醫學專門學校卒業 |        |    |    |     |    |    |    |    |    |    |   |
| 私立醫學專門學校卒業  |        |    |    |     |    |    |    |    |    |    |   |
| 醫術開業試驗及第    | 三      | 一  | 五  | 四   | 一  | 一  | 一  | 二  | 一  | 一  | 一 |
| 假免許         | 三      | 一  | 三  | 五   | 四  | 一  | 一  | 二  | 一  | 一  | 一 |
| 計           | 三      | 一  | 三  | 五   | 四  | 一  | 一  | 二  | 一  | 一  | 一 |

齒科醫師

| 資格           | 管轄警察官署 |    |    |     |    |    |    |    |    |    |   |
|--------------|--------|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|---|
|              | 豐原     | 元泊 | 大泊 | 留多加 | 真岡 | 野田 | 本斗 | 泊居 | 鶴城 | 敷香 | 計 |
| 私立齒科醫學專門學校卒業 |        |    |    |     |    |    |    |    |    |    |   |
| 齒科醫術開業試驗及第   | 二      | 一  | 一  | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一 |
| 假免許          | 九      | 三  | 四  | 二   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一 |
| 計            | 九      | 三  | 四  | 二   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一 |

產婆、看護婦、鍼灸術

| 業別  | 管轄警察官署 |    |    |     |    |    |    |    |    |    |   |
|-----|--------|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|---|
|     | 豐原     | 元泊 | 大泊 | 留多加 | 真岡 | 野田 | 本斗 | 泊居 | 鶴城 | 敷香 | 計 |
| 產婆  | 二      | 一  | 一  | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一 |
| 看護婦 | 三      | 一  | 一  | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一 |
| 鍼灸術 | 三      | 一  | 一  | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一 |
| 計   | 三      | 一  | 一  | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一 |

醫事衛生



|     |    |   |   |   |   |   |   |    |
|-----|----|---|---|---|---|---|---|----|
| 看護婦 | 二四 | 一 | 三 | 三 | 一 | 一 | 一 | 五〇 |
| 減災術 | 一五 | 一 | 九 | 一 | 三 | 二 | 一 | 五九 |

### 第三節 救療機關

財團法人樺太慈惠院あり、第六章第二節に記述したるものにして自活し得ざる者の救護及貧困患者の救療を目的とす。敷地二千三百四十坪、建坪二百九十六坪餘、資産六萬九千二百八十三圓餘、收容定員普通病室八室、五十五人、精神病室四室、四人を有す。現在收容しつゝあるは町村の委託に依る行旅病人及精神病者並に私人委託の精神病者及貧困者、教育者にして外來患者なし、最近三年間に於ける收容人員左の如し。

| 年次    | 區別 | 收容人員 (年末調査) |     |    |       |
|-------|----|-------------|-----|----|-------|
|       |    | 越入          | 出   | 現在 | 延人員   |
| 大正十一年 |    | 四七          | 一三三 | 三三 | 一〇七三  |
| 大正十二年 |    | 三七          | 九二  | 三九 | 九、九四二 |
| 大正十三年 |    | 三九          | 九二  | 三九 | 八、八七七 |

### 第四節 藥品

警察部及各警察官署並に樺太廳醫院に藥品監視員二十四名を配置し藥品の取締に任ずる外、警察官吏に依り醫師藥室、藥局、藥種商及製藥場の全部に對し年一回乃至二回以上一齊に臨檢すると共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析試験を執行し、以て不良藥局、藥品、其の他の取締を爲しつゝあり現在製藥品



目はアスタトーゼ、酒精、石炭酸水、亞鉛華軟膏、肝油、沃度、鹽化加里、クロールナトリウム、硫酸加里、沃度加里、硝石及グリセリン等とす。

賣藥製造に就ては賣藥検査員四名を樞要地に配置し、其の製造場及製品を検査監視す。現在賣藥製造業者三十一人、此の免許方數三百三十一方とす。以上の外内地より移入し販賣せらるゝ賣藥比較的多數を占むるも、各店輔に臨み又は行商途中に於て或は必要量を收去して検査取締を勵行しつゝあり現在營業者數左の如し。

藥劑師、藥種商其他 (大正十四年四月十日現在)

| 警察官署別 | 種別  | 藥劑師 | 藥局 | 藥種商 | 製藥者 | 賣藥業 | 賣藥請賣 | 賣藥行商 |
|-------|-----|-----|----|-----|-----|-----|------|------|
| 豐原    | 藥劑師 | 五   | 四  | 三   | 五   | 八   | 三    | 六〇   |
| 元泊    | 藥劑師 | 一   | 一  | 三   | 一   | 一   | 六    | 一    |
| 大泊    | 藥劑師 | 五   | 三  | 八   | 三   | 九   | 九    | 二五   |

| 留多加 | 本斗 | 真岡 | 野田 | 泊居 | 泊城 | 數鷗 | 計  |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 一   | 一  | 三  | 二  | 二  | 一  | 一  | 一八 |
| 一   | 一  | 二  | 二  | 二  | 一  | 一  | 一四 |
| 二   | 六  | 三  | 三  | 七  | 二  | 二  | 三〇 |
| 二   | 八  | 四  | 一  | 一  | 一  | 一  | 三三 |
| 一   | 一  | 五  | 三  | 五  | 一  | 一  | 二七 |
| 一六  | 七  | 七  | 六  | 四  | 四  | 五  | 三三 |
| 一   | 八  | 一  | 四  | 一  | 一  | 一  | 二六 |

第五節 海港檢疫

海外との航通關係は北樺太及沿海州との間に於て小船舶に依るもの比較的頻繁なるも、其他は年内五指を屈  
醫事衛生 三七二



するに足らず。従て傳染病殊にコレラ、ペストの流行地と目すべき南支那、印度、ヒリツピン諸島方面より來航せしもの曾てなく、又外航船に依り斯種病原の侵襲を見たる事實更になし。されば海港檢疫に關しては法規未だ制定せられず、唯是等船舶の入港に際して醫師、警察官吏立會の上船員船客の健康診斷を勵行し、貨物の陸揚及鼠族昆蟲驅除の監視を爲し、之が第一の防遏に努めつつあり。

### 第六節 檢 微

娼妓。豊原及真岡に貸座敷の設置あり。茲に居住する娼妓は各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て每週一回醫師の健康診斷を受けしめ、其の傳染性疾患の中輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太廳醫院に入院治療せしめ、其の料金を半減す。大正十二年中の成績は受診延人員八千四百一人に對し、有病者數毒二十三人、痲病五十五人、軟性下疳二十二二人、其他二十六人、計百二十六人にして有病率は一・五%を示す。藝妓及酌婦。藝妓及酌婦には其の土地の状況に依り毎月一回乃至三回指定したる醫師の健康診斷書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患には治癒に至る迄就業を停止し、入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す、大正十二年中の成績は藝妓受診延人員一萬四千七百七十二人に對し、有病者數毒三十九人、痲病百三人、軟性下疳七十三人、其他十七人、計二百三十三人、此の有病率は一・五七%にして、又酌婦受診延人員二萬九千九百十八人に對し、有病者數毒八十九人、痲病三百三十一人、軟性下疳百三十五人、其他五十一人、計六百六人にして有病率は二・二%なり。

### 第七節 飲料水及氷

#### 第一款 上 水

現に上水道の設備あるは豊原町のみにして、泊居町、真岡町、野田町、名好村の外本斗町及大泊町の一部には簡易上水道あり。輒近各地共人口増加し之が飲料水の供給に關しては相當考慮せられつ、あるが就中大泊町は近時人口の増加夥しきと、地勢の關係上一部飲料水潤澤ならざる箇所あり、之が供給に困難を感じたる結果適當なる水源を得て上水道設備の計劃の下に目下準備調査を進めつつあり。



之等以外の地に於ては一般に井水又は泉水を飲料に供し居れるが、部分的には河水を濾過使用せる者あり之等井水に對しては順次水質検査を行ひ、飲料の適否を明かにして衛生上の不安なからしむべく計畫中なり。

第二款 清涼飲料水

清涼飲料水營業者及之が製造場は豊原町、大泊町及真岡町に各一あり、其製造前及製造期間中は時々現場に技術者、警察官吏を派遣し、水質並に製品に對し理化學的試験を行ひ、且つ販賣業者に就ては賣品の検査を施行して不良品の取締を爲す。大正十三年中に於ける製造高はラムネ四萬九千三百二十本(約二十八箱)、サイダー類二十六萬千八百七十六本(五千四百五十六箱)、果實蜜其他三萬四百八十本(六百三十五箱)にして殆ど管内に於て之を消費す。尙移入品甚だ多く管内製品に數倍する現況なり。

第二款 氷

管内は寒冷時比較的永く且つ場所費用及分量等の關係上天然氷を採取するを最適とする爲め未だ氷製造場

の設置を見ず、天然氷は氷結前現場を調査し夾雜物其の他の混入を防ぐべき装置を爲さしめ、水質試験施行の結果優良なるもののみ採取せしむ。尙採取後其の融解水の試験表を徴する外販賣場に就き検査を行ひ必要に依り試験材料を収去して検査する等品質改善に努めつつあり。大正十三年に於ける營業者十二名、採取場十四箇所此の採氷量飲食用氷二千七百五十一萬三千貫(十一萬四千六百三十七噸)、冷藏用氷十五萬五千貫(六百四十五噸)を示し、其の質良好にして管外移出高比年増加する狀況なり。

第八節 傳染病

法定傳染病 法定傳染病は腸チフスを首位とし、デフテリア、パラチフス之に亞ぎ、其の他赤痢、猩紅熱、流行性腦脊髄膜炎、痘瘡、發疹チフス等の發生に至りては微々たるものにして、コレラ及ペストは曾て其の侵襲を見たる事なし。

從來廳費を以て直接之が豫防及消毒事務一切を處理し、患者收容場所として豊原、大泊、真岡の各醫院に傳染病室を附置し之が收容治療を爲しつゝありしが、大正十一年四月町村制を一部地域に施行し、次で翌十



醫事衛生

二年四月全管内に施行せられたる結果其の事務の一部は町村に於て之を管掌すること、なれり。比年人口増  
加し交通頻繁なるに伴ひ患者遞増するのみならず、從來發生を見ざりし細菌の傳播する處あるを以て、諸  
般の設備を整へ之が豫防々遇に努む。

大正十三年中管内に發生したる傳染病患者は、合計五百五十九人内死亡百二十八人にして之が種別、人口  
との割合及死亡率を示せば左の如し。

傳染病患者及死亡

| 年 別  | 患者       |   |
|------|----------|---|
|      | 別        | 死 |
| 四十一年 | 傷チアス     | 二 |
|      | テリアフ     | 一 |
| 四十一年 | チバアラ     | 一 |
|      | 猩紅熱      | 一 |
| 四十一年 | 赤痢       | 一 |
|      | 痘瘡       | 一 |
| 四十一年 | 流行性腦脊髄膜炎 | 一 |
|      | 發疹チアス    | 一 |
| 四十一年 | 計        | 三 |
|      |          | 五 |

醫事衛生

| 年 別  | 患者       |   |
|------|----------|---|
|      | 別        | 死 |
| 四十一年 | 傷チアス     | 二 |
|      | テリアフ     | 一 |
| 四十一年 | チバアラ     | 一 |
|      | 猩紅熱      | 一 |
| 四十一年 | 赤痢       | 一 |
|      | 痘瘡       | 一 |
| 四十一年 | 流行性腦脊髄膜炎 | 一 |
|      | 發疹チアス    | 一 |
| 四十一年 | 計        | 三 |
|      |          | 五 |